

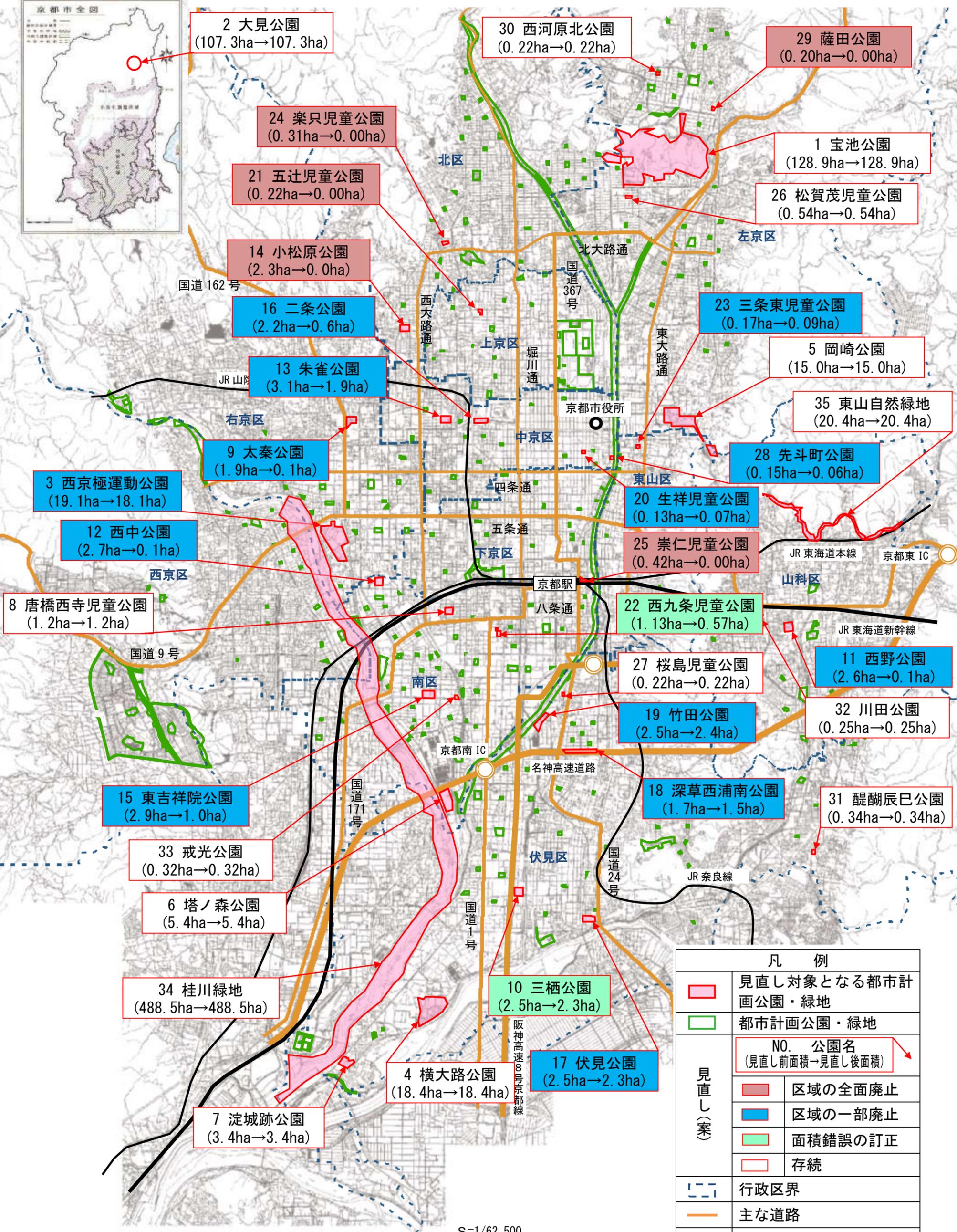
長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（素案）の一覧

(H25.1.9)

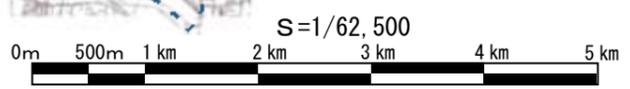
NO.	種別	名称	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	見直し検討手順						見直し（案）	廃止面積 (ha)
					1	2	3	4	5	6		
1	広域	宝池公園	128.9	66.2	適	無	充	→	高	→	存続(変更なし)	0
2	〃	大見公園	107.3	107.3	適	無	充	→	低	存	存続(変更なし)	0
3	運動	西京極運動公園	19.1	1.0	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.0
4	〃	横大路公園	18.4	2.1	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
5	総合	岡崎公園	15.0	1.0	適	無	不	不	→	→	存続(変更なし)	0
6	地区	塔ノ森公園	5.4	5.4	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
7	〃	淀城跡公園	3.4	1.7	適	有	→	→	→	→	存続(変更なし)	0
8	近隣	唐橋西寺児童公園	1.2	0.1	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
9	〃	太秦公園	1.9	1.8	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.8
10	〃	三栖公園	2.5	0.2	/	/	/	/	/	/	面積錯誤の訂正	0
11	〃	西野公園	2.6	2.5	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	2.5
12	〃	西中公園	2.7	2.6	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	2.6
13	〃	朱雀公園	3.1	1.2	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.2
14	〃	小松原公園	2.3	2.3	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	2.3
15	〃	東吉祥院公園	2.9	1.9	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.9
16	〃	二条公園	2.2	1.6	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.6
17	〃	伏見公園	2.5	0.2	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.2
18	〃	深草西浦南公園	1.7	0.2	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.2
19	〃	竹田公園	2.5	0.4	適 適	無 無	不 不	充 充	低 高	廃 →	区域の一部廃止	0.1 0
20	街区	生祥児童公園	0.13	0.06	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.06
21	〃	五辻児童公園	0.22	0.22	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.22
22	〃	西九条児童公園	1.13	0.56	/	/	/	/	/	/	面積錯誤の訂正	0
23	〃	三条東児童公園	0.17	0.08	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.08
24	〃	楽只児童公園	0.31	0.31	適	無	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.31
25	〃	崇仁児童公園	0.42	0.42	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.42
26	〃	松賀茂児童公園	0.54	0.34	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
27	〃	桜島児童公園	0.22	0.11	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
28	〃	先斗町公園	0.15	0.09	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.09
29	〃	薩田公園	0.20	0.20	適	無	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.20
30	〃	西河原北公園	0.22	0.22	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
31	〃	醍醐辰巳公園	0.34	0.01	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
32	〃	川田公園	0.25	0.02	適	無	不	不	→	→	存続(変更なし)	0
33	〃	戒光公園	0.32	0.32	適	無	不	充	低	存	存続(変更なし)	0
公園計			330.2	202.7	/	/	/	/	/	/		16.8
34	緑地	桂川緑地	488.5	461.2	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
35	〃	東山自然緑地	20.4	1.8	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
緑地計			508.9	463.0	/	/	/	/	/	/		0
合計			839.1	665.7	/	/	/	/	/	/		16.8

区域の全面廃止：都市計画公園・緑地の計画区域がすべて未着手であり、計画区域のすべてを廃止
 区域の一部廃止：都市計画公園・緑地の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域のすべてを廃止又は一部を廃止
 存続（変更なし）：都市計画公園・緑地の計画区域をそのまま存続
 面積錯誤の訂正：都市計画公園・緑地の計画面積を計画区域に合わせて訂正
 ※ 開園している区域は廃止しません。
 ※ 見直し検討手順はそれぞれ 1「都市計画決定理由の検証」適(適合)or 不(不適合), 2「上位計画等での位置付けの有無」有 or 無, 3「公園・緑地の配置等の状況」充(充足)or 不(不足), 4「代替となる「みどり」の配置等の状況」充(充足)or 不(不足), 5「実現性の評価」高 or 低, 6「総合評価」廃(廃止)or 存(存続)の判断結果を示す。(→)は手順上、評価しない項目を示す。

長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（素案）



凡例	
	見直し対象となる都市計画公園・緑地
	都市計画公園・緑地
見直し(案)	NO. 公園名 (見直し前面積→見直し後面積)
	 区域の全面廃止
	 区域の一部廃止
	 面積錯誤の訂正
	存続
	行政区界
	主な道路
	JR



広域公園・総合公園・運動公園・緑地における一人当たり面積の充足の考え方について（補足）

1. 公園種別ごとの一人当たり面積充足の判定方法

広域公園（宝池公園・大見公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 10 m²/人のうち広域公園が担う分は 1.0 m²/人（2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり広域公園面積が 1.0 m²以上であれば充足と判断します。

※京都府広域緑地計画における京都市を含む一人当たり公園面積の目標は 10 m²/人（2. 参考資料②参照 平成 22 年度府民一人当たり面積約 7 m²/人）

- ・府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園（府営）92.3ha，丹波自然運動公園（府営）53.2ha，丹後海と星の見える丘公園（府営）143.2ha，宝池公園（市営）62.7ha），府総人口：2,627千人（平成 22 年）
- ・府民一人当たり広域公園面積=1.34 m²/人 ≥ 1.00 m²/人

運動公園（西京極運動公園・横大路公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 10 m²/人のうち運動公園が担う分は 0.75 m²/人（2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり運動公園面積が 0.75 m²以上であれば充足と判断します。

- ・市全体の運動公園面積：83.9ha（桂川緑地 5.7ha，久世橋西詰公園 3.5ha，久世橋東詰公園 1.7ha，桂川緑地久我橋東詰公園 13.1ha，西京極運動公園 18.1ha，桂川緑地上野橋東詰公園 1.6ha，桂川緑地離宮前公園 1.8ha，宇治川公園 13.6ha，横大路公園 16.3ha，伏見桃山城運動公園 8.6ha，），都市計画区域人口：1,465千人（平成 22 年）

- ・都市計画区域人口一人当たり運動公園面積=0.57 m²/人 ≤ 0.75 m²/人

- ・上記運動公園面積のみでは充足とは判定できないため，対象を運動公園見合い施設に拡大

- ・運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記運動公園，府営公園（嵐山東公園，伏見港公園，鴨川公園，洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園，羽東師運動広場，淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha），

※運動施設部分は図上計測，結果は右記のとおり

都市計画区域人口：1,465千人（平成 22 年）

- ・都市計画区域人口一人当たり運動公園見合い施設面積=0.81 m²/人 ≥ 0.75 m²/人

名称	面積(ha)
嵐山東公園	5.73
伏見港公園	3.82
鴨川公園	10.26
洛西浄化センター公園	5.68
桂川運動公園	4.58
羽東師運動広場	2.62
淀・桂グラウンド	2.47
計	35.16

総合公園（岡崎公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 $10 \text{ m}^2/\text{人}$ のうち運動公園が担う分は $1.5 \text{ m}^2/\text{人}$ （2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり総合公園面積が 1.5 m^2 以上であれば充足と判断します。
- ・市全体の総合公園面積：26.4ha（岡崎公園（市営）13.9ha，梅小路公園（市営）12.5ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域人口一人当たり総合公園面積 $=0.18 \text{ m}^2/\text{人} \leq 1.5 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・上記総合公園面積のみでは充足とは判定できないため，対象を総合公園見合い施設に拡大
- ・総合公園見合い施設面積：89.7ha（上記総合公園，京都御苑63.3ha）都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域人口一人当たり総合公園見合い施設面積 $=0.61 \text{ m}^2/\text{人} \leq 1.5 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・総合公園については「充足していない」

緑地（桂川緑地・東山自然緑地）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 $10 \text{ m}^2/\text{人}$ のうち都市緑地を含むその他の公園が担う分は $4.25 \text{ m}^2/\text{人}$ （2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たりその他の公園面積が 4.25 m^2 以上であれば充足と判断します。
- ・市全体のその他の公園面積：201.1ha（風致公園20.8ha，交通公園2.1ha，墓園3.1ha，都市林134.0ha，広場公園0.2ha，都市緑地18.0ha，緑道22.9ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域一人当たりその他の公園（緑地含む）面積 $=1.37 \text{ m}^2/\text{人} \leq 4.25 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・上記その他の公園面積のみでは充足とは判定できないため，桂川河川敷等の緑地の未着手区域を代替となる「みどり」として捉える
- ・代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記その他の公園，未着手緑地区域463ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域一人当たり「みどり」面積 $=4.53 \text{ m}^2/\text{人} \geq 4.25 \text{ m}^2/\text{人}$

2. 参考資料

- ①「都市計画中央審議会」平成7年7月答申における都市公園等整備の長期目標の内訳から算出した標準値10㎡/人あたりの公園種別ごとの内訳

公園種別		標準値の内訳 (㎡/人)
基幹公園	住区基幹公園	2.0
	街区公園	0.5
	近隣公園	1.0
	地区公園	0.5
	都市基幹公園	2.25
	総合公園	1.5
運動公園	0.75	
その他公園	特殊公園	4.25
	緩衝緑地	
	都市緑地	
	緑道	
	都市林	
大規模公園	大規模公園	1.5
	広域公園	1.0
	国営公園	0.5
都市公園等合計		10.0

- ②京都府広域緑地計画における一人当たり公園面積の目標

- 21世紀初頭には“緑の政策大綱（平成6年9月策定）”に示された目標値（20㎡/人）を目標としつつ、府と市町村が力を合わせて、当面今後10年間の中期的目標として一人当たり公園面積を15㎡に引き上げます。



No.1

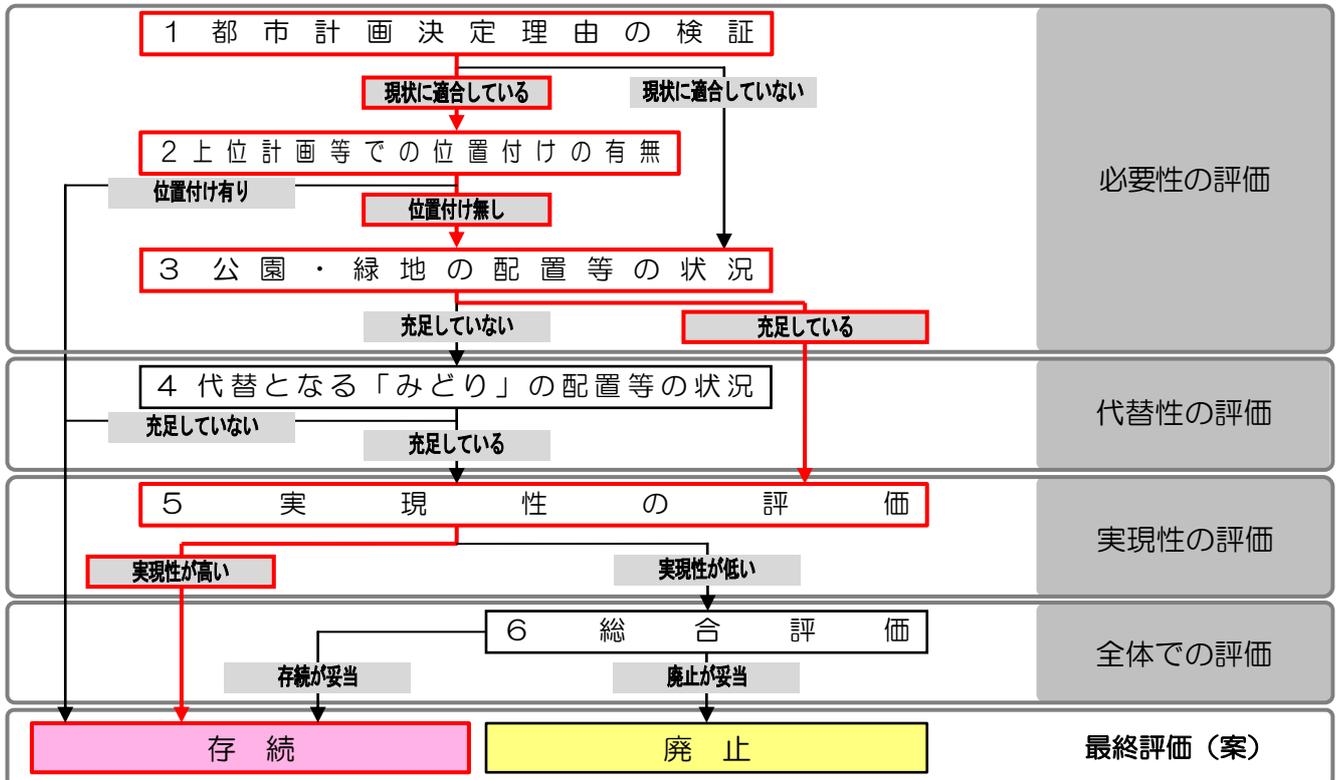
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

9・6・46 宝池公園

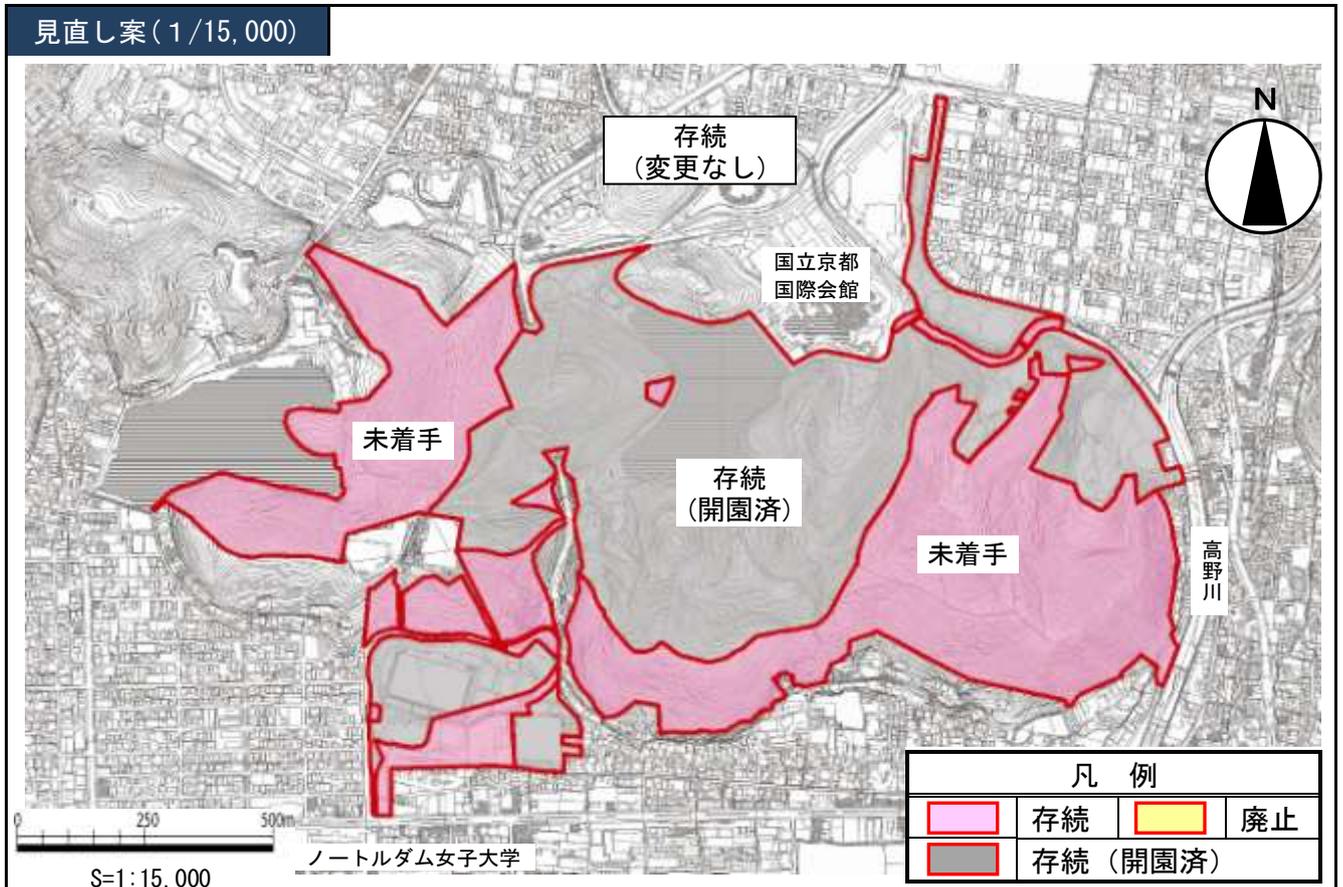
（2013.1.9 時点）

宝池公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は1宝池-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（公園内を通過する道路の線形変更に伴い、公園区域を一部変更し、一体的利用を可能とすることにより公園機能の向上を図る）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足している	<p><公園・緑地の配置> 京都府内の広域公園としては山城総合運動公園（府営）、丹波自然運動公園（府営）、丹後海と星の見える丘公園（府営）、宝池公園（市営）があり、広域公園として一定充足していると判断する。</p> <p><公園・緑地の面積> 府民一人当たり広域公園面積＝1.34 m²/人≥1.00 m²/人（都道府県における広域公園の充足判断基準値） ※府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園 92.3ha、丹波自然運動公園 53.2ha、丹後海と星の見える丘公園 143.2ha、宝池公園 62.7ha）÷府総人口：2,627 千人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	—	<p><「みどり」の配置> —</p> <p><「みどり」の面積> —</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> ノートルダム女子大学グラウンド、自動車教習所、住宅</p> <p><関連事業の状況> 松ヶ崎地区土地区画整理事業は見直し対象である。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一定用地買収が行われていることから、着手すれば早期に整備効果を見込める。 一定用地買収が行われていること、買収対象となる建築物は少ないことから、実現性は高いと判断する。</p>
6 総合評価	存続が妥当	山林は風致地区及び歴史的風土特別保存地区指定に指定されており、引き続き保全していく必要がある。

※ [] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

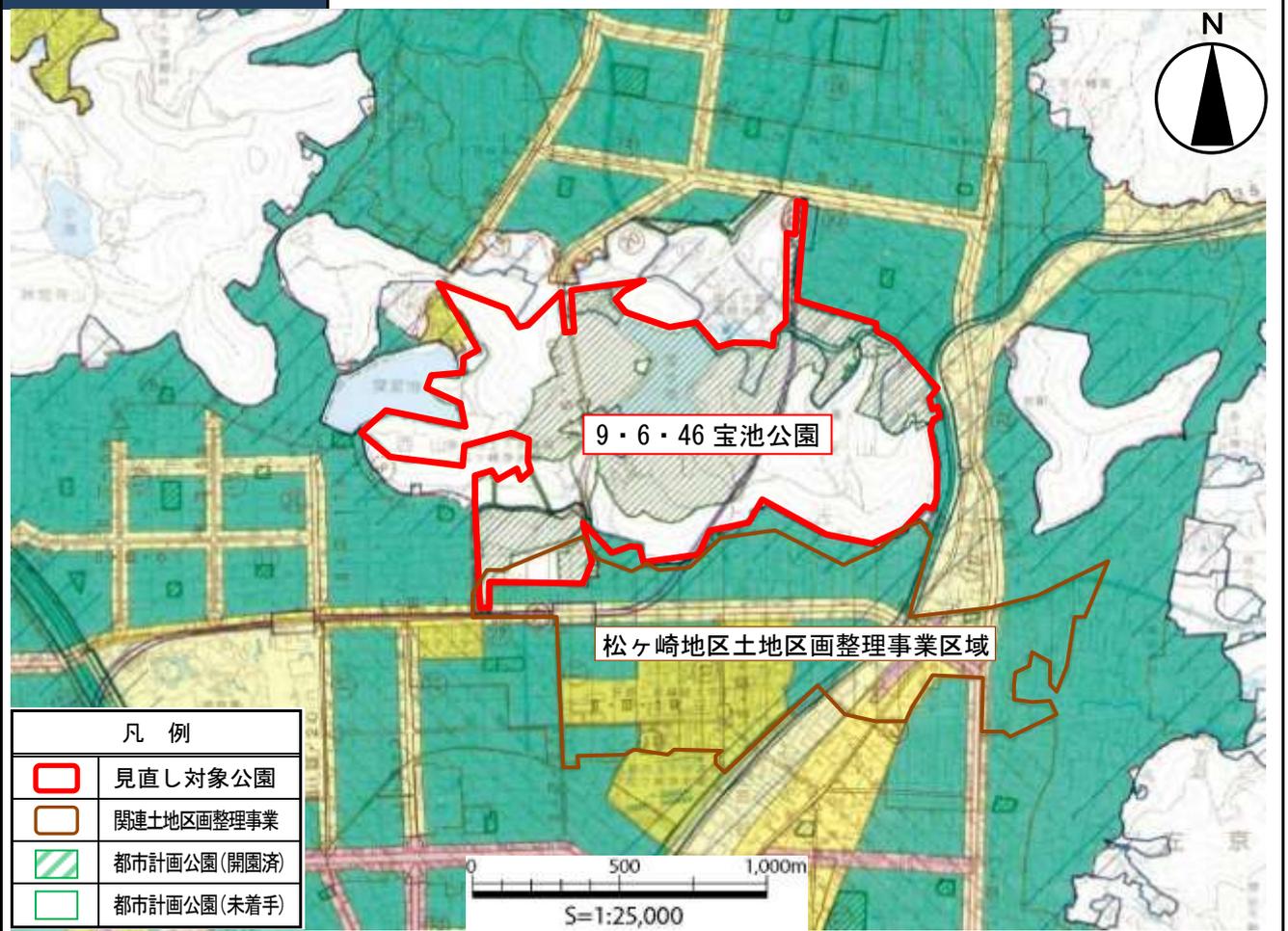


見直し案	存続（変更なし） (128.9ha⇒128.9ha)
評価内容	未着手区域については一定用地買収が行われていること、引き続き公園として保全していく必要があることから、存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	宝池公園（たからがいけこうえん）	都市計画番号	9・6・46
公園位置	左京区上高野流田町8他	公園種別	広域公園
都市計画決定告示（当初）	昭和17年5月19日	区域面積（当初）	6.61ha
事業認可	平成23年度以降事業認可無し	経過年数 （平成24年3月31日基準）	69年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：京都市においては比率人口密度著増せるに鑑み市民の保健衛生並びに有事避難等のための諸施設の整備は急速必要とする状況なるにより新たに都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり※防空緑地 最終変更理由：本都市計画は、京都市の中心部と洛北岩倉地区とを結ぶ幹線道路であるⅡ・Ⅰ・4号宝池通について、宝池公園内を通過している区間の線形の変更を行い3・5・130号宝池通に名称を改めることから、宝池公園の区域を一部変更し、公園の大規模な一体的利用を可能とすることにより公園機能の向上を図るものである</p>		
都市計画決定告示（最終）	平成15年3月4日	区域面積（最終）	128.9ha
都市計画変更の内容	区域の一部変更（都計道の付け替えに伴うもの）	用途地域 （容積率）	未指定 （100%）
都市計画施設等	一部が松ヶ崎地区土地区画整理区域内（全域で未着手）		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積19.64ha）に位置付け		

位置図（1/25,000）



開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和39年5月5日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	62.7ha	未着手面積	66.2ha(未着手率:51.4%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況等

宝が池直南付近6.61haが昭和17年に防空緑地として都市計画決定され、同時に区域全体が買収された。戦後、防空緑地部分をもとに、宝が池を中心とした132haに及ぶ大公園に計画変更された。昭和36年に国立京都国際会館が北側隣接地に建設されることが決定されてから、施設整備が大幅に進み、子供の楽園(昭和39年)、菖蒲園(同46年)、憩いの森(同49年)、桜の森(同52年)、北園(同53年)、球技場(同62年)、テニスコート(同63年)を開設した。更に平成4年に野鳥の森を整備した。

未着手部分の土地利用	ノートルダム女子大学グラウンド、自動車教習所、住宅地、山林等		
	整備に向けた必要事項	用地確保 移転補償	必要(ノートルダム女子大学グラウンド、自動車教習所、住宅地、山林(風致地区・歴史的風土特別保存地区指定)) 必要

樹林地等の有無 未着手部分の大部分が市街地内における貴重な樹林地である。

現時点で整備予定 現時点で整備予定はない。

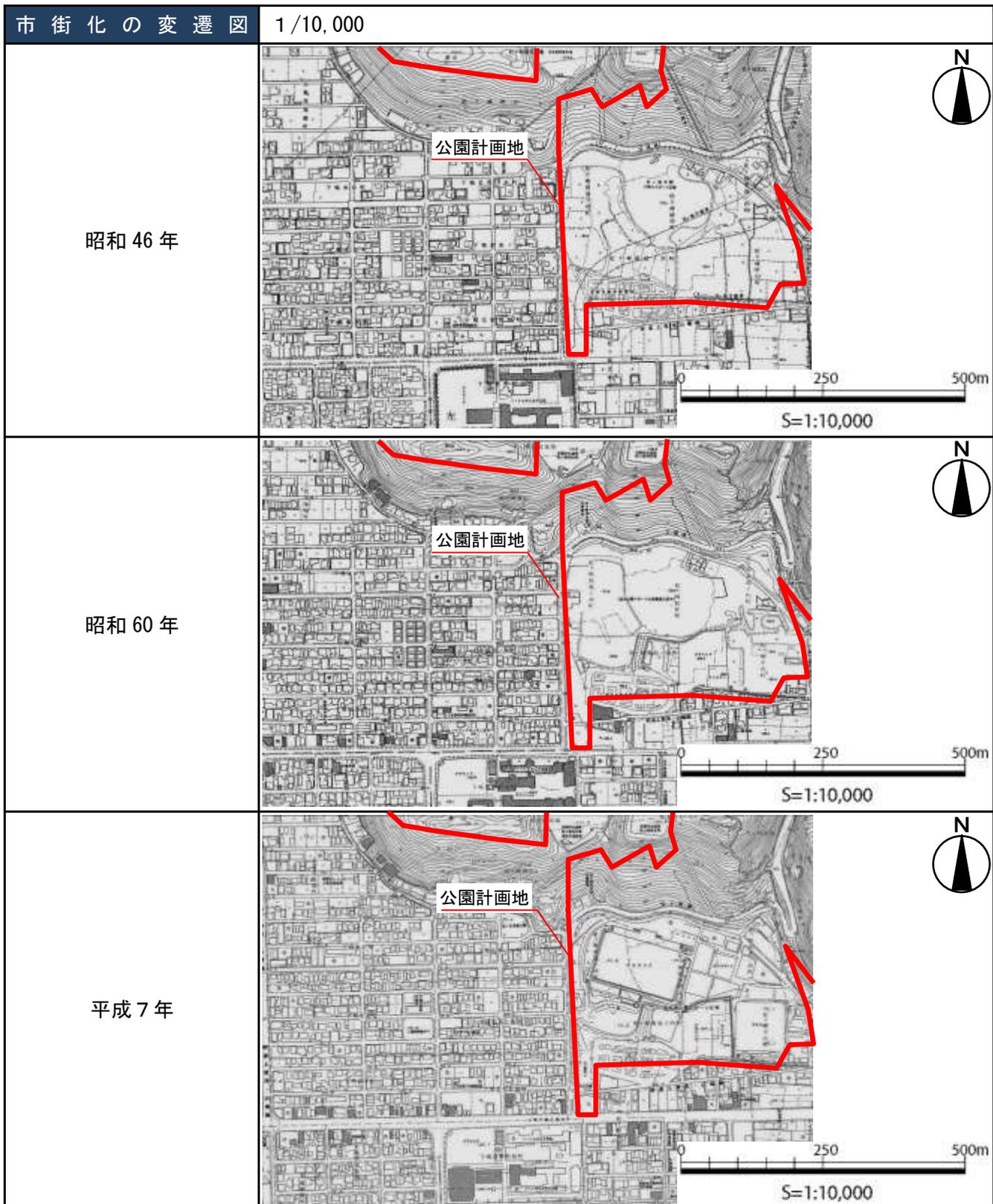
整備の遅れによる地域の問題・課題 都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。

都市計画決定と開園部の整合状況 都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。

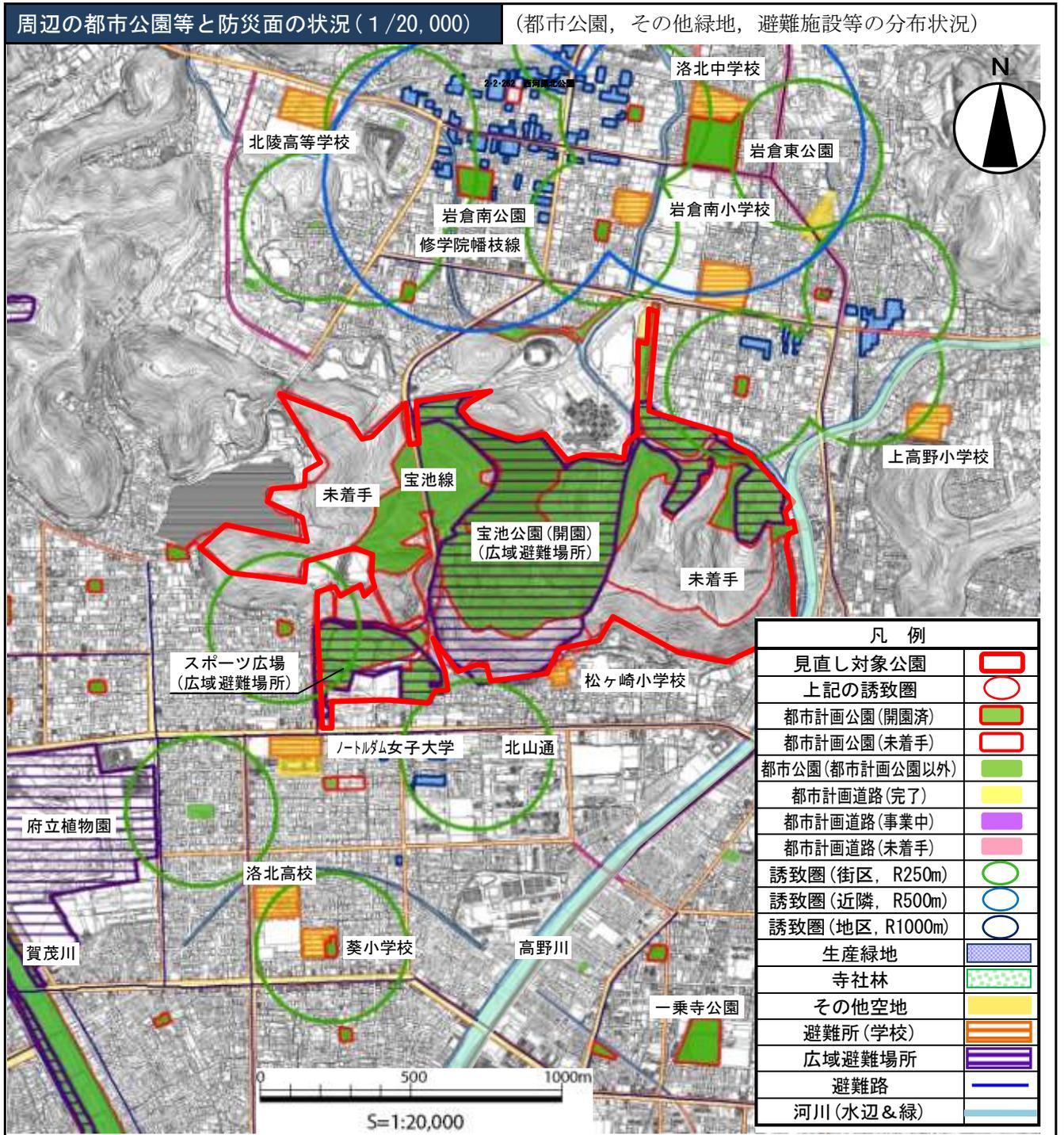
都市計画公園区域と未着手区域(1/15,000)



公園周辺の市街地の変遷 昭和46年の地図では、既に周辺地域は宅地化している。(※左京区下鴨南茶ノ木町付近を例示)

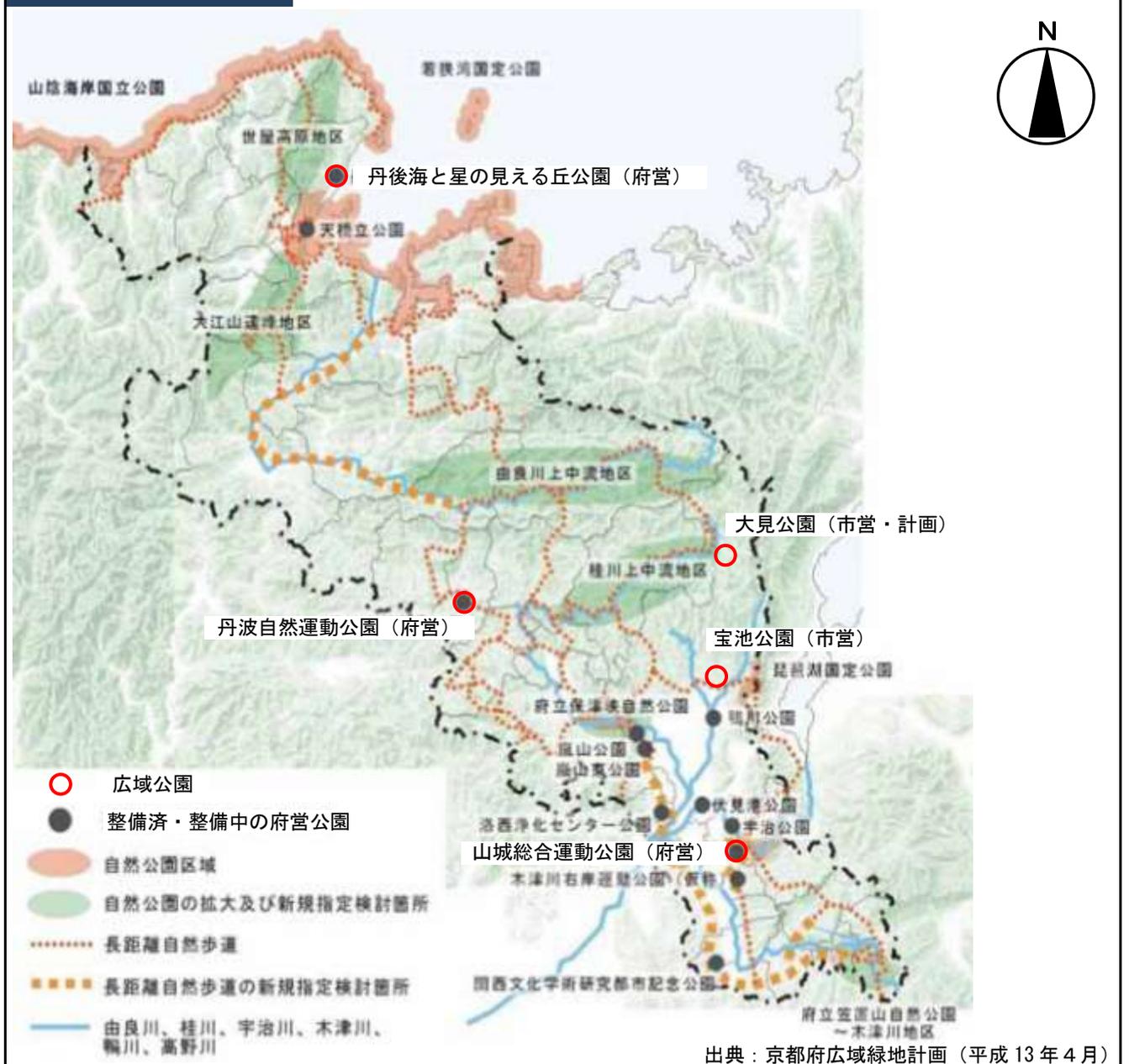


都市公園等の配置状況	近隣公園以上	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)宝池公園(62.7ha, 開園部分) ・(都)岩倉東公園(2.8ha) ・(都)岩倉南公園(1.1ha) ・(都)一乗寺公園(1.8ha)
	その他緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨川緑地 ・岩倉緑地
	その他空地	<ul style="list-style-type: none"> ・高野川, ・賀茂川, ・松ヶ崎小学校, ・上高野小学校, ・岩倉南小学校, ・ノートルダム女子大学等
避難施設等の分布状況	広域避難場所	宝池公園, 宝池公園スポーツ広場, 府立植物園
	避難所	松ヶ崎小学校, 上高野小学校, 岩倉南小学校, ノートルダム女子大学等
	避難路	修学院幡枝線(27m), 北山通(22m, 東西方向), 修学院幡枝線(22m), 宝池線(14m, 南北方向)



広域公園の 配置状況	名称	所在	施設の概要
	山城総合運動公園（府営）	宇治市広野町	開園面積：92.3ha 陸上競技場，体育館，球技場，野球場，テニスコート，プール，冒険の森，遊びの森，ふるさとの森，ふれあいの森等
	丹波自然運動公園（府営）	船井郡京丹波町曾根	開園面積：53.2ha 陸上競技場，補助競技場，体育館，球技場，軟式野球場，テニスコート，プール，パターゴルフ場，天文館，宿泊所，子供の広場，ピクニックの丘等
	丹後海と星の見える丘公園（府営）	宮津市里波見	開園面積：143.2ha セミナーハウス，森のエネルギー工房，十穀田，ゲストハウス，風の谷，潮騒のテラス，大地の天文台，木らきらハウス，こどもの森センター，森のカフェ，キッチンガーデン，冒険の森，うみほし森林鉄道等
	宝池公園（市営）	京都市左京区上高野	開園面積：62.7ha 子供の楽園，菖蒲園，憩いの森，桜の森，北園，球技場，テニスコート等

広域の都市公園等の分布



No.2

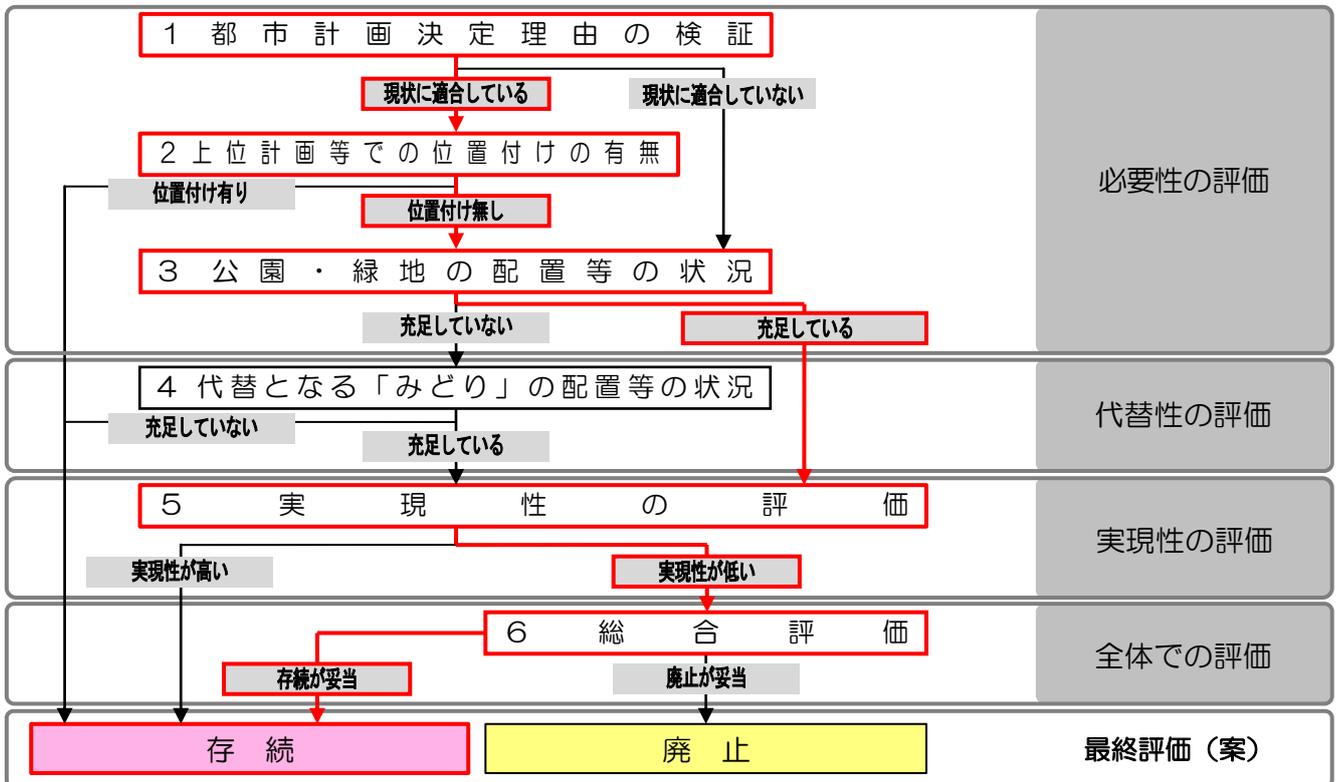
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

240 大見公園

（2013.1.9 時点）

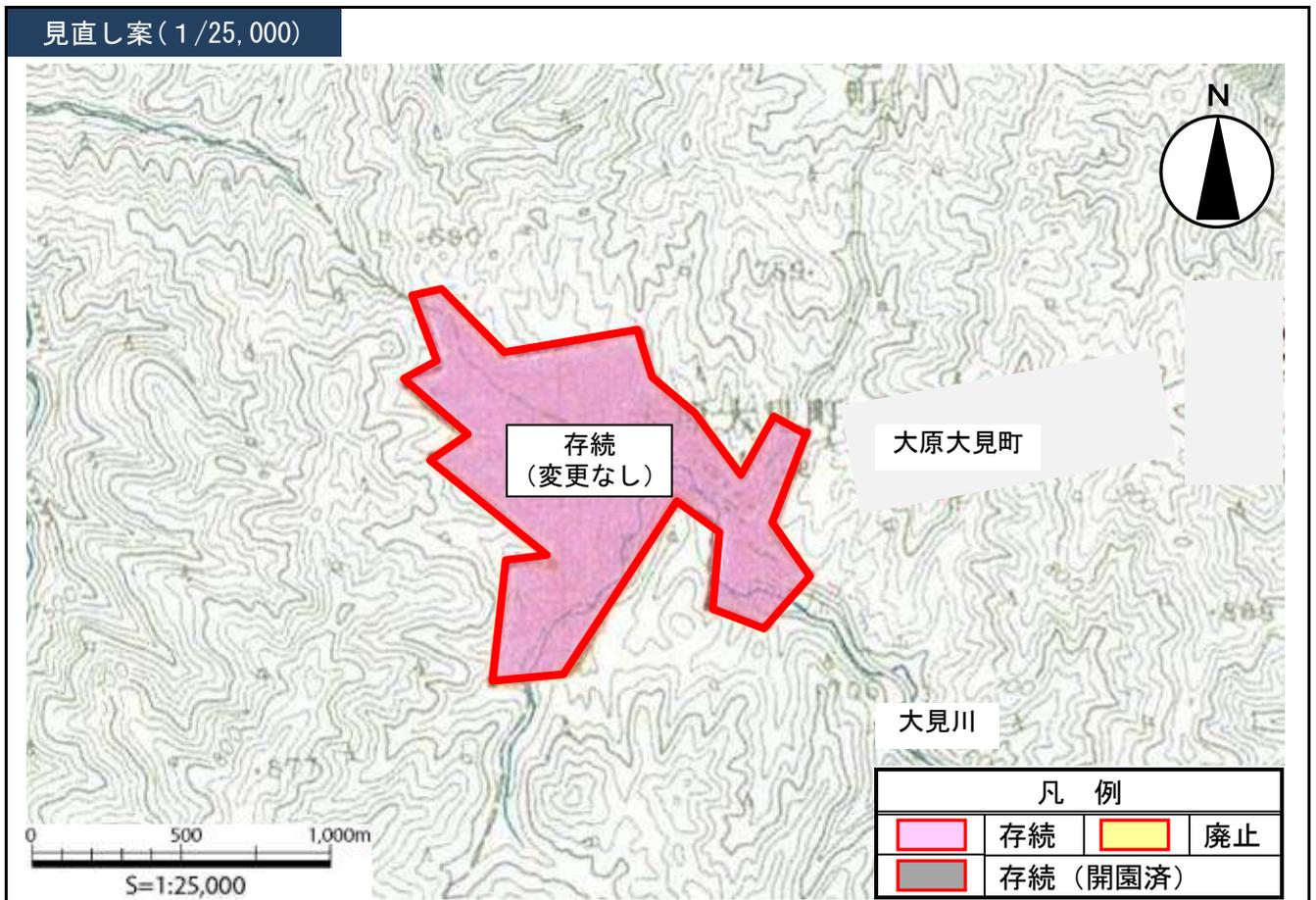
大見公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は2大見-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照

見直し案(1/25,000)



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（市民のスポーツ・レクリエーション需要に対処するとともに、豊かな地域社会と健康で文化的な生活環境の改善に資するための拠点づくり）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足している	<公園・緑地の配置> 京都府内の広域公園としては山城総合運動公園（府営）、丹波自然運動公園（府営）、丹後海と星の見える丘公園（府営）、宝池公園（市営）があり、広域公園として一定充足していると判断する。
		<公園・緑地の面積> 府民一人当たり広域公園面積＝1.34 m ² /人≧1.00 m ² /人（都道府県における広域公園の充足判断基準値） ※府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園 92.3ha、丹波自然運動公園 53.2ha、丹後海と星の見える丘公園 143.2ha、宝池公園 62.7ha）÷府総人口：2,627 千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	—	<「みどり」の配置> —
		<「みどり」の面積> —
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 公園へのアクセス道路（大原花背線）の事業が休止（平成 22 年度）されている。
		<早期に整備効果が見込めるか> 公園整備計画は凍結され（平成 6 年度）、現時点で具体の整備予定はない。 買収対象となる建築物はないものの、公園へのアクセス道路事業が休止されていることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	平成 17 年に策定した「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、存続と判断する。

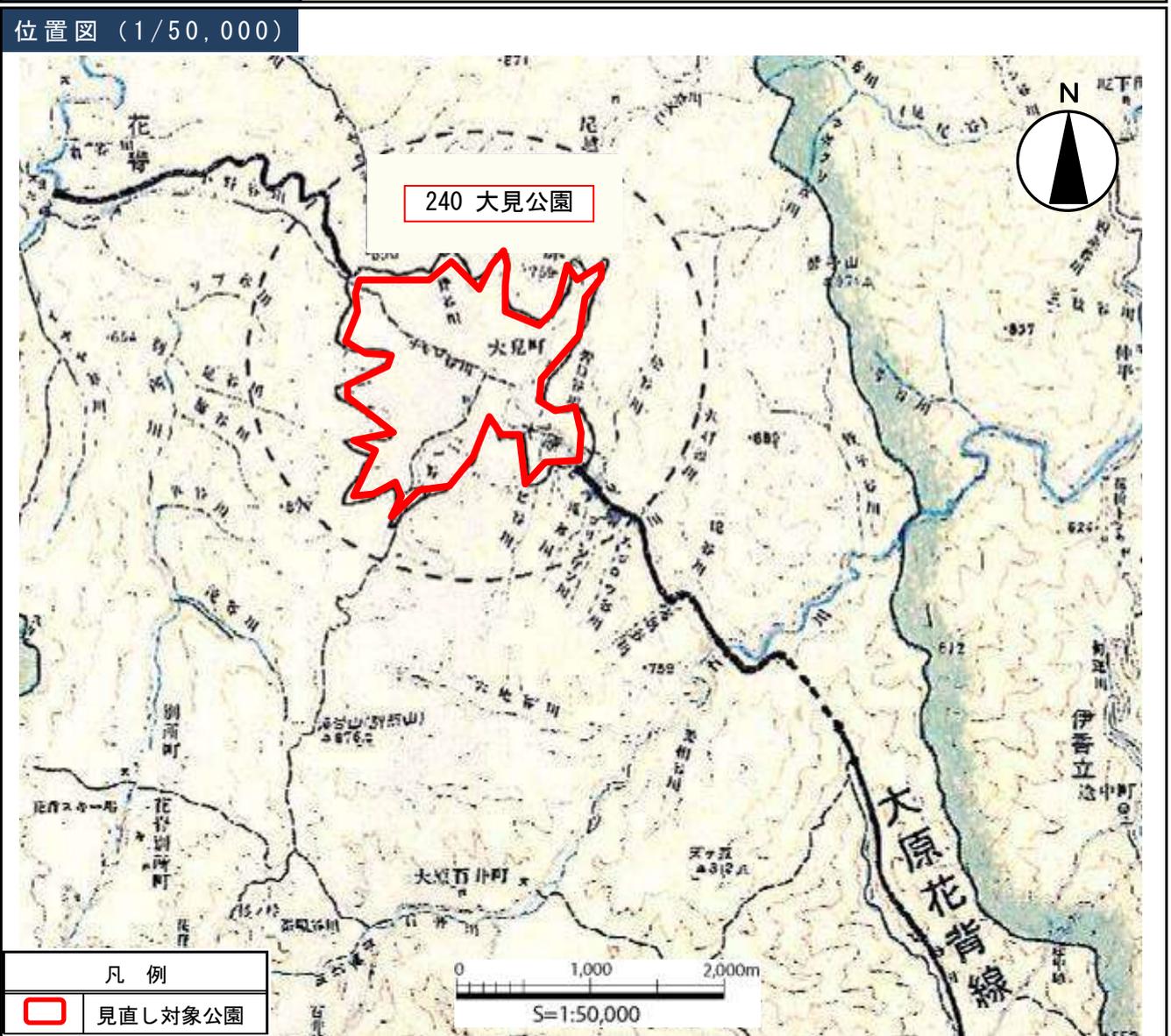
※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） (107.3ha⇒107.3ha)
評価内容	大見公園と一体事業であるアクセス道路事業は休止となっているが、平成 17 年に策定した「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき、行政と市民、住民の協働により大見公園の方向性を調整していく必要があることから、未着手区域は存続とする。

3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	大見公園 (おおみこうえん)	都市計画番号	240
公園位置	左京区大原大見町	公園種別	広域公園
都市計画決定告示(当初)	昭和55年12月27日	区域面積(当初)	107.3ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	31年
都市計画決定理由等	市民のスポーツ・レクリエーション需要に対処するとともに、京都市域北部周辺地域が、豊かな地域社会と健康で文化的な生活環境の改善に資するための拠点づくりとして、左京区大原大見地区に本公園を都市計画決定しようとするものである。		
都市計画決定告示(最終)	変更なし	区域面積(最終)	107.3ha
都市計画変更の内容	—	用途地域	都市計画区域外
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付け無し		



開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	—
------	--------	---------	---

現在の開園面積	0.0ha	未着手面積	107.3ha(未着手率：100.0%)
---------	-------	-------	----------------------

整備の経過 と現在の状況	昭和 54 年度	「京都市北部周辺地域(大見地区)整備構想」発表 大見地区に一大レクリエーション施設(広域公園)を設置し、アクセス道路(大原花背線)を整備
	昭和 55 年度	「京都市北部周辺地域整備拠点(大見地区)整備基本計画」発表
	昭和 56 年度～	アクセス道路工事(公園工事は未着手)
	平成 2 年度	道路工事休止
	平成 6 年度	公園整備計画の凍結
	平成 11 年度	道路事業再評価⇒道路事業継続
	平成 12 年度	「北部周辺地域整備事業基本構想」策定 道路事業再評価⇒道路事業継続
	平成 17 年度	「北部周辺地域整備事業大見地区基本計画」策定 道路事業再評価⇒道路事業継続
平成 22 年度	道路事業再評価⇒道路事業休止	

未着手部分の土地利用	農地, 山林等
------------	---------

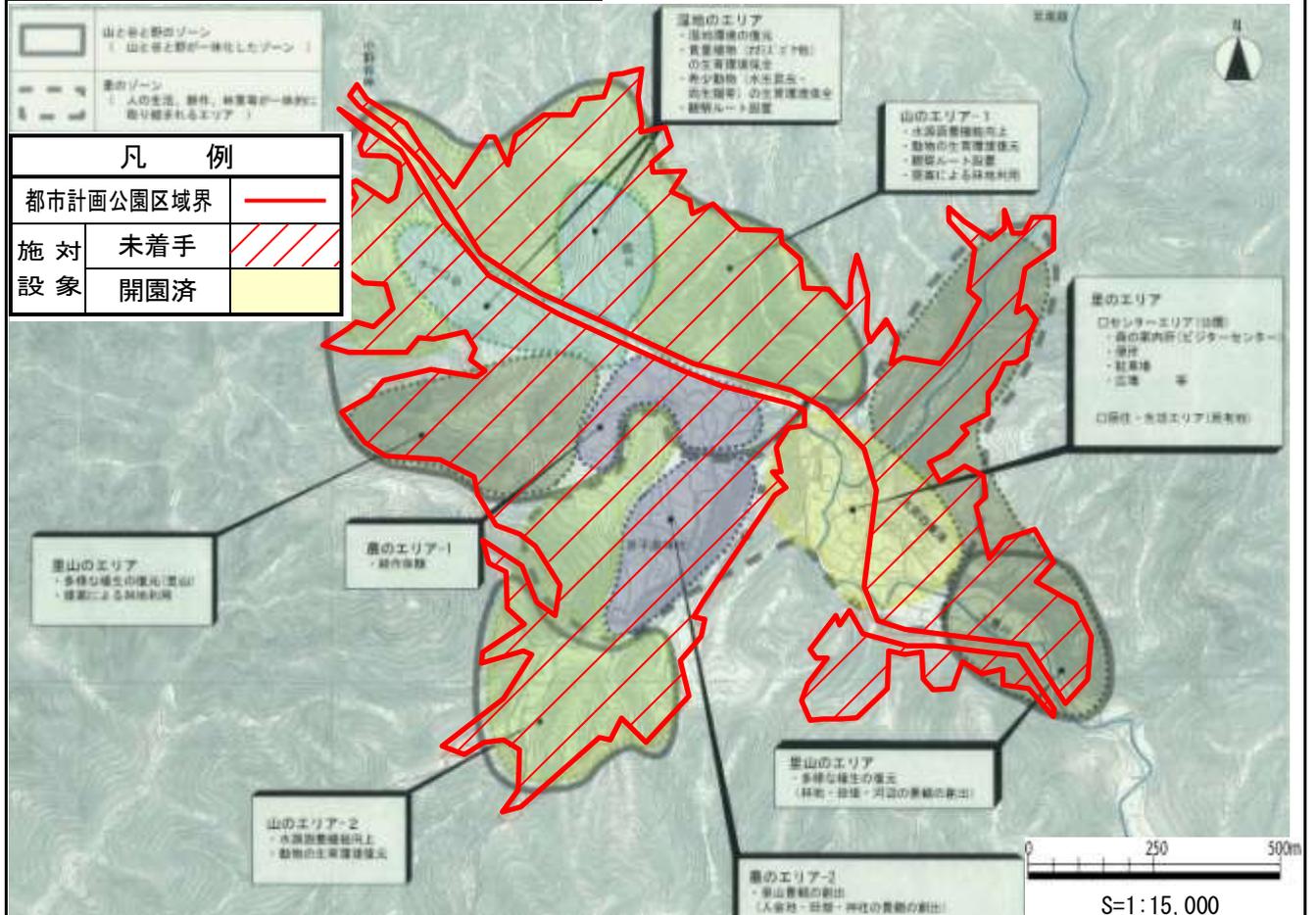
樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。(公園:凍結, アクセス道路:事業休止)
-----------	----------------------------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第 53 条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

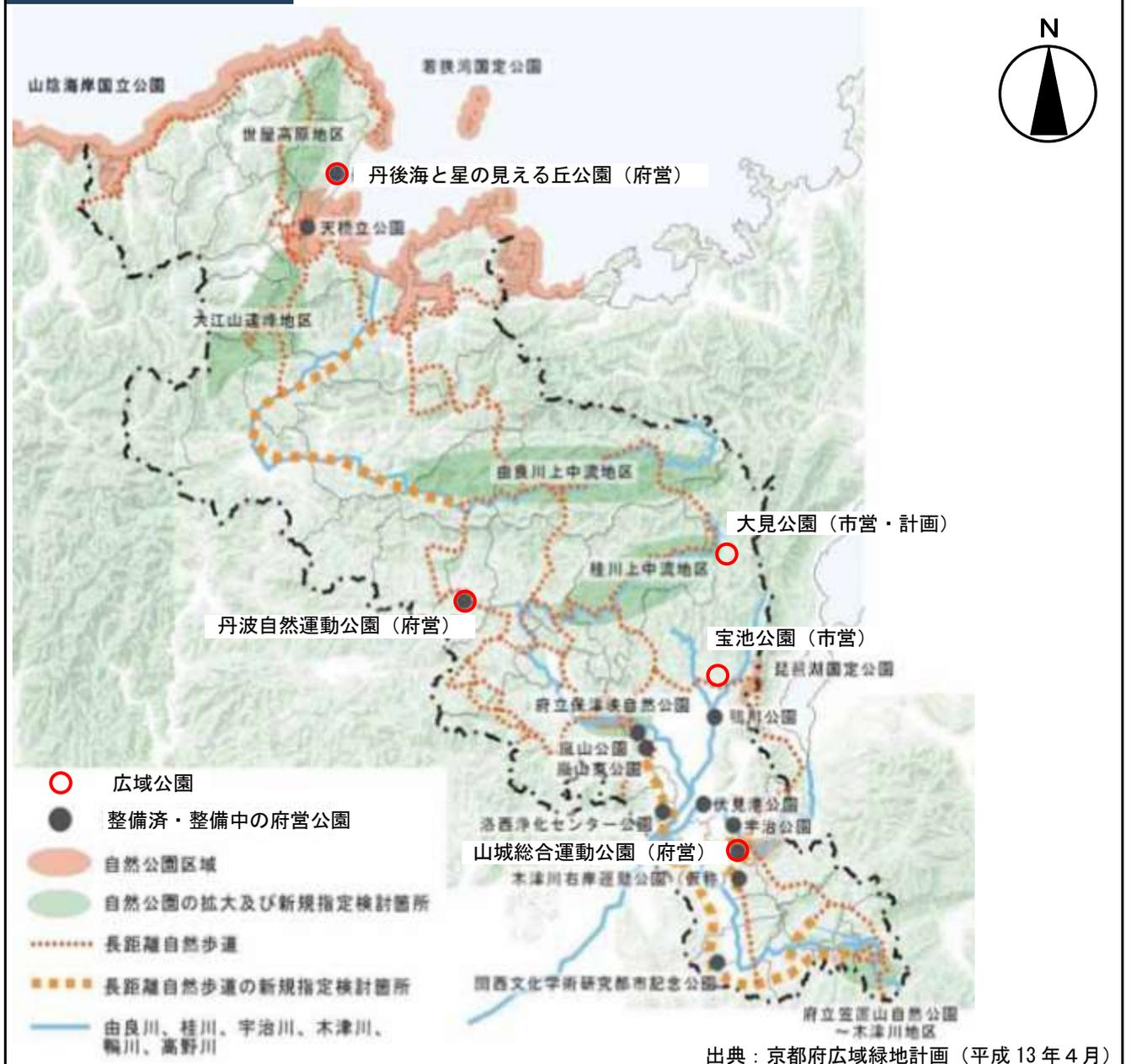
都市計画決定と開園部の整合状況	—
-----------------	---

都市計画公園区域と未着手区域 (1/15,000)



広域公園の配置状況	名称	所在	施設の概要
	山城総合運動公園（府営）	宇治市広野町	開園面積：92.3ha 陸上競技場，体育館，球技場，野球場，テニスコート，プール，冒険の森，遊びの森，ふるさとの森，ふれあいの森等
	丹波自然運動公園（府営）	船井郡京丹波町曾根	開園面積：53.2ha 陸上競技場，補助競技場，体育館，球技場，軟式野球場，テニスコート，プール，パターゴルフ場，天文館，宿泊所，子供の広場，ピクニックの丘等
	丹後海と星の見える丘公園（府営）	宮津市里波見	開園面積：143.2ha セミナーハウス，森のエネルギー工房，十穀田，ゲストハウス，風の谷，潮騒のテラス，大地の天文台，木らきらハウス，こどもの森センター，森のカフェ，キッチンガーデン，冒険の森，うみほし森林鉄道等
	宝池公園（市営）	京都市左京区上高野	開園面積：62.7ha 子供の楽園，菖蒲園，憩いの森，桜の森，北園，球技場，テニスコート等

広域の都市公園等の分布



No.3

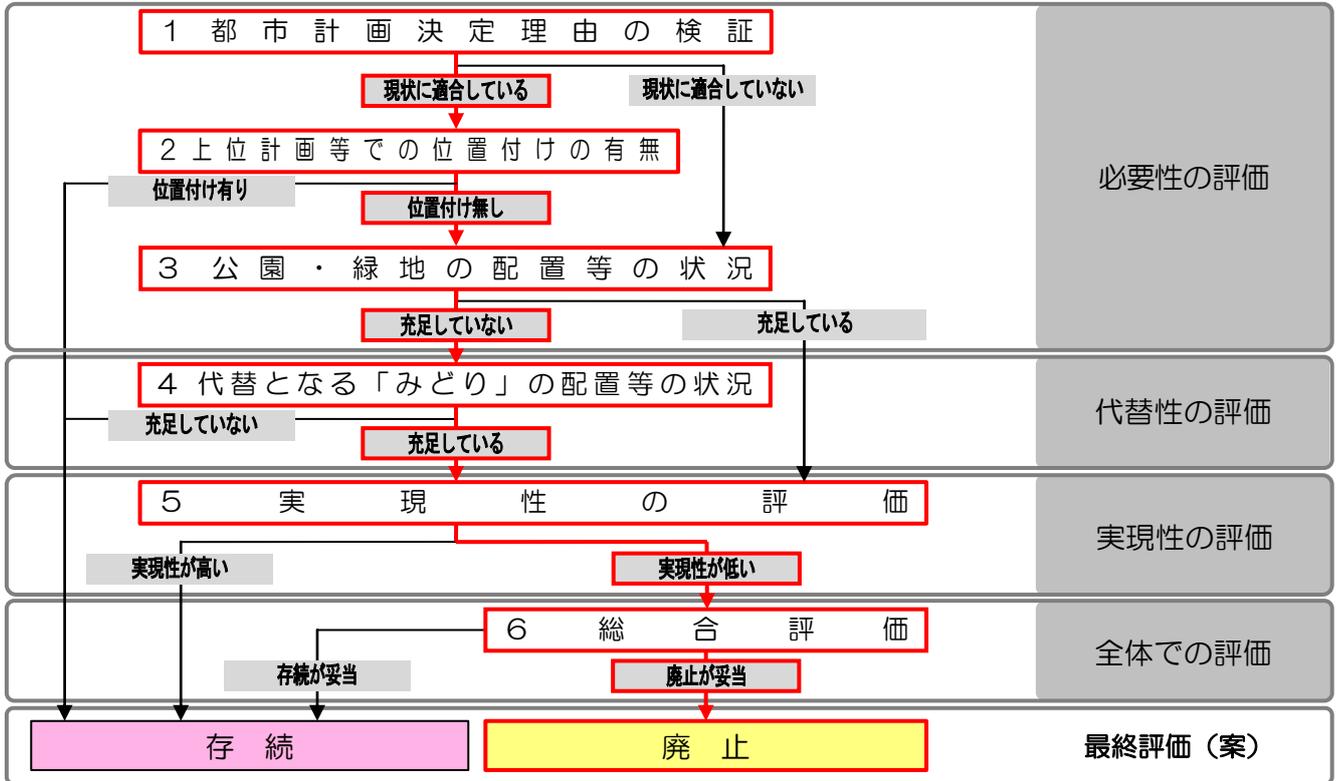
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

6・5・135 西京極運動公園

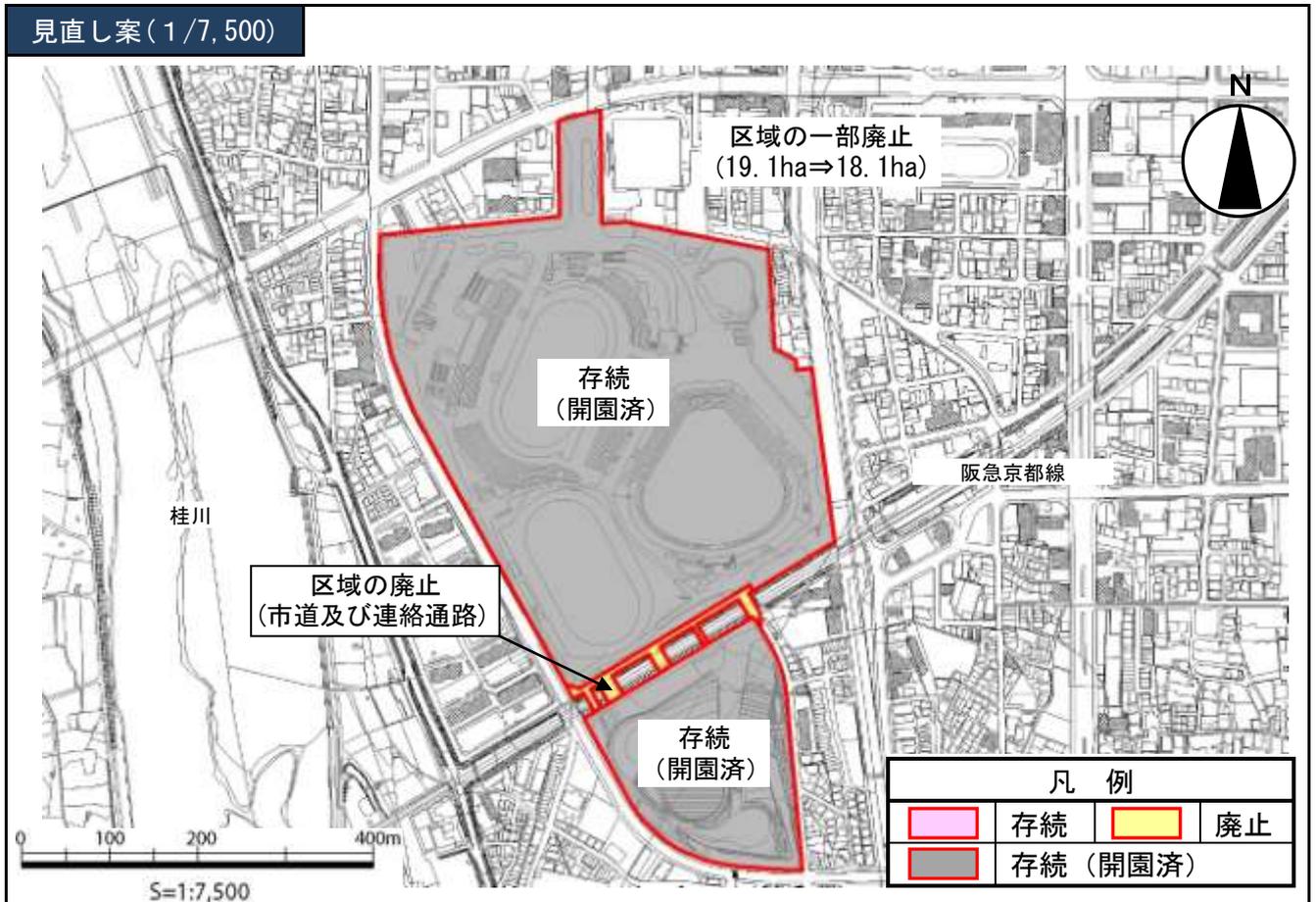
(2013.1.9 時点)

西京極運動公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は3 西京極運動-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（隣接する道路の変更に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として運動公園は充足していない。
		<公園・緑地の面積> 市民一人当たり運動公園面積＝0.57 m ² /人≦0.75 m ² /人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園面積：83.9ha÷都市計画区域人口：1,465千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であり、市域全体として運動公園見合いの施設は一定充足していると判断する。
		<「みどり」の面積> 市民一人当たり運動公園見合い施設面積＝0.81 m ² /人≧0.75 m ² /人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記公園、府営公園（嵐山東公園、伏見港公園、鴨川公園、洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園、羽束師運動広場、淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha） ÷都市計画区域人口：1,465千人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 市道の廃止となると、代替路の確保等により事業の長期化が推定される。 市道の廃止が必要であり、代替路の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域の阪急電鉄沿いの市道及び阪急南北の連絡通路については、他の土地利用が行われる可能性は低い。また、開園部において広域避難場所としての機能があることから、計画区域から削除しても問題は無い。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

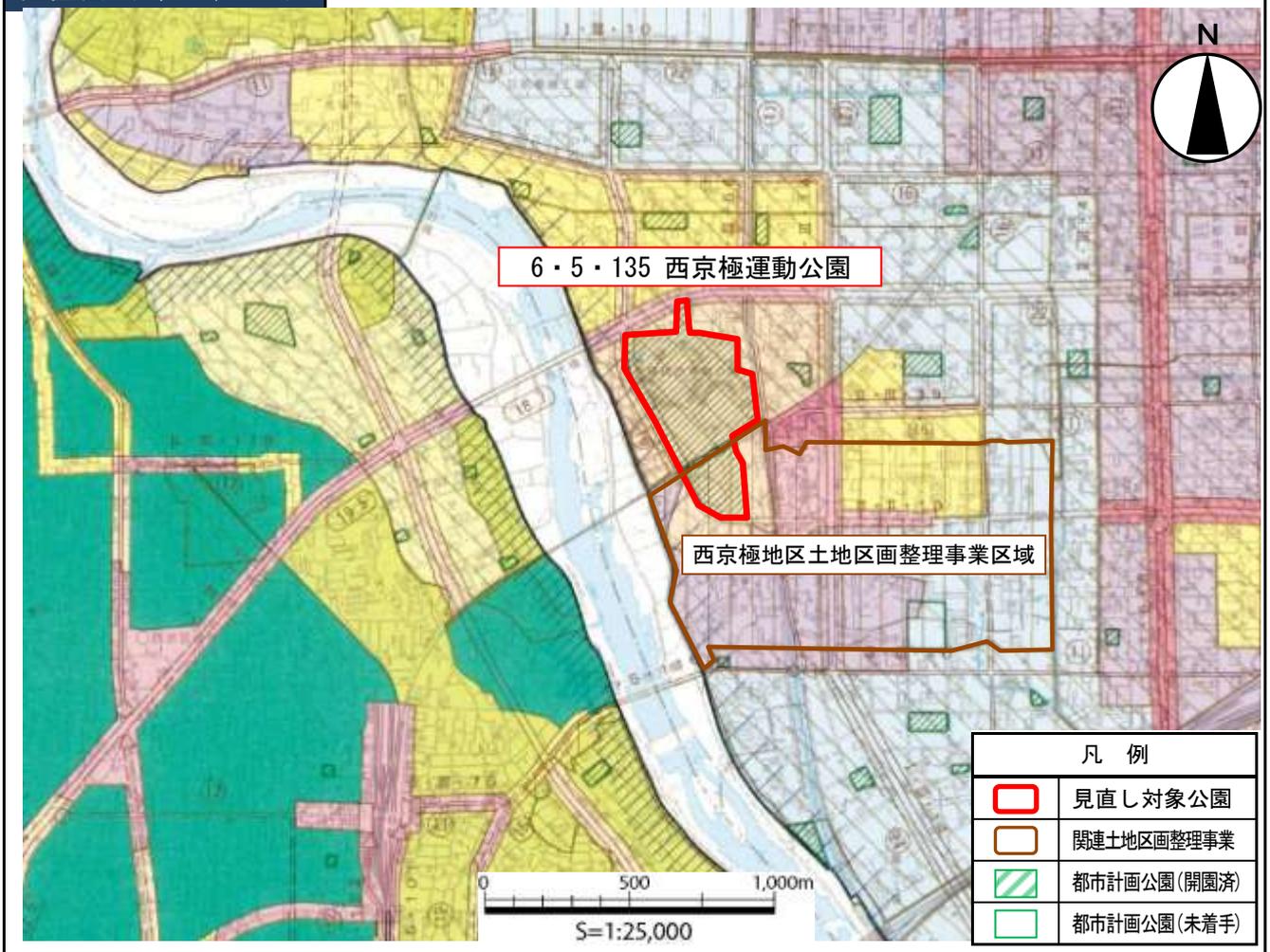


見直し案	区域の一部廃止 (19.1ha⇒18.1ha)
評価内容	未着手区域の市道を廃止することは代替路の確保等から困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	西京極運動公園（にしきょうごくうんどうこうえん）	都市計画番号	6・5・135
公園位置	右京区西京極新明町他	公園種別	運動公園
都市計画決定告示（当初）	昭和37年8月22日	区域面積（当初）	14.57ha
事業認可	—	経過年数 （平成24年3月31日基準）	49年
都市計画決定理由等	当初理由：葛野地区土地区画整理事業により整備された西京極運動公園を本案のように都市計画公園に決定するものである。（阪急北側） 最終変更理由：本都市計画は、都市計画道路Ⅰ・Ⅲ・11号国道9号線の都市計画の変更との整合を図るため、西京極運動公園の区域を一部変更するものである。		
都市計画決定告示（最終）	平成11年8月27日	区域面積（最終）	19.1ha
都市計画変更の内容	国道9号拡幅による公園縮小	用途地域 （容積率）	第二種住居地域 （200%）
都市計画施設等	阪急南側が西京極土地区画整理区域内（全域が未着手）		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	阪急北側が「広域避難場所」（安全面積7.20ha）に位置付け		

位置図（1/25,000）

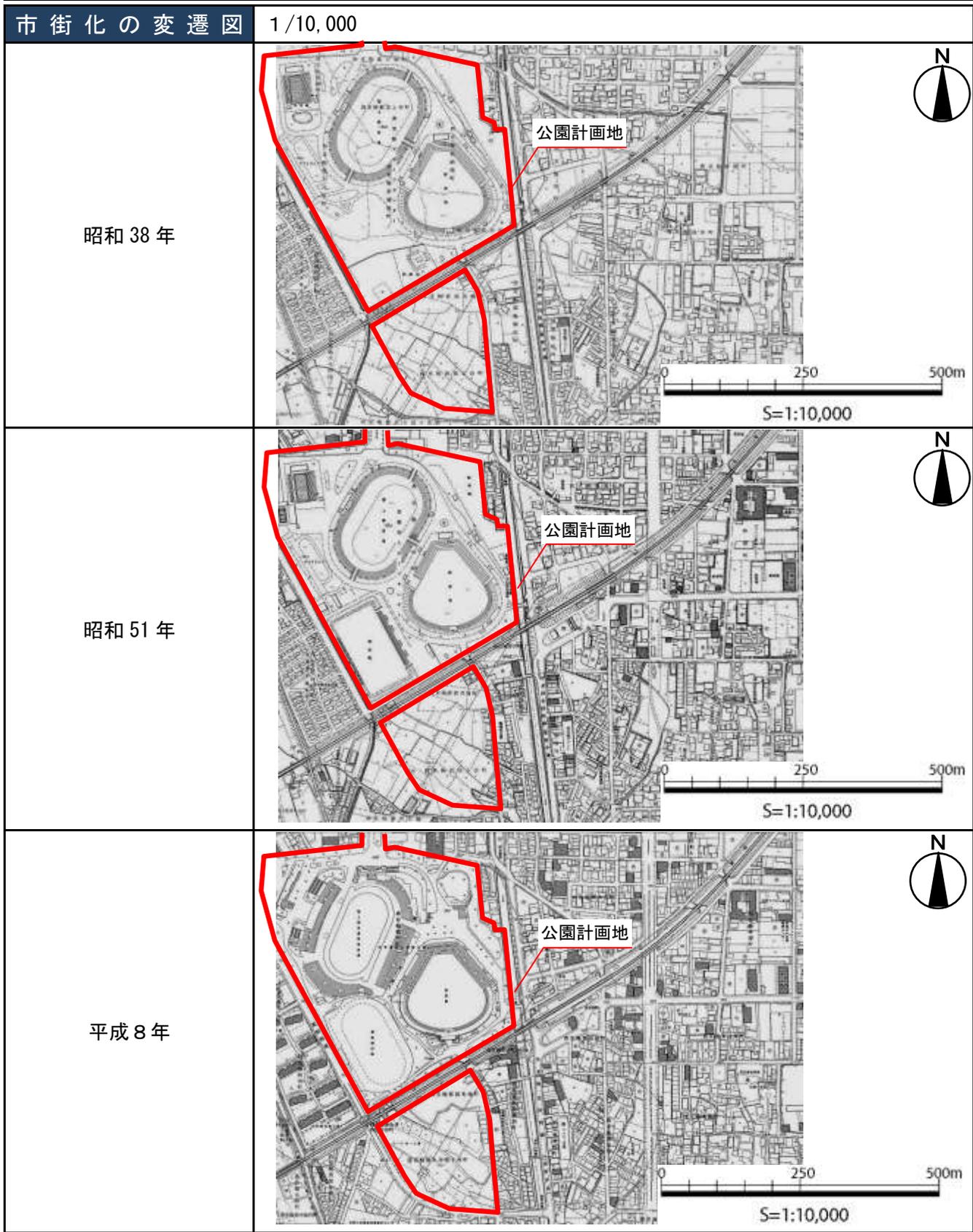


開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	昭和17年5月1日
現在の開園面積	18.1ha	未着手面積	1.0ha(未着手率:5.2%)
整備の経過と現在の状況	昭和5~8年:第一期工事(野球場,庭球場,児童遊園) 昭和12~19年:第二期工事(陸上,水上競技場) 昭和37年:都市計画決定(阪急北側,葛野地区土地区画整理事業保留地追加) 昭和58年:都市計画変更(阪急南側部追加) 平成14年:阪急南側部開園(アクアリーナ) 施設の現況:陸上競技場,野球場,アクアリーナ,アーチェリー場等		
未着手部分の土地利用	阪急電鉄沿いの市道及び阪急南北の連絡通路		
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特に無い。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



公園周辺の市街化の変遷

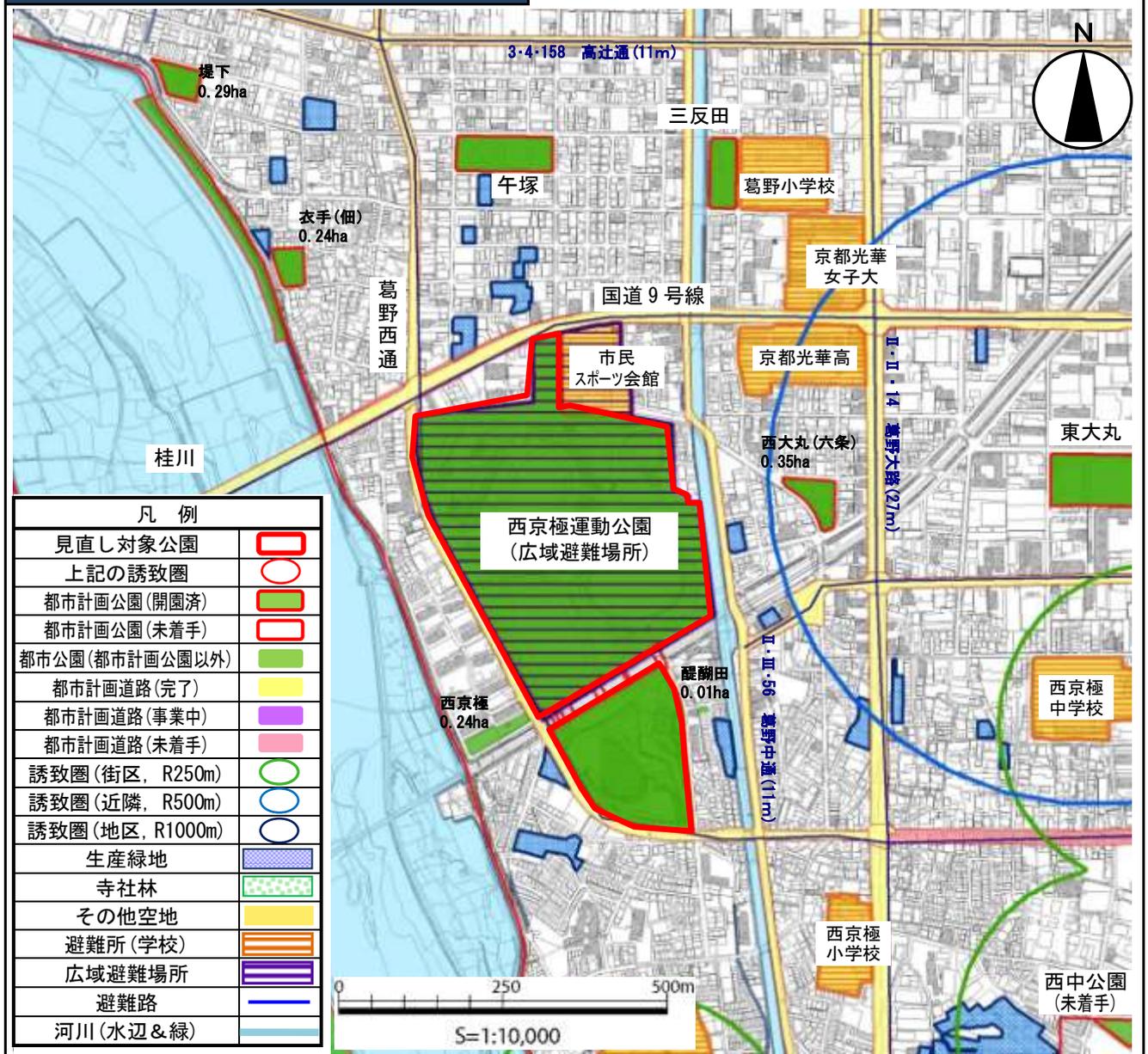
昭和38年の地図では、公園の阪急北側部分は既に整備されており（公園設置：昭和17年）、周辺にはまだ空地がある。昭和51年、平成8年の地図では、周辺道路整備、宅地化が進んでいる。



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	<ul style="list-style-type: none"> 西院公園 (1.7ha, 1,000m北東) 東大丸公園 (1.1ha, 800m東) 西中公園 (0.14ha, 1,200m南東, 開園部分)
	その他緑地	・桂川
	その他空地	—

避難施設等の分布状況	広域避難場所	西京極運動公園
	避難所	市民スポーツ会館, 京都光華高, 京都光華女子大等
	避難路	葛野西通 (16m, 南北方向), 国道9号 (22m, 東西方向)

周辺の都市公園等と防災面の状況 (1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.4

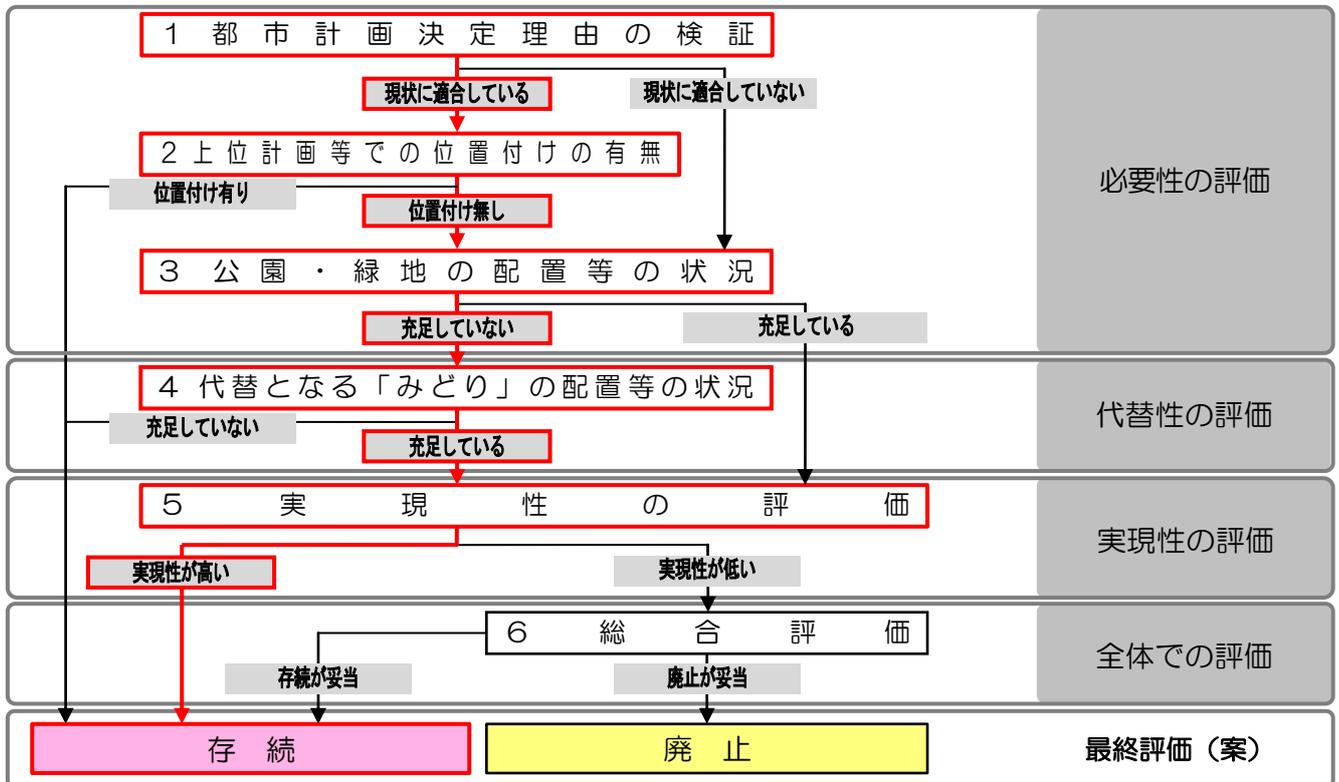
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

6・5・205 横大路公園

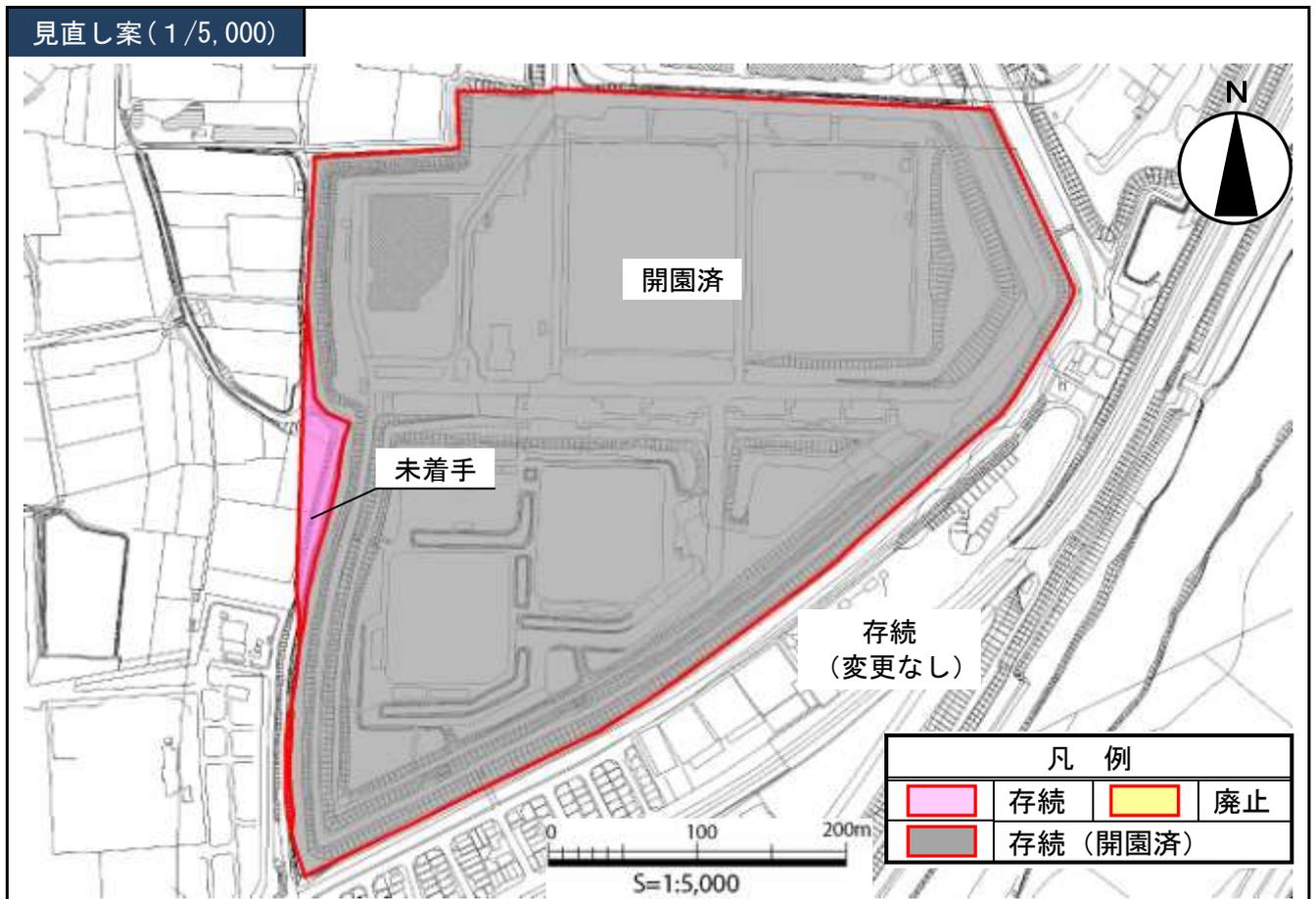
(2013.1.9 時点)

横大路公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は4横大路運動-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（都市計画公園の適正な配置の実現）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として運動公園は充足していない。
		<公園・緑地の面積> 市民一人当たり運動公園面積＝0.57 m ² /人 ≤ 0.75 m ² /人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園面積：83.9ha ÷ 都市計画区域人口：1,465千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であり、市域全体として運動公園見合いの施設は一定充足していると判断する。
		<「みどり」の面積> 市民一人当たり運動公園見合い施設面積＝0.81 m ² /人 ≥ 0.75 m ² /人（都市計画区域における運動公園の充足判断基準値） ※運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記公園、府営公園（嵐山東公園、伏見港公園、鴨川公園、洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園、羽束師運動広場、淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha） ÷ 都市計画区域人口：1,465千人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定。
		<早期に整備効果が見込めるか> 用地が確保でき次第、整備可能である。 伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であることから実現性が高いと判断する。
6 総合評価	—	—

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） （18.4ha⇒18.4ha）
評価内容	伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手区域の用地確保が行われる予定であることから、未着手区域は存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	横大路公園（よこおおじこうえん）	都市計画番号	6・5・205
公園位置	伏見区横大路八反田	公園種別	運動公園
都市計画決定告示（当初）	昭和49年3月1日	区域面積（当初）	17.0ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	38年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせている。今回根幹的都市施設の内公園計画として、第203号竹田公園は区画整理事業の中で、又第204号塔ノ森公園、第205号横大路公園は清掃埋立事業跡地を都市計画公園として決定するものである。</p> <p>最終変更理由：本都市計画は、都市計画公園横大路公園について、今回同時に都市計画変更が行われる都市計画ごみ処理場1号京都市南部クリーンセンター、都市計画道路3・4・114号横大路公園通及び3・4・102号三栖淀線との整合を図るとともに、都市計画公園の適正な配置の実現を図ろうとするものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	平成13年5月1日	区域面積（最終）	18.4ha
都市計画変更の内容	面積、区域の変更（1.5ha追加、0.1ha廃止）	用途地域（容積率）	工業地域（200%）
都市計画施設等	伏見西部地区土地区画整理事業区域内〔伏見西部第五地区（事業中）〕		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積12.80ha）に位置付け		
位置図（1/25,000）			

開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	昭和57年3月31日
現在の開園面積	16.3ha	未着手面積	2.1ha(未着手率:11.4%)
整備の経過と現在の状況	<p>清掃埋立事業跡地を中心に運動公園として整備し、周辺を区画整理事業で整備中である。大部分で開園済であり、未着手部分を含めて伏見西部第五地区土地区画整理事業地内である。</p> <p>施設の現況：野球場①②、体育館、遊技場、洋弓場等</p>		
未着手部分の土地利用	伏見西部第五地区土地区画整理事業地内（事業中）の農地等		
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	伏見西部第五地区土地区画整理事業により未着手部分の用地確保等は行われる予定である。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	未着手部分はわずかであり、特に無い。		

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

都市計画公園区域と未着手区域(1/5,000)



公園周辺の
市街化の変遷

昭和52年の地図では、公園の周辺地域は、大部分が農地である。平成9年の地図では、周辺で各種施設が立地しつつある。

市街化の変遷図

1/10,000

昭和52年



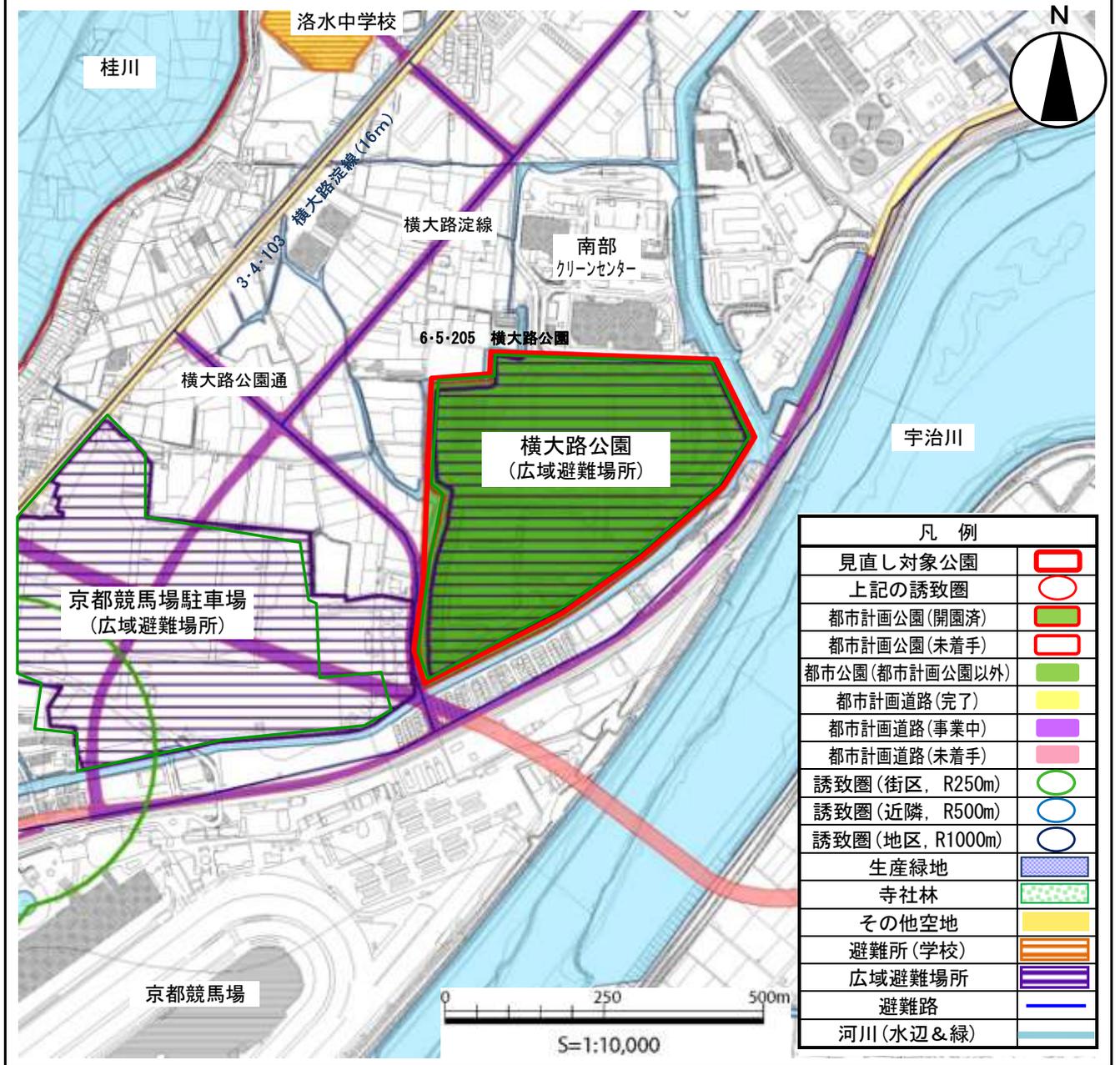
平成9年



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	・洛西浄化センター公園(総合公園, 8.0ha) ・淀城跡公園(地区公園, 3.4ha)
	その他緑地	・桂川
	その他空地	・宇治川, ・桂川, ・京都競馬場

避難施設等の分布状況	広域避難場所	横大路公園, 京都競馬場駐車場
	避難所	洛水中学校, 納所小学校等
	避難路	横大路淀線(16m), 横大路公園通(18m)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.5

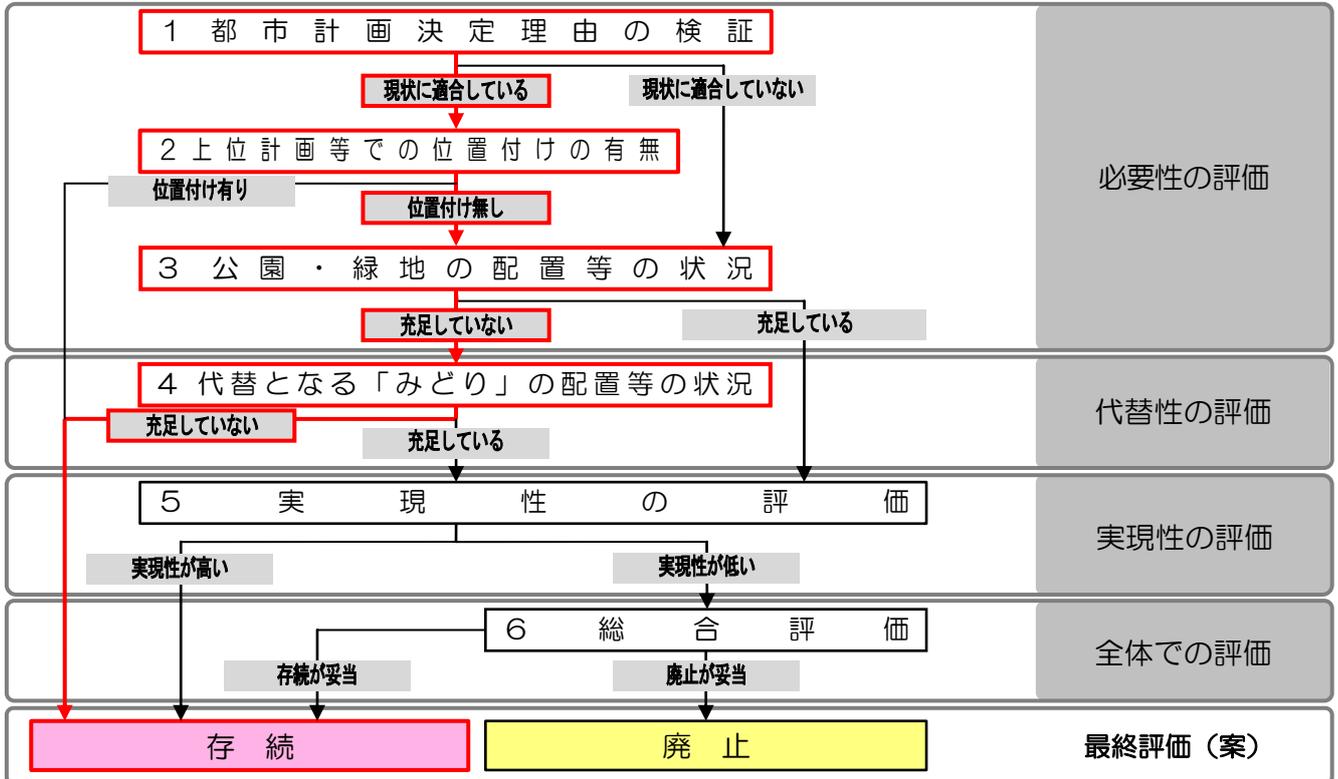
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

5・5・125 岡崎公園

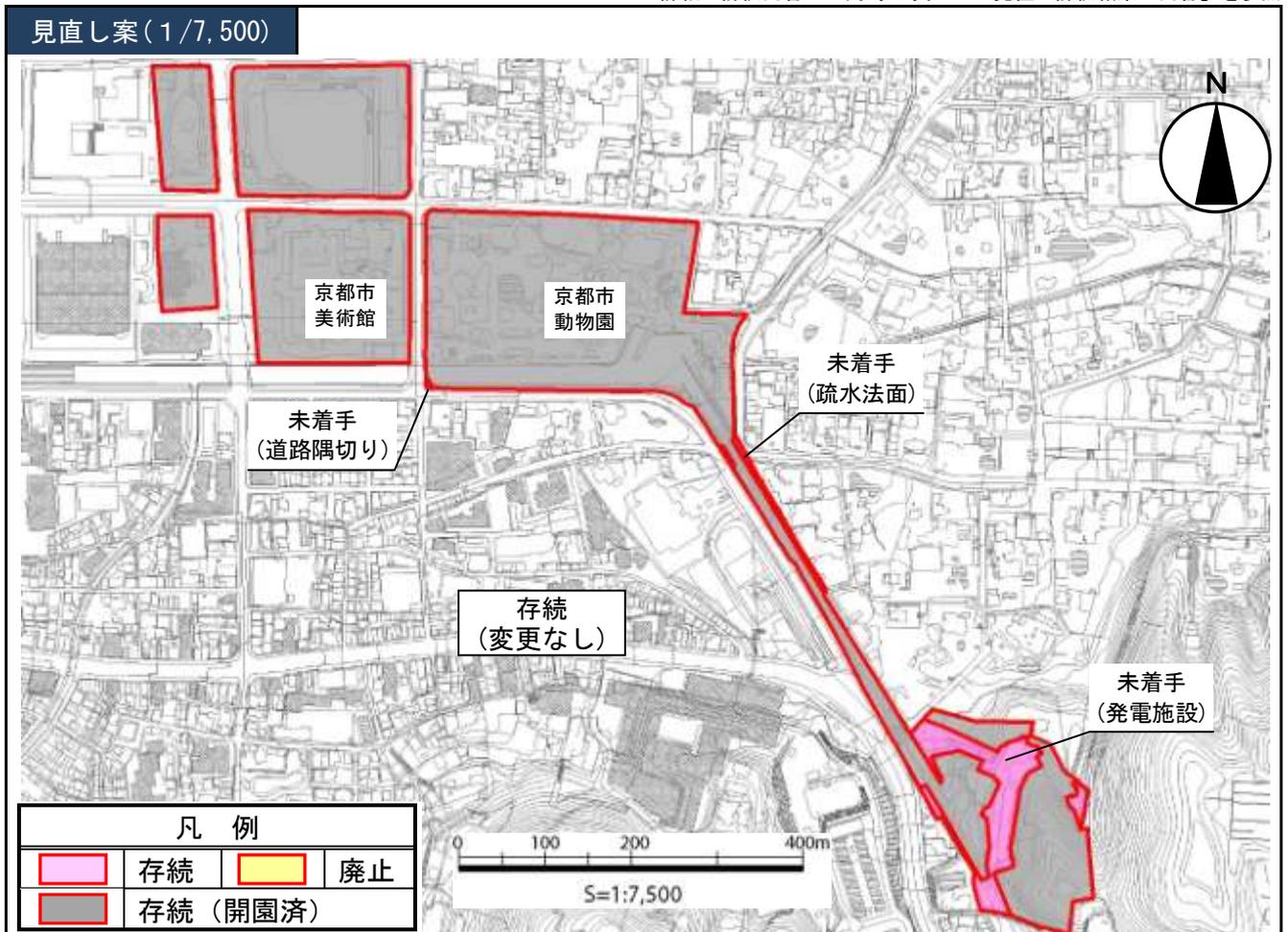
（2013.1.9 時点）

岡崎公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は5岡崎-2頁の「2見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（近代の技術思想を伝える琵琶湖疏水の施設とのふれ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化及び都市のオープンスペースとしての機能の強化を図る）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園は充足していない。
		<公園・緑地の面積> 市民一人当たり総合公園面積=0.18 m ² /人≦1.5 m ² /人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園面積：26.4ha÷都市計画区域人口：1,465千人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足していない	<「みどり」の配置> 大部分が開園済であるが、市域全体として総合公園見合いの施設は充足していない。
		<「みどり」の面積> 市民一人当たり総合公園見合い施設面積=0.61 m ² /人≦1.5 m ² /人（都市計画区域における総合公園の充足判断基準値） ※総合公園見合い施設面積：89.7ha÷都市計画区域人口：1,465千人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 疏水施設であることから、公園としての整備の可能性は極めて低い。 買収対象となる建築物はないが、疏水施設であることから、実現性は低いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	疏水施設は産業遺産であることから、引き続き公園として保全していく必要がある。

※「」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



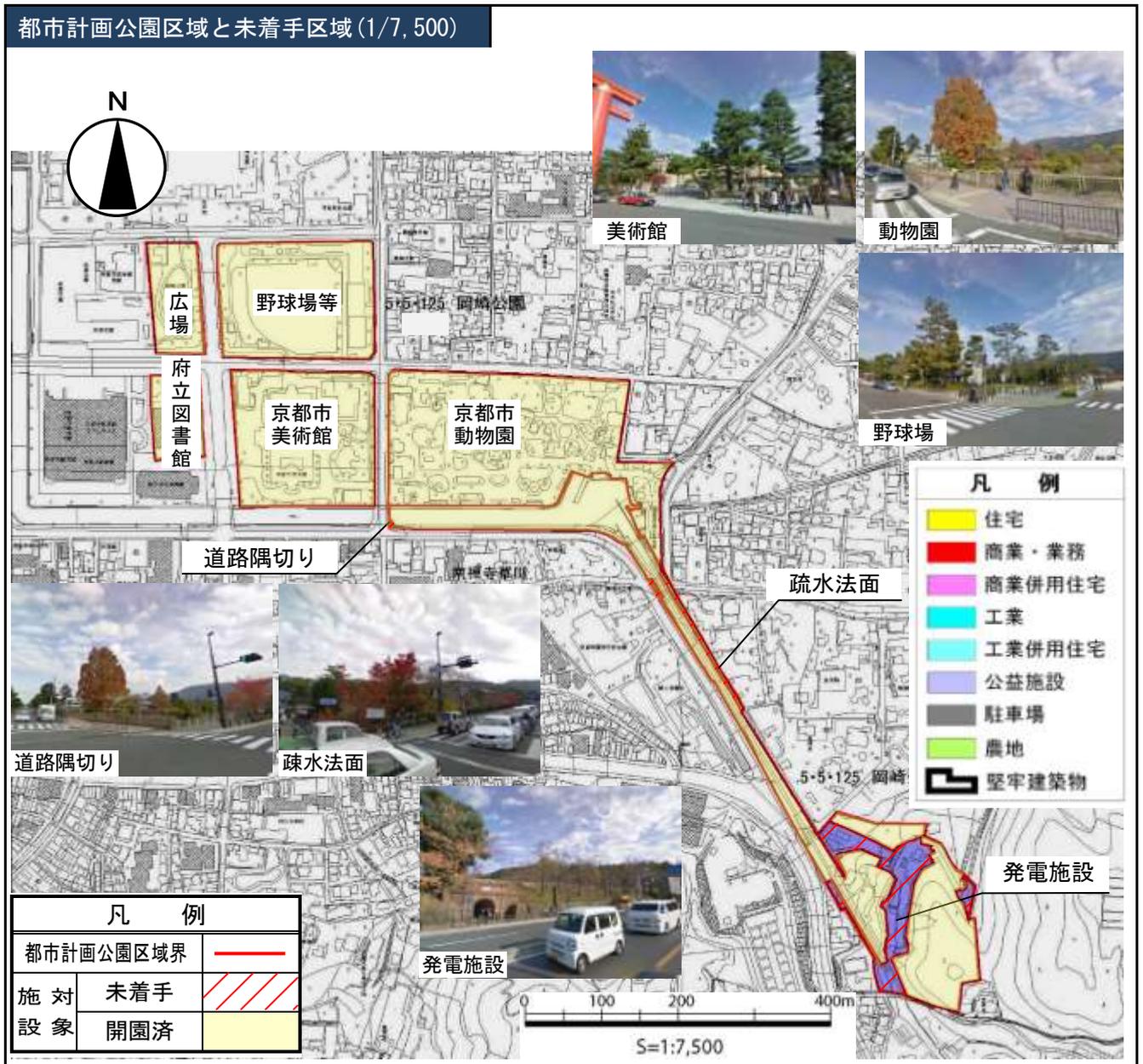
見直し案	存続（変更なし） （15.0ha⇒15.0ha）
評価内容	大部分が開園済であるが、代替となる「みどり」は充足していない。また、未着手区域は産業遺産である疏水施設であることから、引き続き保全を図るため存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	岡崎公園（おかざきこうえん）	都市計画番号	5.5.125
公園位置	左京区岡崎最勝寺町他	公園種別	総合公園
都市計画決定告示（当初）	昭和35年3月19日	区域面積（当初）	10.27ha
事業認可	昭和35年3月19日（3.06ha）	経過年数（平成24年3月31日基準）	52年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：計画しようとする地区は平安神宮、公会堂及び国際文化観光会館建設予定地と近接し、現在既に動物園、運動場等公園としての実態を有する敷地である。立地条件の良い本地域を公園として整備充実するため本地区を都市計画公園として決定しようとするものである。</p> <p>最終変更理由：今回、公園区域の一部拡張を図ることにより、近代の技術思想を伝える琵琶湖疏水の施設とのふれ合いの場の提供、散策空間のネットワーク化及び都市のオープンスペースとしての機能の強化を図るものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和63年4月8日	区域面積（最終）	15.0ha
都市計画変更の内容	区域の変更（拡大）	用途地域（容積率）	第二種住居地域他（200%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積4.50ha）に位置付け		
位置図（1/25,000）			

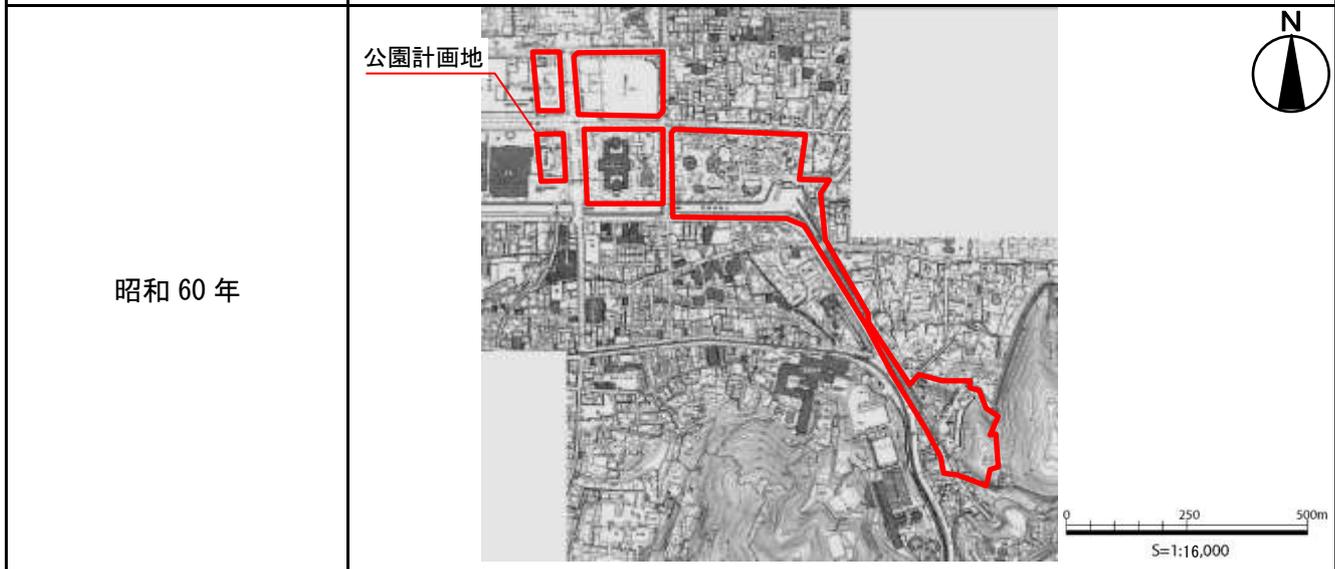
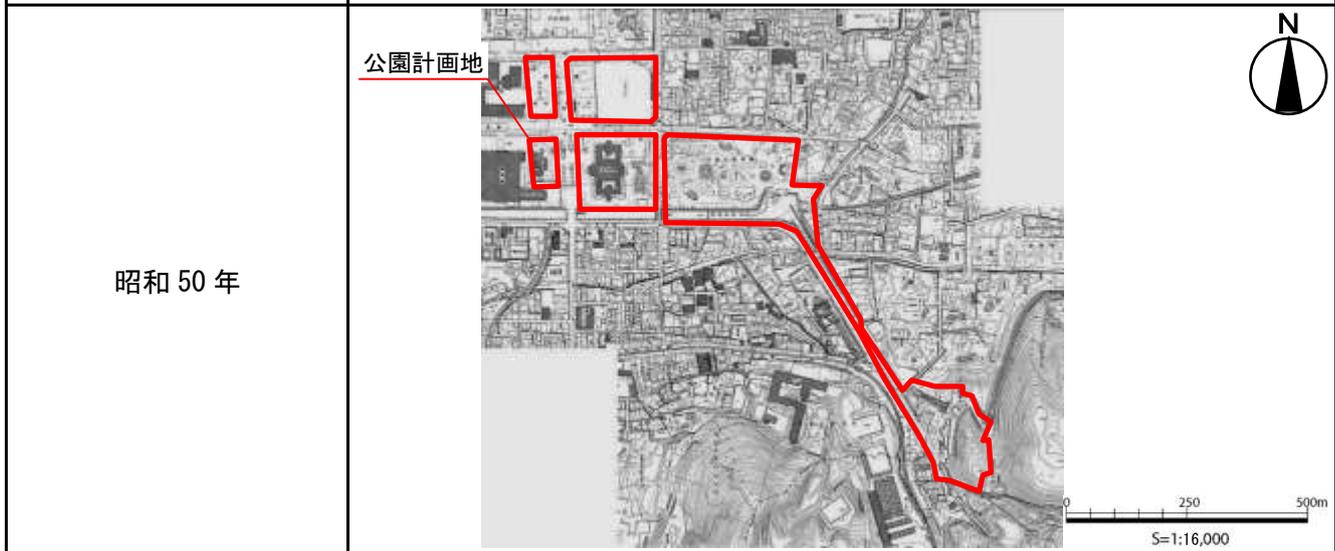
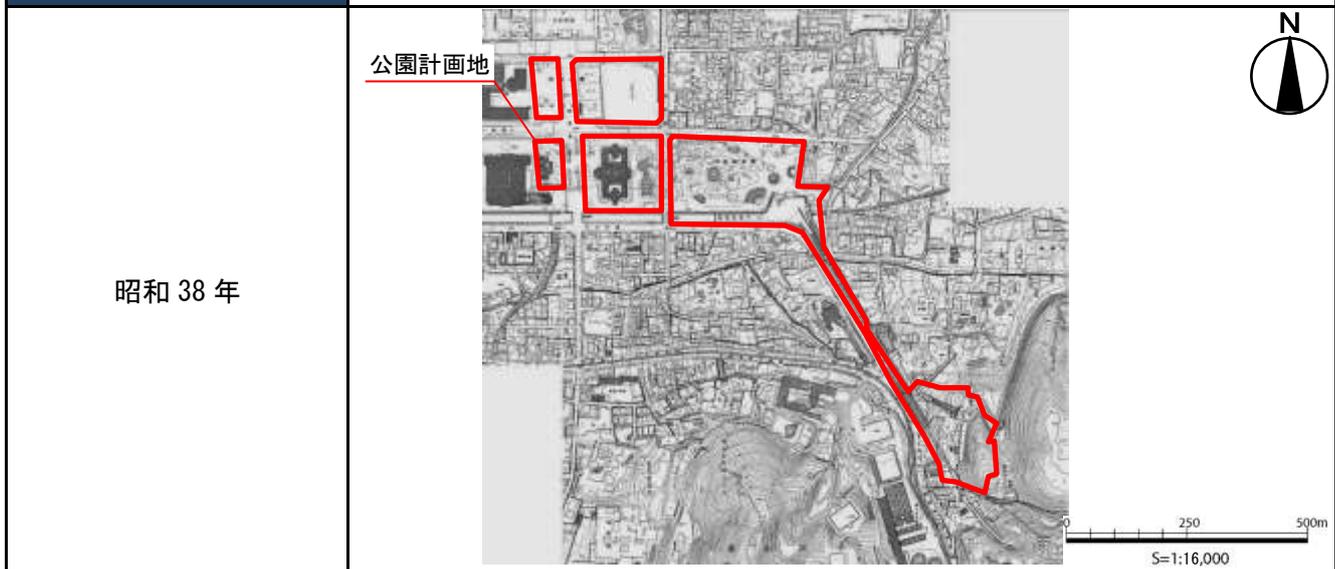
開園状況	大部分で開園済	公園設置年月日	明治37年7月8日
現在の開園面積	13.9ha	未着手面積	1.1ha(未着手率:7.3%)
整備の経過と現在の状況	明治37年:内国勸業博覧会跡地に公園として開園 昭和35年:都市計画決定(10.3ha 動物園の区域を含む) 昭和63年:都市計画変更(15.0ha インクライン, 水力発電所の導水管等の 疏水施設を含む一帯を区域に追加) 平成6年:グラウンド地下に駐車場開設 施設の現況:動物園,美術館,図書館,野球場,テニスコート,広場,疏水等		
未着手部分の土地利用	発電施設等		
樹林地等の有無	産業遺産である琵琶湖疏水がある。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特に無い。		

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に公園は開園済であり、公園の周辺地域も市街地が形成されている。

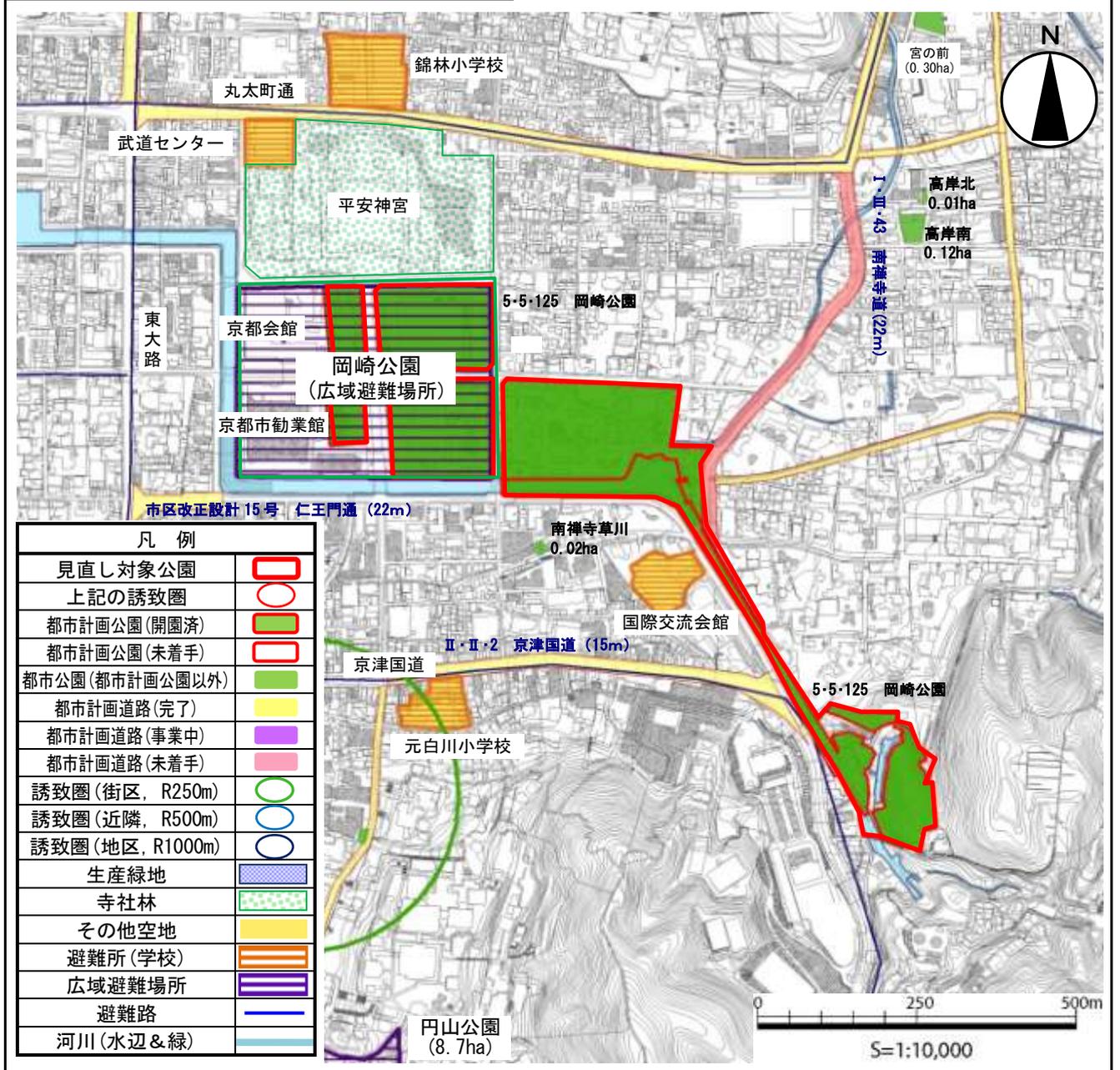
市街化の変遷図 1/16,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	・円山公園(風致公園, 8.7ha)
	その他の緑地	—
	その他の空地	・平安神宮

避難施設等の分布状況	広域避難場所	岡崎公園, 円山公園
	避難所	国際交流会館, 元白川小学校, 武道センター等
	避難路	京津国道(15m), 丸太町通(22m), 東大路(22m)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.6

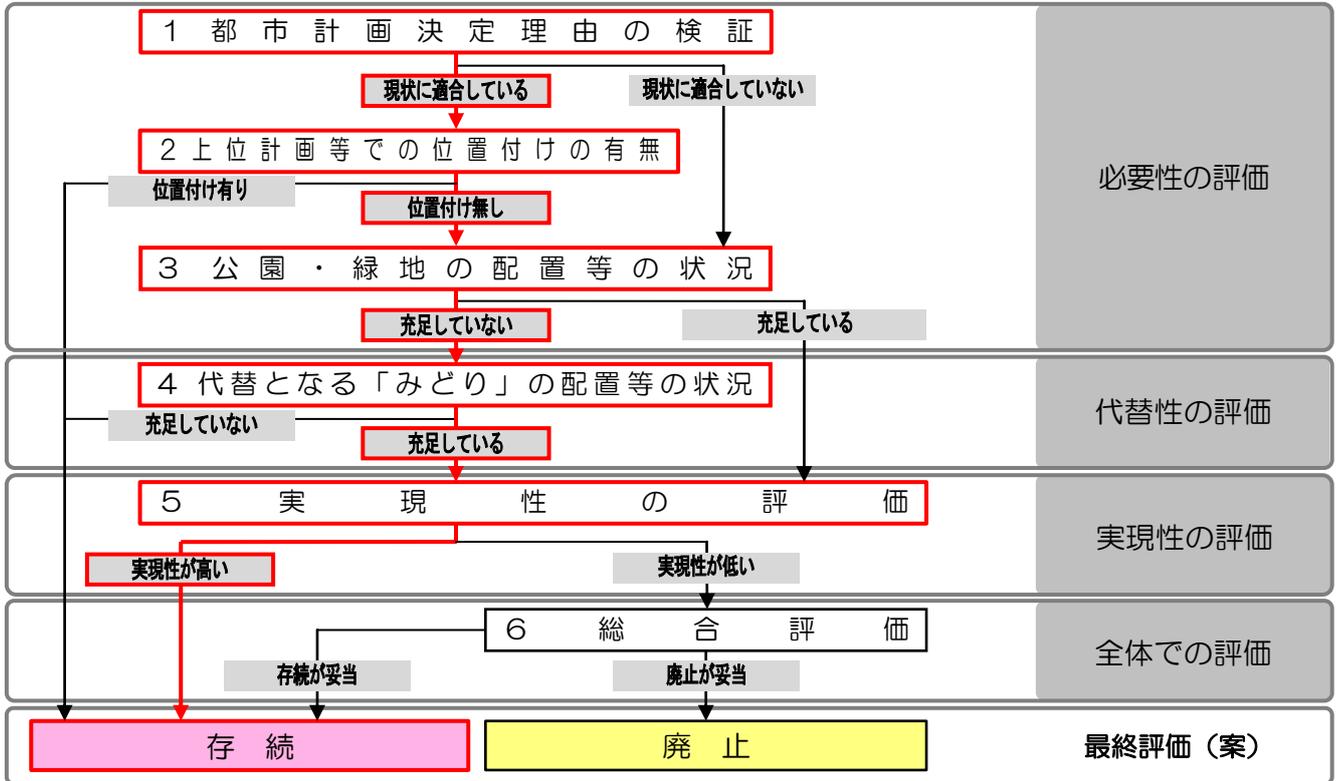
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

204 塔ノ森公園

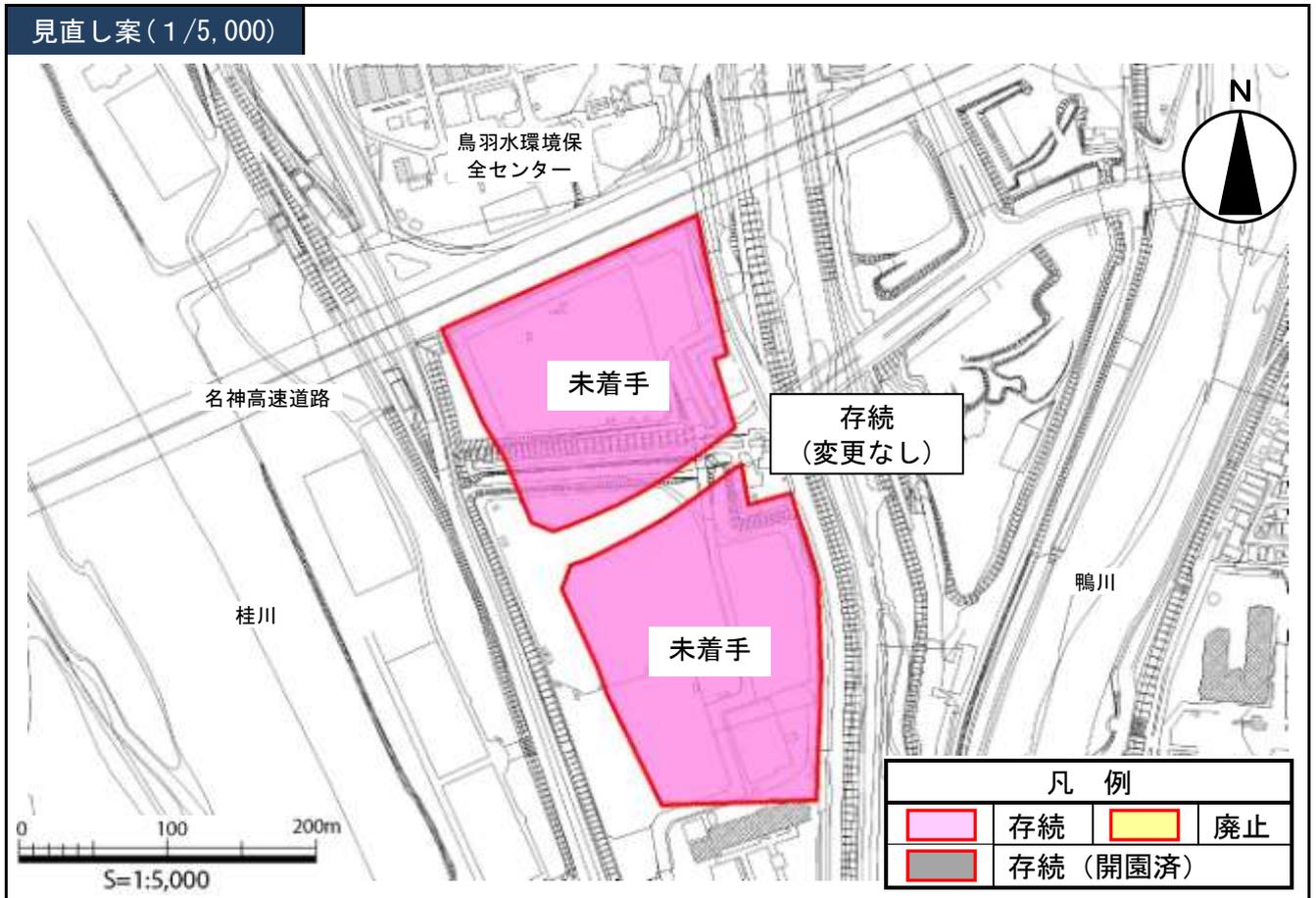
（2013.1.9 時点）

塔ノ森公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は6塔ノ森-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせているため、都市計画公園を決定）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 鳥羽離宮跡公園及び東向公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝23.9 m ² /人≧5 m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：22.57ha（近隣公園 3.8ha、緑地 18.77ha）÷誘致圏の人口：9,428人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 計画区域は全て未着手であるが大部分がグラウンド、運動場として地元開放されている。誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔ノ森グラウンド（レクリエーション、防災） ・桂川・鴨川（環境保全、景観形成、レクリエーション、防災） ・西高瀬川（環境保全、景観形成、防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝109.8 m ² /人≧5 m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：103.53ha（上記公園・緑地、塔ノ森グラウンド 4.82ha、桂川 46.70ha、鴨川 20.78ha、西高瀬川 8.66ha）÷誘致圏の人口：9,428人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物や土地はない。
		<関連事業の状況> 計画区域に隣接する(都)羽束師墨染線、(都)吉祥院上鳥羽線の整備と併せて公園整備を行う必要がある。道路整備時期は未定。上鳥羽南部地区土地区画整理事業は見直し対象である。
		<早期に整備効果が見込めるか> 用地買収を伴わないため、着手すれば早期に整備効果が見込める。 未着手区域はグラウンド（市有地）であり用地買収は無く、移転対象となる建築物も無いことから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	存続が妥当	見直し対象区域が、避難路に位置づけられている未着手都市計画道路（(都)羽束師墨染線、(都)吉祥院上鳥羽線）に接道しており、防災上の観点から、存続が妥当である。

※「見直し」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） (5.4ha⇒5.4ha)
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物も無いこと、避難路に位置づけられている未着手都市計画道路に接道していることから存続とする。

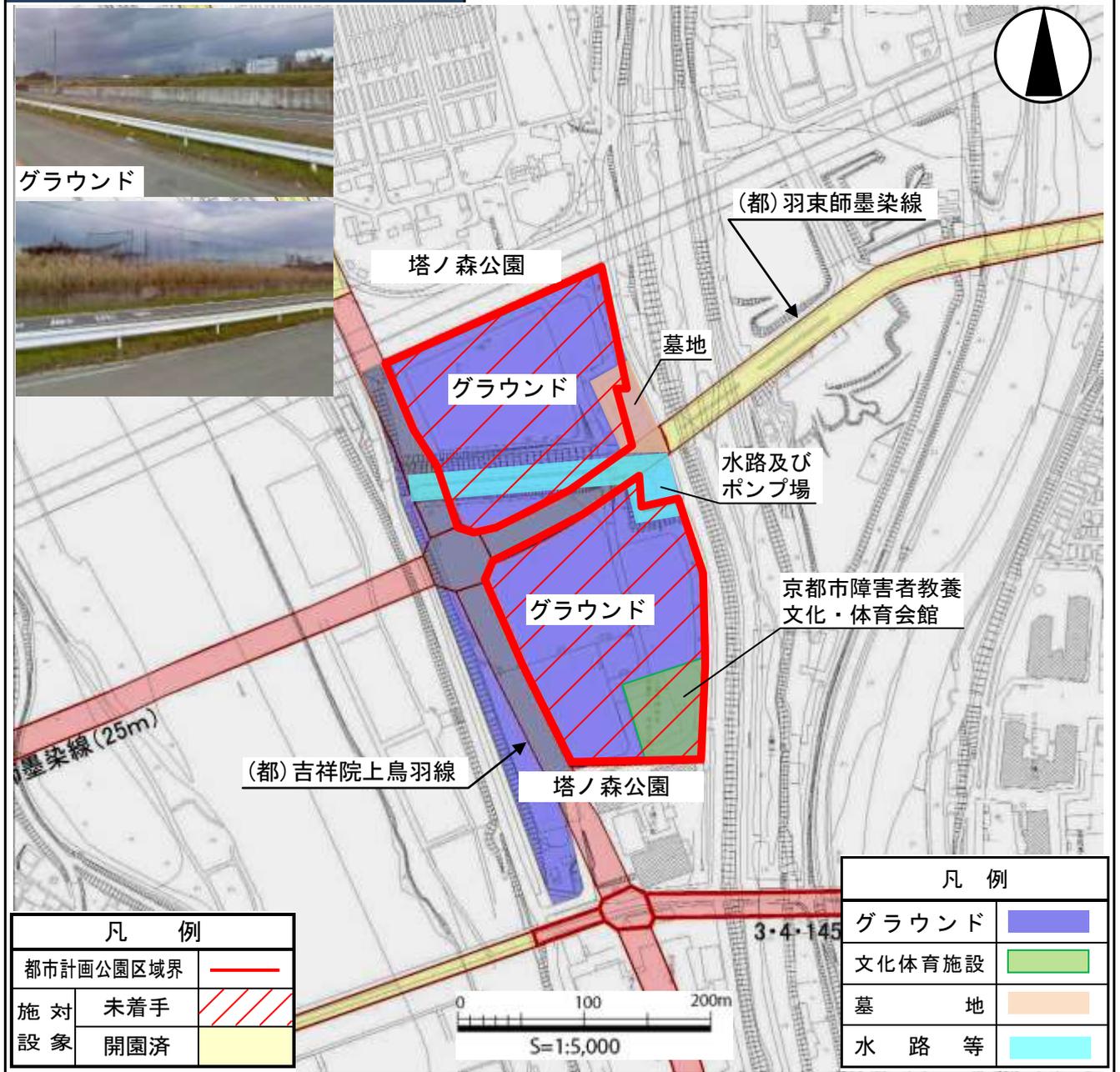
3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	塔ノ森公園（とうのもりこうえん）	都市計画番号	204
公園位置	南区上鳥羽塔ノ森上河原	公園種別	地区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和49年3月1日	区域面積（当初）	5.4ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	38年
都市計画決定理由等	京都市南部地域は近年開発が著しく進み、人口も急増しているが北部に比して都市施設面で立ち遅れをみせている。今回根幹的都市施設の内公園計画として、第203号竹田公園は区画整理事業の中で、又第204号塔ノ森公園、第205号横大路公園は清掃埋立事業跡地を都市計画公園として決定するものである。		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	5.4ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第二種住居地域（200%）
都市計画施設等	（都）羽束師墨染線（未着手）、（都）吉祥院上鳥羽線（未着手）と隣接上鳥羽南部地区土地区画整理事業区域内（未着手部）		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付け無し		
位置図（1/25,000）	（塔ノ森公園の誘致圏域と周辺における同種（地区公園）都市計画公園の誘致圏域）		

開園状況	全域未着手	公園設置年月日	—
現在の開園面積	0.0ha	未着手面積	5.4ha(未着手率:100.0%)
整備の経過と現在の状況	都市公園として開園はされていないが、大部分がグラウンドとして地元開放されている。 施設の現況:グラウンド(公園施設ではない)		
未着手部分の土地利用	地域住民に開放されたグラウンドであり、市有地である。		
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	全域が市有地であり、建築制限を受ける私有地はない。		

都市計画決定と開園部の整合状況	—
-----------------	---

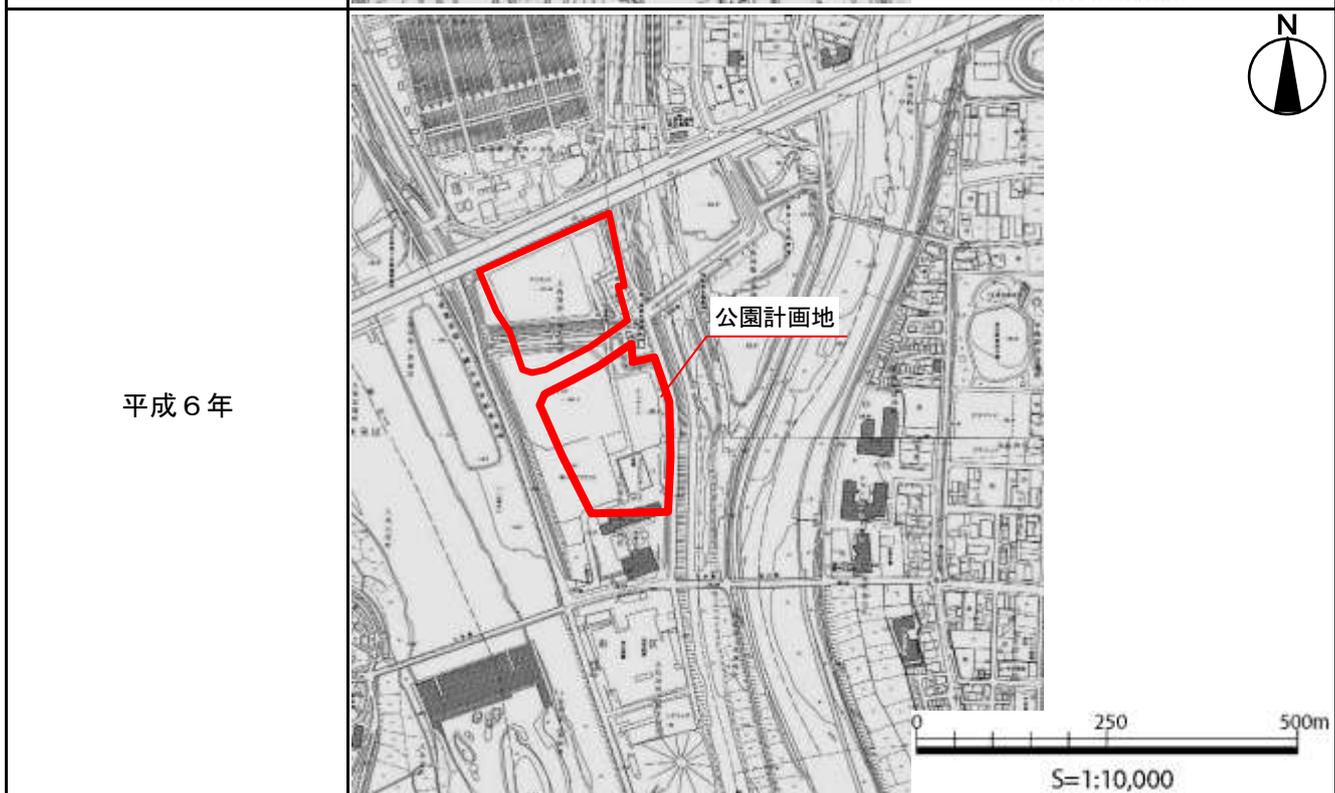
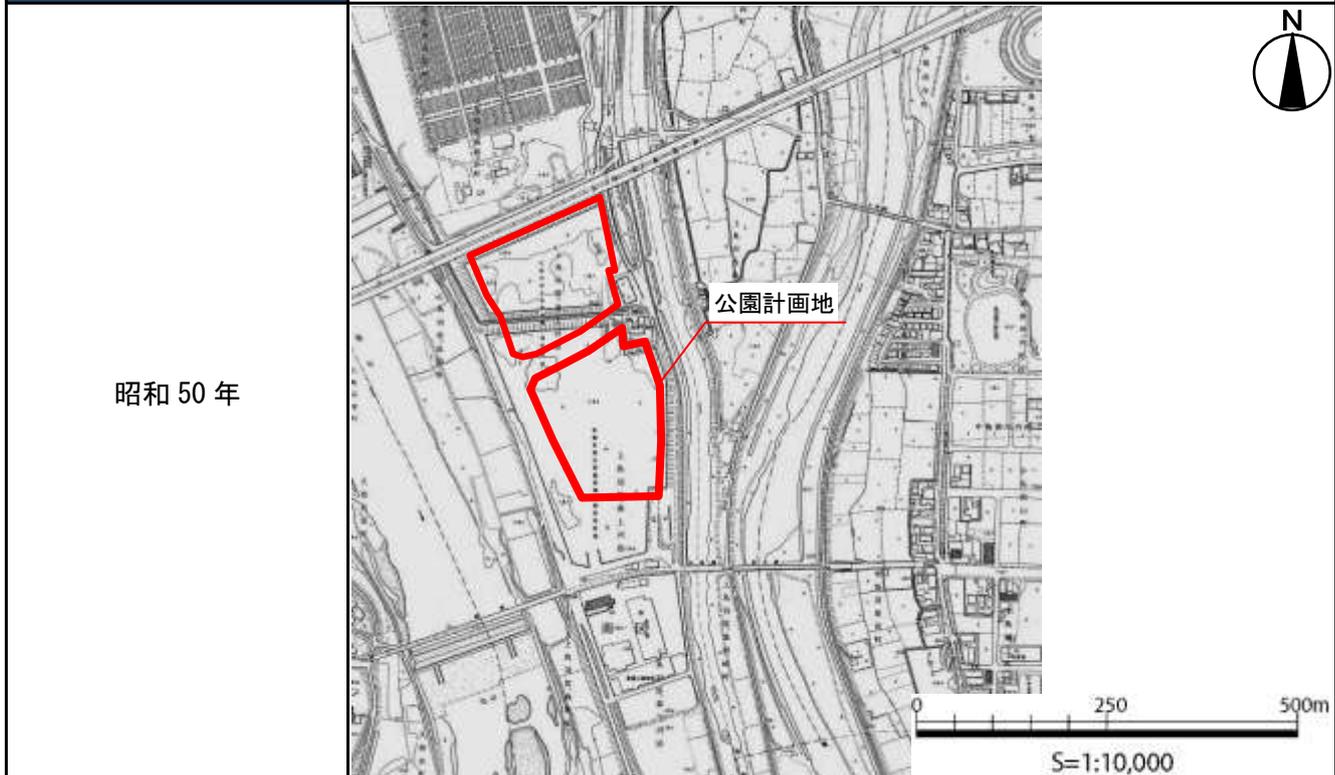
都市計画公園区域と未着手区域(1/5,000)



公園周辺の市街化の変遷 昭和50年の地図では、周辺地域において鳥羽下水処理場以外は大部分が農地となっている。平成6年の地図では、周辺地域において、宅地化が進んでいる。

現在人口及び人口密度（誘致圏内の概ねの値） 人口：10,362人、面積：345.1ha、人口密度30.0人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（32町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
 誘致圏域（314.0ha）に換算した人口：9,428人

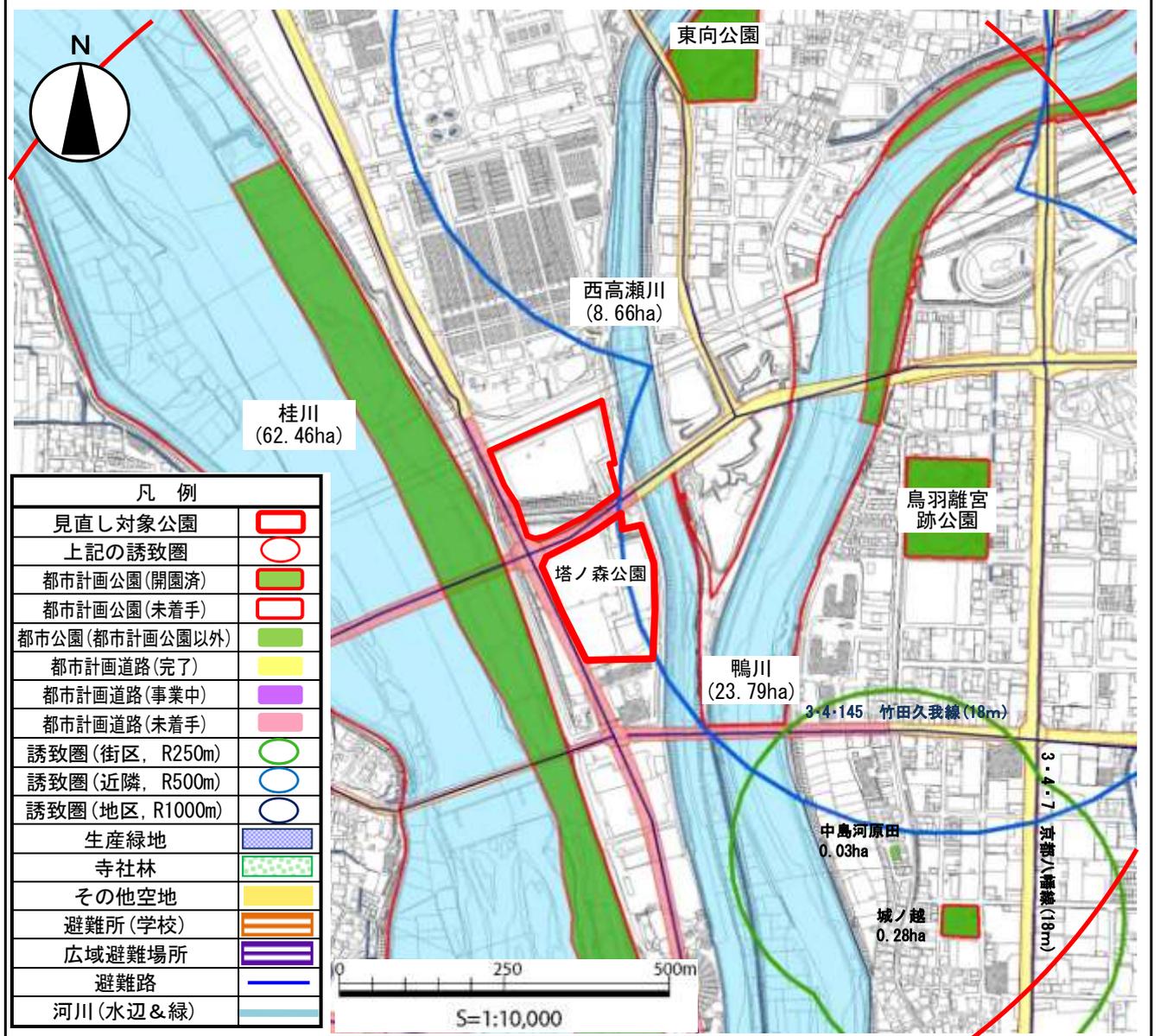
市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内 (小計: 3.8ha)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽離宮跡公園 (1.9ha, 500m東) 東向公園 (1.9ha, 800m北)
	その他緑地	誘致圏内 (小計: 18.77ha)	<ul style="list-style-type: none"> 桂川 (62.46haのうち開園部分は15.76ha) 鴨川 (23.79haのうち開園部分は3.01ha)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 13.48ha)	<ul style="list-style-type: none"> 西高瀬川 (8.66ha) 塔ノ森グラウンド (1.56ha+3.26ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	下鳥羽公園, 塔南高校グラウンド	
	避難所	-	
	避難路	吉祥院下鳥羽線 (22m, 南北 (未着手)), 羽束師墨染線 (25m, 東西 (未着手)), 竹田久我線 (18m, 東西 (未着手))	

周辺の都市公園等と防災面の状況 (1/10,000) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.7

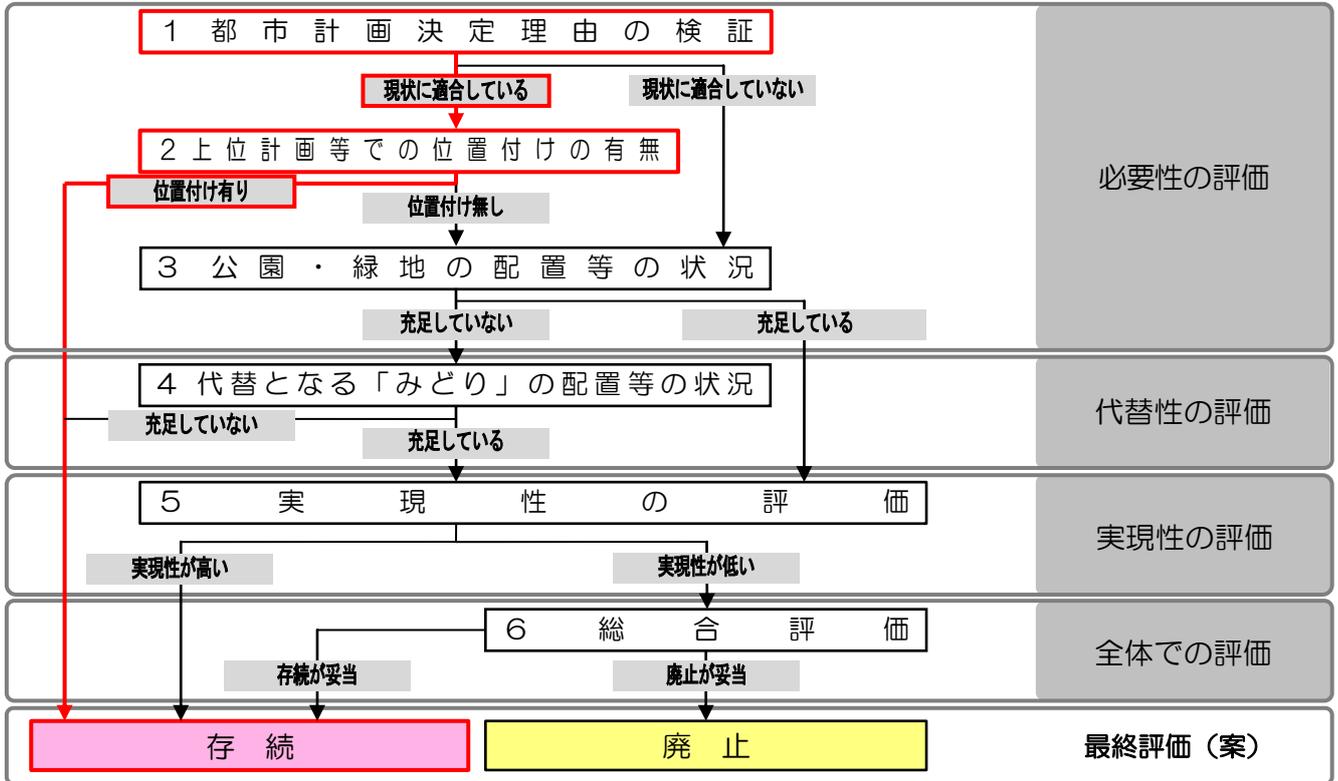
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

4・3・282 淀城跡公園

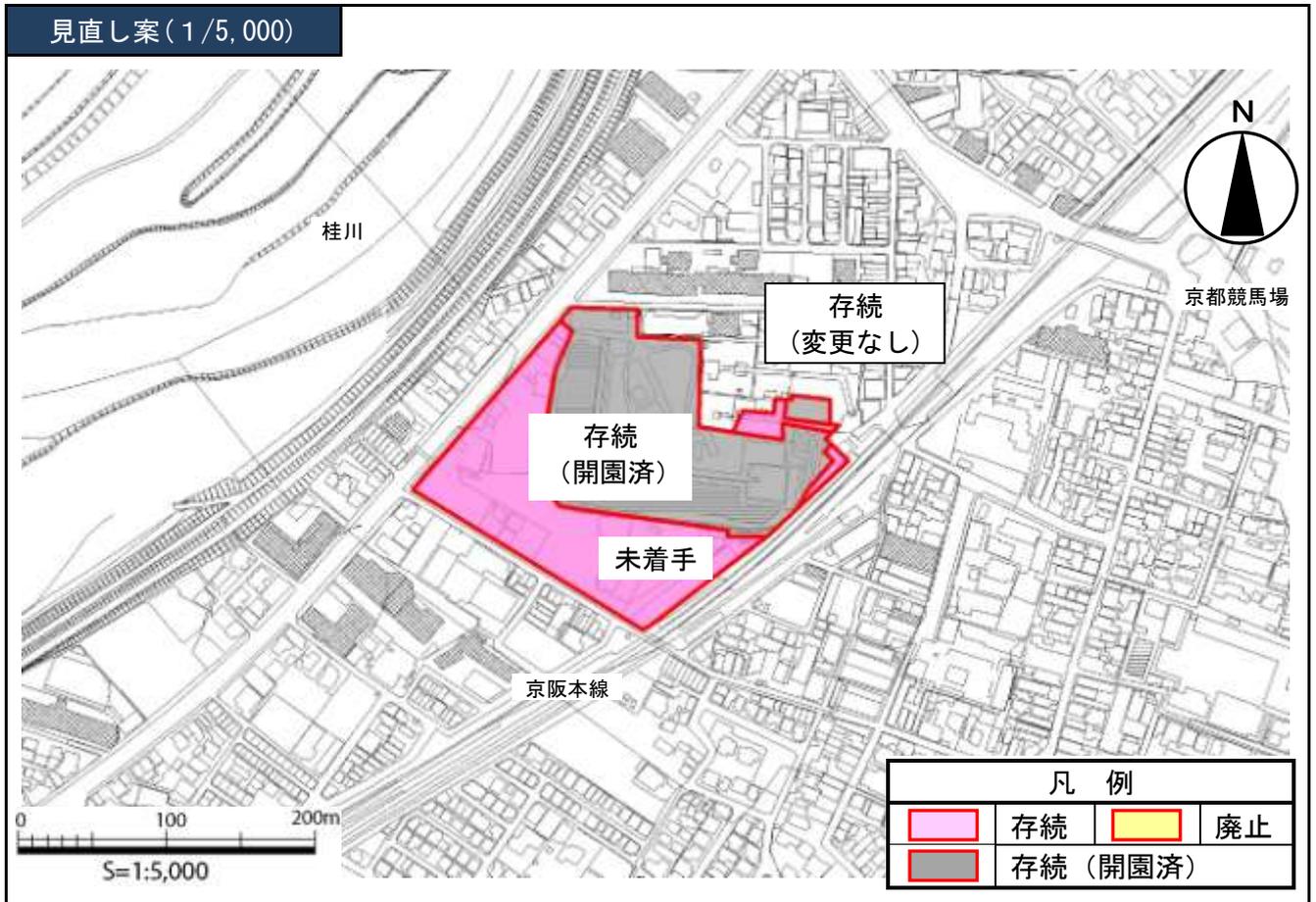
（2013.1.9 時点）

淀城跡公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は7 淀城跡-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由(淀城跡を歴史的財産として保全するとともに、文化交流の場、歴史的観光レクリエーション資源、集客と賑わいの空間等の創出)は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け有り	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月策定)により、現在未着手部分である淀城跡南側1.7haを拡張する都市計画決定がなされた。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 他の地区公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、地区公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積=6.8㎡/人\geq5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積:8.72ha(総合公園5.25ha,地区公園1.7ha,街区公園0.97ha,緑地0.8ha)÷誘致圏の人口:12,767人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・桂川・宇治川(環境保全、景観形成、レクリエーション、防災) ・京都競馬場(レクリエーション、防災)</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積=84.3㎡/人\geq5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積:107.62ha(上記公園・緑地,桂川55.2ha,京都競馬場28.4ha,宇治川15.3ha)÷誘致圏の人口:12,767人</p>
5 実現性の評価	実現性が高い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響は少ない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 業務施設,倉庫,集合住宅,鉄道施設(列車区分室)</p> <p><関連事業の状況> 京阪本線淀駅付近立体交差化事業</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一定用地買収が行われていることから、実現性は高いと判断する。 一定用地買収が行われていることから、実現性が高いと判断する。</p>
6 総合評価	—	—

※「—」は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

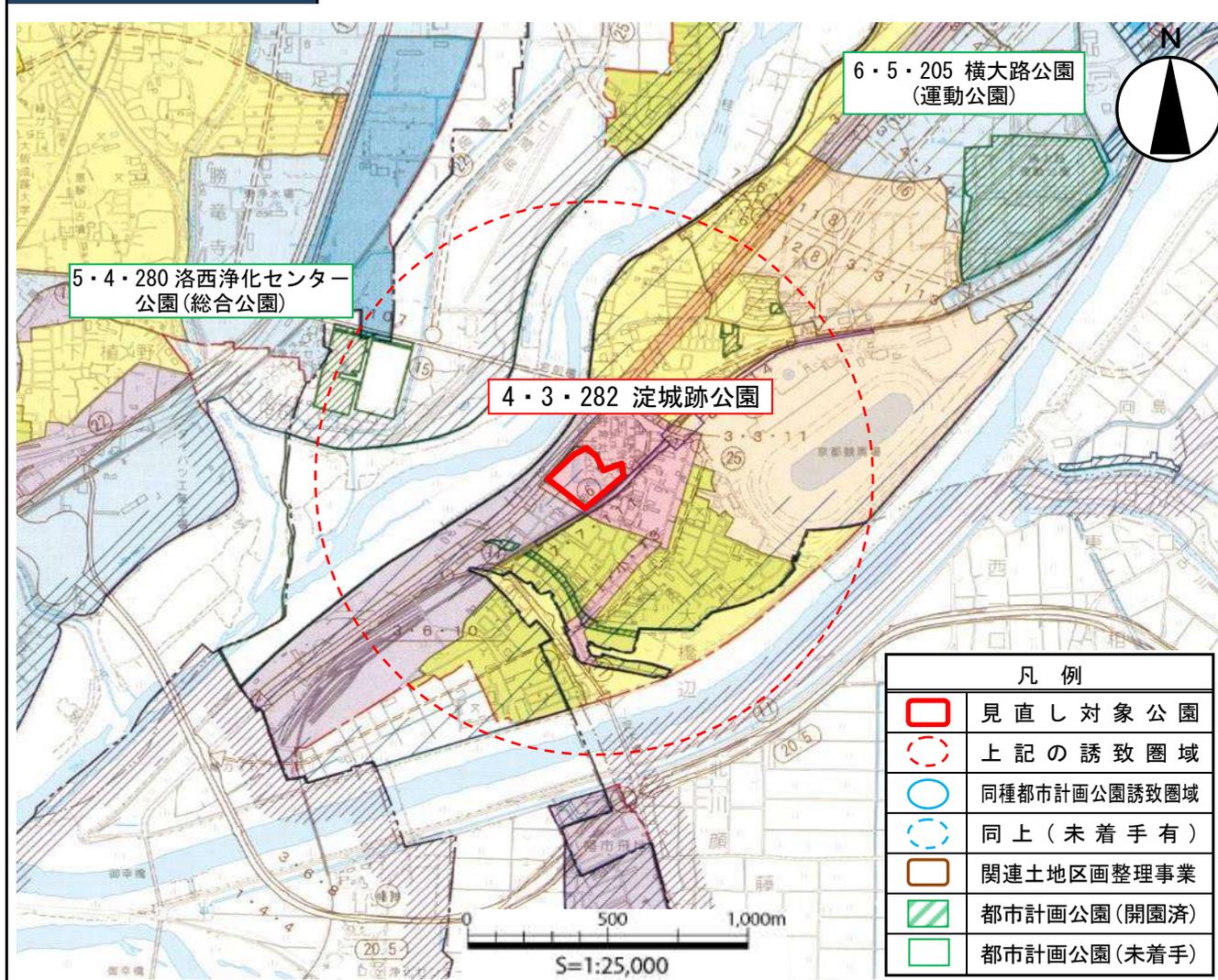


見直し案	存続(変更なし) (3.4ha \Rightarrow 3.4ha)
評価内容	「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月策定)において、現在未着手部分である淀城跡南側1.7haを拡張する都市計画決定がなされ、一定用地買収が行われていることから、未着手区域は存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	淀城跡公園（よどじょうあとこうえん）	都市計画番号	4・3・282
公園位置	伏見区淀本町他	公園種別	地区公園
都市計画決定告示（当初）	平成13年9月11日	区域面積（当初）	3.4ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	10年
都市計画決定理由等	本都市計画は、当該地域の遺跡である淀城跡を歴史的財産として保全するとともに、文化交流の場、歴史的観光レクリエーション資源、集客と賑わいの空間等を創出することを目的として、都市計画公園淀城跡公園を追加し、都市計画公園の機能を効果的に発揮させるとともに、適正な配置の実現を図ろうとするものである。		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	3.4ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	近隣商業地域（300%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	有：「淀城跡公園再整備基本構想」（平成13年1月）		
地域防災計画	位置付け無し		

位置図（1/25,000） （淀城跡公園の誘致圏域と周辺における同種（地区公園）都市計画公園の誘致圏域）



開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和43年3月31日
------	-------	---------	------------

現在の開園面積	1.7ha	未着手面積	1.7ha(未着手率:50.0%)
---------	-------	-------	-------------------

整備の経過と現在の状況	<p>淀城は城郭に伴う再建造物はないが、本丸や石垣を利用した淀城跡公園が昭和43年に開園(1.7ha)した。その後、京阪電車淀駅高架化事業に伴い学識経験者、地域住民、行政担当者から構成される委員会によって「淀城跡公園再整備基本構想」(平成13年1月)が策定され、現在の公園の南側1.7haを拡張し、3.4haの区域で都市計画決定がなされた。</p> <p>施設の現況：園路、内堀、休憩施設等</p>
-------------	---

未着手部分の土地利用	業務施設、倉庫、集合住宅、鉄道施設(列車区分室)、駐車場、未利用地
------------	-----------------------------------

樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

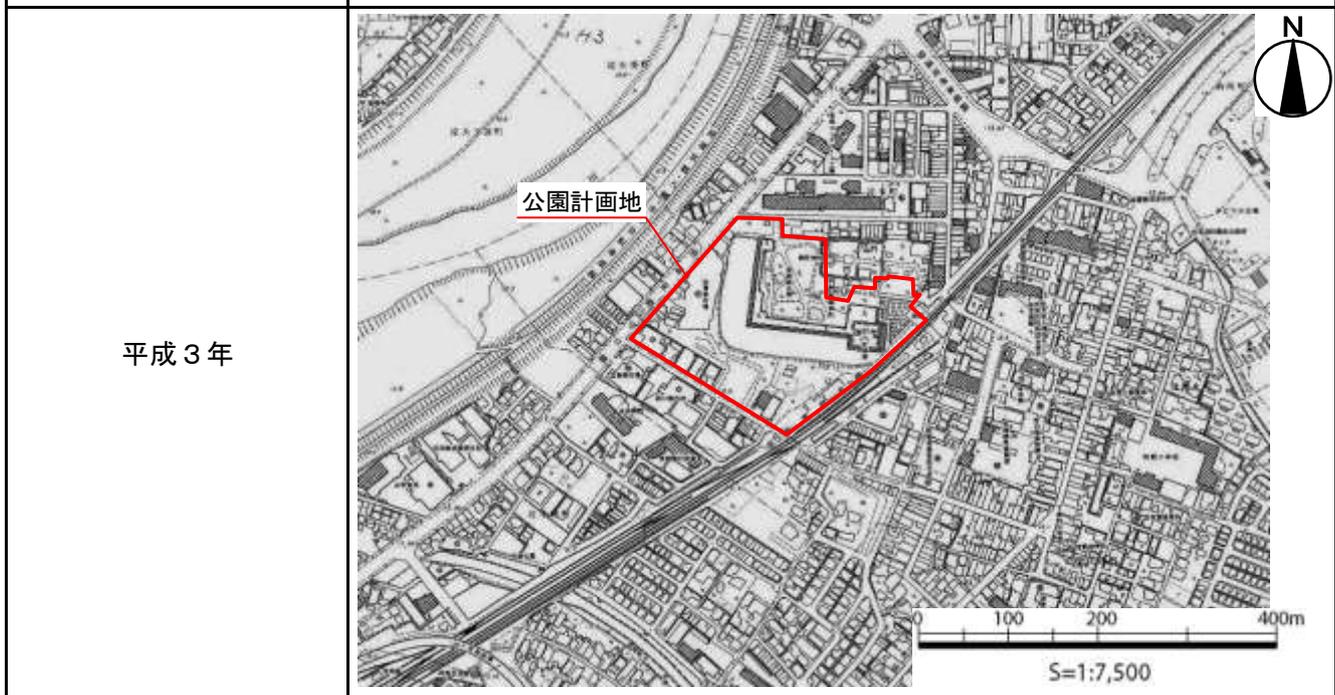
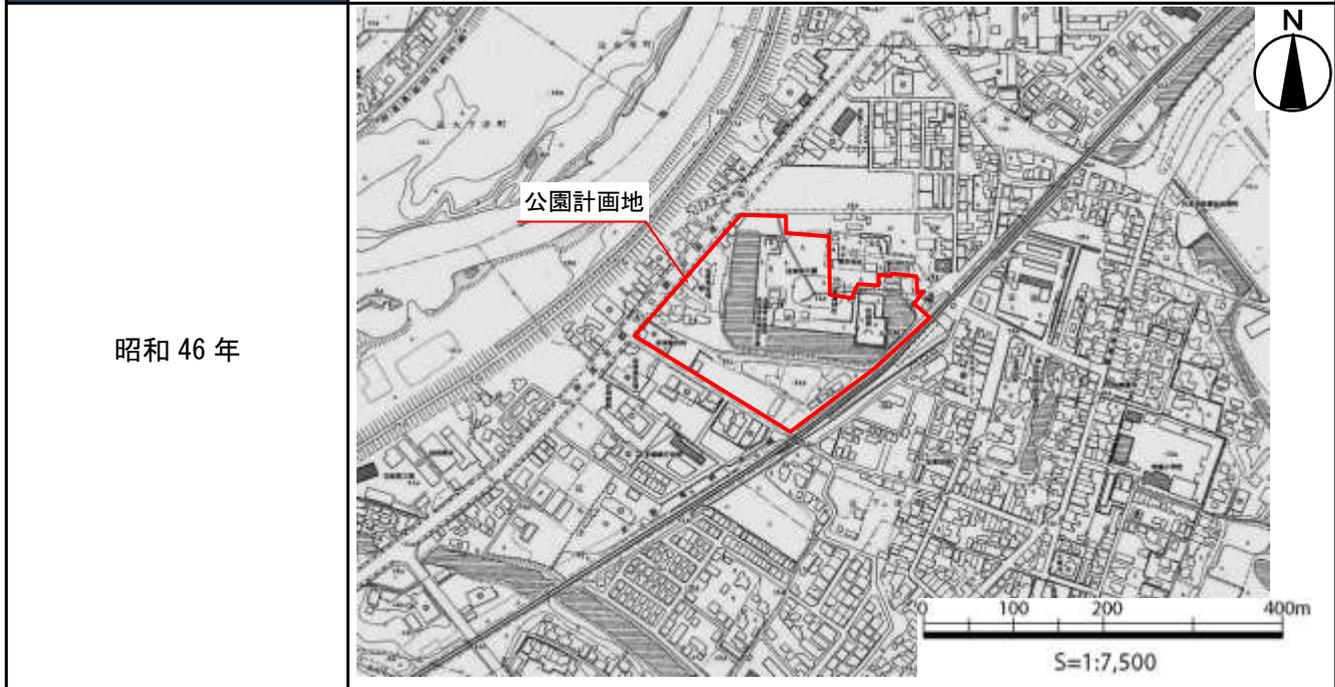
都市計画公園区域と未着手区域(1/5,000)



公園周辺の市街化の変遷 昭和46年の地図では、既に公園は開園しており（公園設置：昭和43年）、公園の周辺地域は市街地が形成されている。

現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口） 人口：13,710人、面積：337.2ha、人口密度40.7人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（15町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
 誘致圏域（314.0ha）に換算した人口：12,767人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内 (小計: 6.95ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 洛西浄化センター公園(府管理, 5.68haのうち5.25ha, 約1km西) ・(都) 淀城跡公園(1.7ha, 開園部分)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.97ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 納所公園(0.48ha, 800m北東) ・(都) 下野公園(0.12ha, 900m北東) ・淀下津公園(0.06ha, 500m南東) ・淀新町公園(0.03ha, 500m南) ・水垂公園(0.1ha, 800m北西) ・大下津公園(0.05ha, 500m南) ・薬師堂西 ・薬師堂南 ・薬師堂北 ・淀木津 ・下津
	その他緑地	誘致圏内 (小計: 0.8ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・(都) 桂川緑地(55.2haのうち開園部分は0ha) ・(都) 淀緑地(0.8ha)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 43.7ha)	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治川(15.3ha) ・京都競馬場(28.4ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	京都競馬場駐車場(1km北東), 横大路公園
	避難所	納所小学校, 明親小学校
	避難路	(都) 京都八幡線(18m, 南北), (都) 三栖淀線(16m, 南北(未着手)), (都) 淀駅前線(25m, 東西(事業中))



No.8

京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

10 唐橋西寺児童公園

（2013.1.9時点）

唐橋西寺児童公園の見直し方針

1. 見直し案

計画面積の 1.15ha が開園面積 1.04ha と整合していないのは、公園中央にある遺跡部分が開園扱いとなっていないためであるが、実態として全域開園済であり、都市計画の変更は必要無い。



2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	唐橋西寺児童公園(からはしさ いじじどうこうえん)	都市計画番号	10
公園位置	南区唐橋西寺町	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和12年2月1日	区域面積(当初)	1.15ha
事業認可	—	経過年数(平成24年3月31日基準)	75年
都市計画決定理由等	京都市の発展に伴い児童の慰楽に供する公園施設の整備は急務なるを以て 土地区画整理の施行により敷地の提供ありたるもの六箇所を都市計画児童公園 として決定せんとするものなり。 ※時代背景：第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(10号)	区域面積(最終)	1.15ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種住居地域 (200%)
都市計画施設等	—		
上位計画等での 位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付け無し		
位置図(1/25,000)	(唐橋西寺児童公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)		

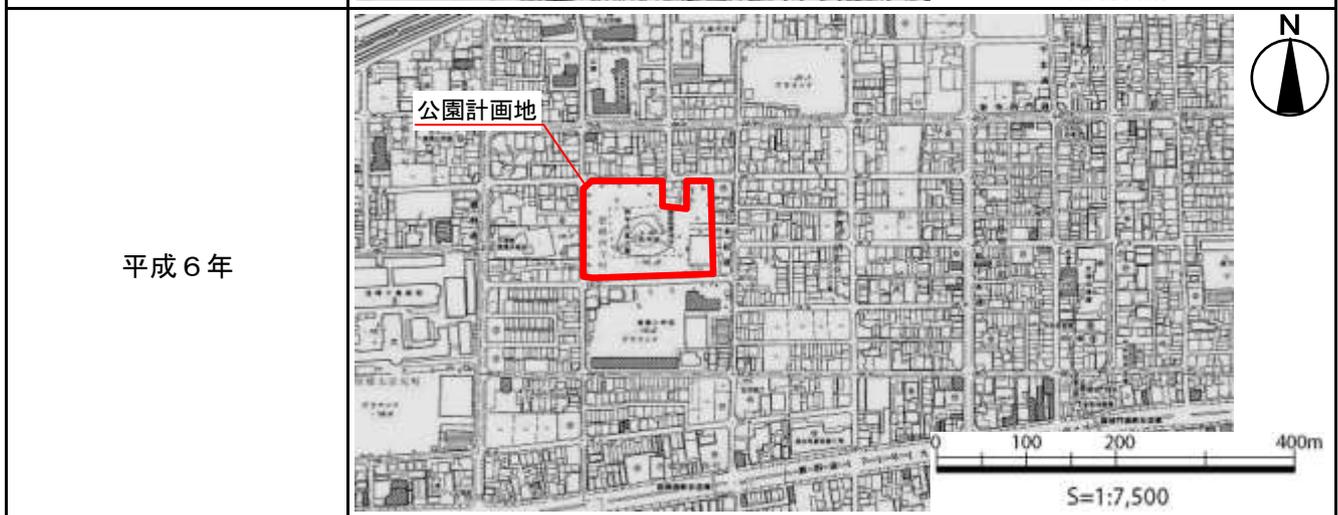
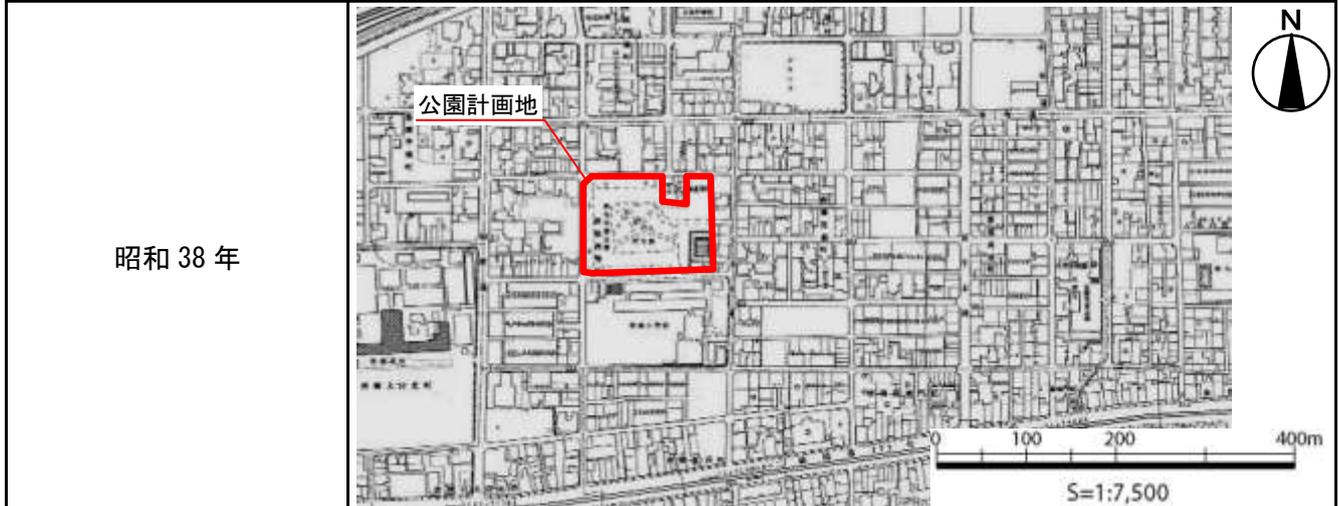
開園状況	実態として全域開園済	公園設置年月日	昭和12年5月22日
現在の開園面積	1.04ha	未着手面積	0.11ha(未着手率:9.6%)
整備の経過と現在の状況	西寺地区土地区画整理事業区域内にあり、都市計画決定の後、同年に整備・開園された。 施設の現況: 広場, 滑り台, 砂場, ブランコ, 遺跡(西寺跡)等		
未着手部分の土地利用	実態として全域開園済(公園中央部の遺跡部分が開園扱いでない)		
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	無し。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(都市計画決定面積は1.15haで、全域での開園済面積が1.04haであることから、開園済面積には中央部の遺跡部分がカウントされていない。)		



公園周辺の市街化の変遷	昭和 38 年の地図では、既に唐橋西寺児童公園は整備されており(公園設置：昭和 12 年)、公園の周辺地域は市街地が形成されている。
-------------	--

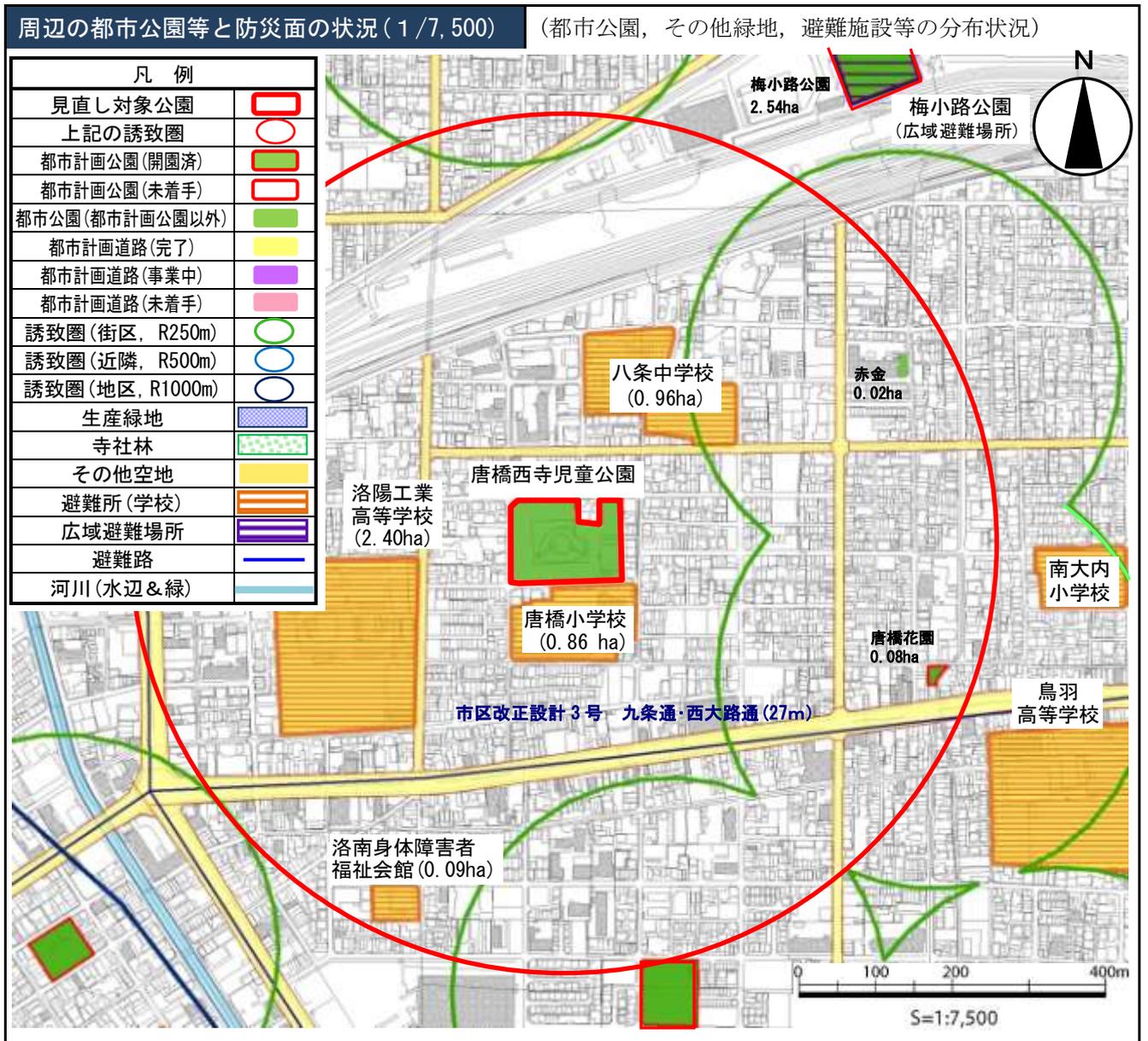
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口)	人口：9,386 人、面積：74.0ha、人口密度 126.8 人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(16 町)人口(国勢調査(H22. 10. 1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,957 人
------------------------	---

市街化の変遷図	1/7,500
---------	---------



都市公園等の 配置状況	近隣公園 以上	誘致圏内	・(都)唐橋西寺児童公園(1.04ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)梅小路公園(総合公園, 10.5ha, 600m北東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.05ha)	・(都)唐橋花園公園(0.03ha, 400m東) ・赤金公園(0.02ha, 400m東)
		誘致圏外	・(都)琵琶塚公園(0.49ha, 500m南) ・(都)吉祥院公園(0.30ha, 700m南西)
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 4.31ha)	・唐橋小学校(0.86ha) ・八条中学校(0.96ha) ・洛陽工業高等学校(2.40ha) ・洛南身体障害者福祉会館(0.09ha)	

避難施設等の 分布状況	広域避難場所	梅小路公園(600m北)
	避難所	唐橋小学校, 八条中学校, 洛陽工業高等学校等: 誘致圏域内
	避難路	(都)九条通(27m, 東西方向), 西大路通(27m, 南北方向)



No.9

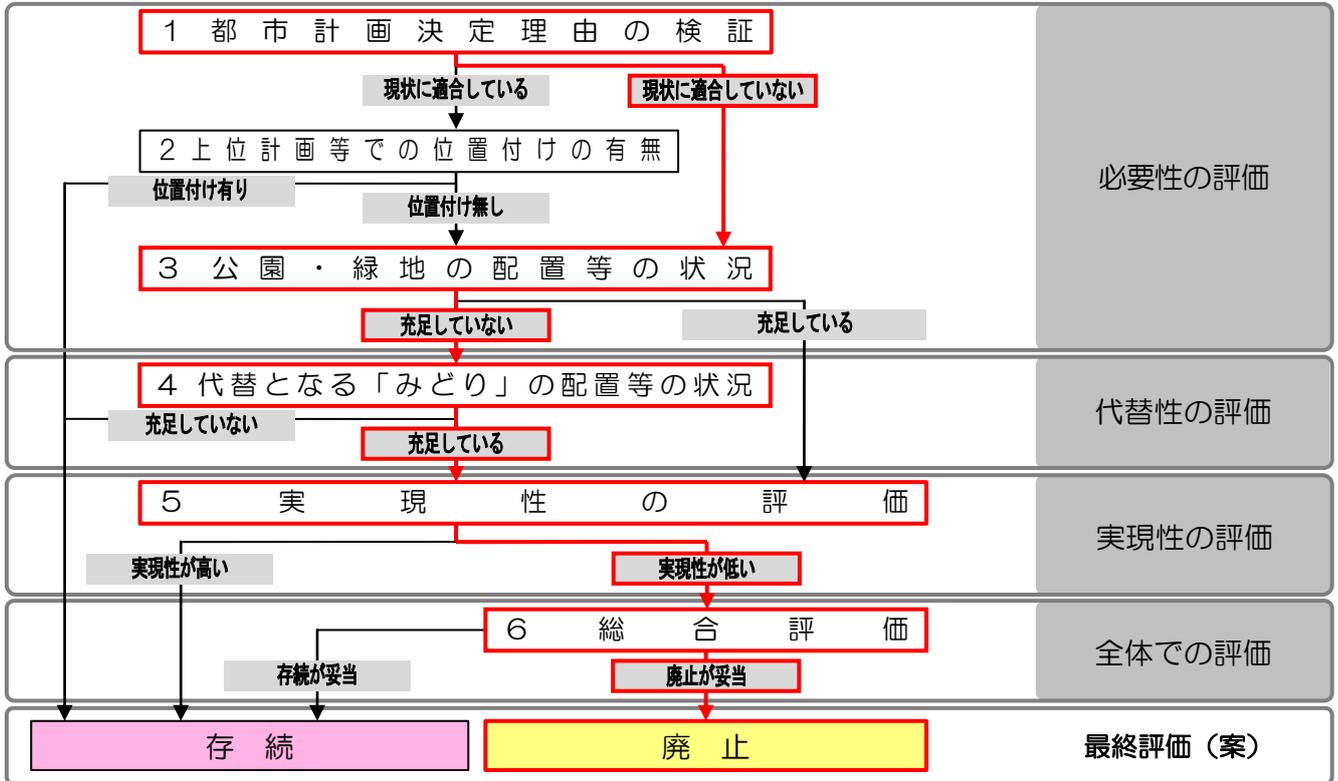
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

38 太秦公園

（2013.1.9時点）

太秦公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は9太秦-2頁の「3. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 他の近隣公園と誘致圏域が重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.87 m ² /人 ≤ 5 m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.83ha（街区公園 0.83ha）÷誘致圏の人口：9,491人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・御室川・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・蚕ノ社（環境保全、景観形成、防災） ・地下鉄東西線太秦天神川駅前広場・右京区総合庁舎（環境保全、景観形成、防災） ・安井小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.52 m ² /人 ≥ 5 m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：6.19ha（上記公園・緑地、御室川・天神川 1.8ha、蚕ノ社 1.2ha、地下鉄東西線太秦天神川駅前広場 0.42ha、右京区総合庁舎 0.43ha、安井小学校 0.98ha）÷誘致圏の人口：9,491人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約120戸）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティの存続への影響がある。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約120戸）、畑、駐車場
		<関連事業の状況> 太子地区土地区画整理事業区域内にあるが、見直し対象地区となっている。 山ノ内浄水場用地（御池通北側）については、大学（京都学園大学）が設置されることとなった。
		<早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収となると、権利者の合意形成等により、事業の長期化が推定される。 住宅地は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西院公園・デルタ自動車四条教習所が近接しており、また、山ノ内浄水場用地も今後学校等に活用されることから、計画区域から未着手区域を削除しても問題は無い。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

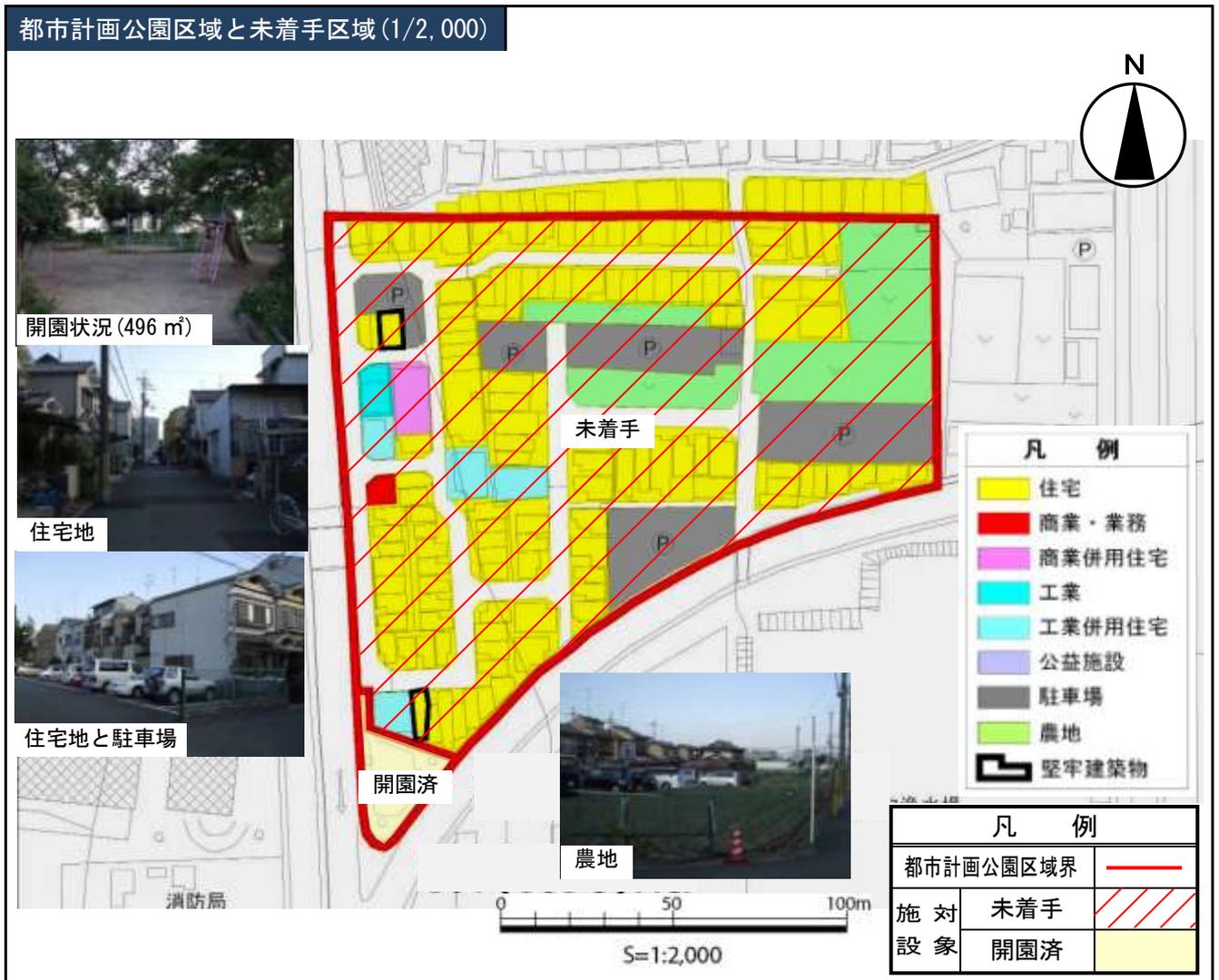


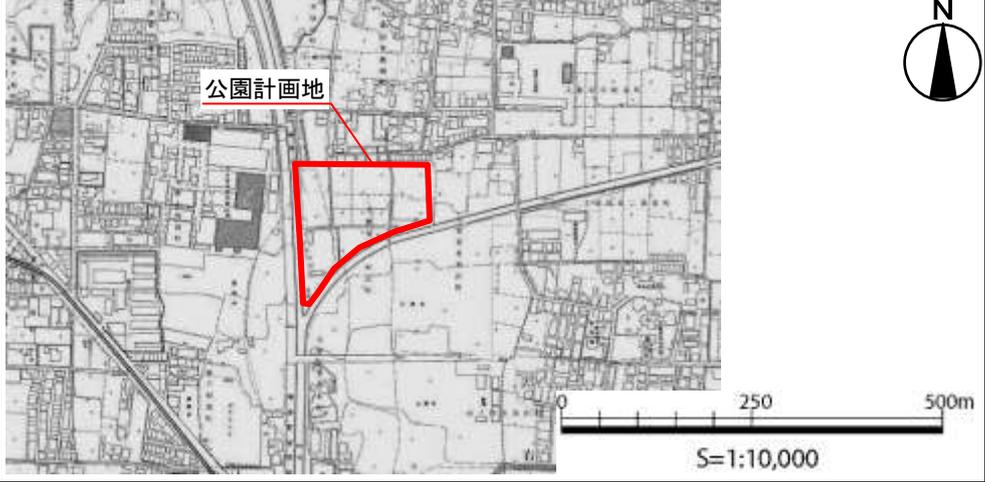
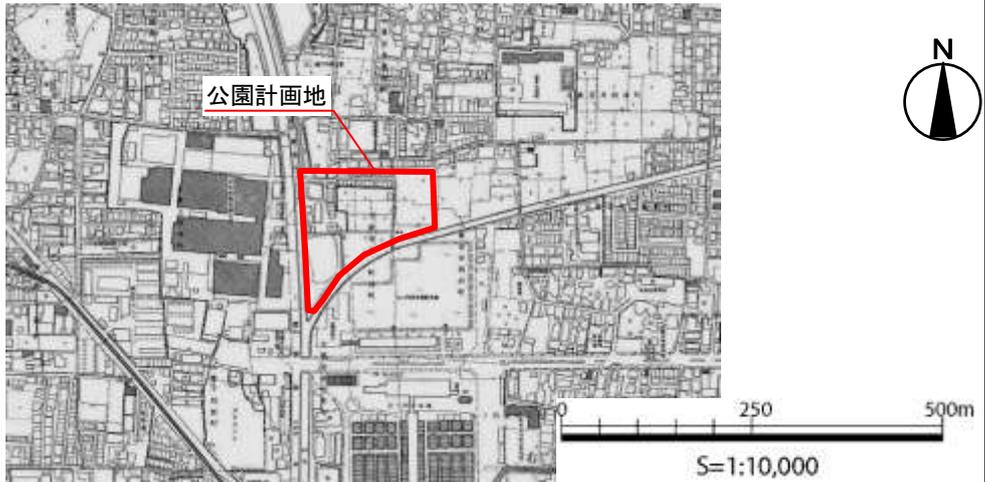
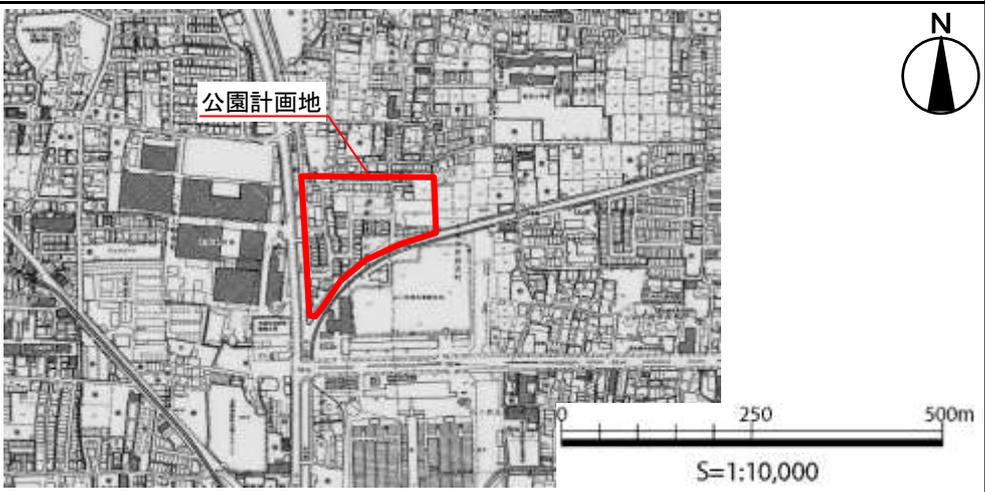
見直し案	区域の一部廃止 (1.85ha⇒0.05ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、隣接する山ノ内浄水場用地も今後学校等に活用されることから、未着手区域は廃止とする。なお、既存の太秦公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称（ひらがな）	太秦公園（うずまさこうえん）	都市計画番号	38																
公園位置	右京区太秦安井西沢町他 38	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和 16 年 3 月 25 日	区域面積（当初）	1.85ha																
事業認可	昭和 16 年 3 月 25 日：1.85ha	経過年数 <small>（平成 24 年 3 月 31 基準）</small>	71 年																
都市計画決定理由 及び時代背景	京都市においては近時産業上の施設拡充により人口益々集中の勢にあり市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設等の整備は緊急を要するものあるを以て都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり（西院公園，三栖公園と同時決定） ※防空緑地として計画決定 ※時代背景：第二次世界大戦																		
都市計画決定告示（最終）	昭和 30 年 5 月 27 日（38 号）	区域面積（最終）	1.85ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 （容積率）	第一種住居地域 （200%）																
都市計画施設等	太子地区土地区画整理事業区域内（未着手部）																		
上位計画等での 位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付け無し																		
位置図（1/25,000）	（太秦公園の誘致圏域と周辺における同種公園（近隣公園）の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

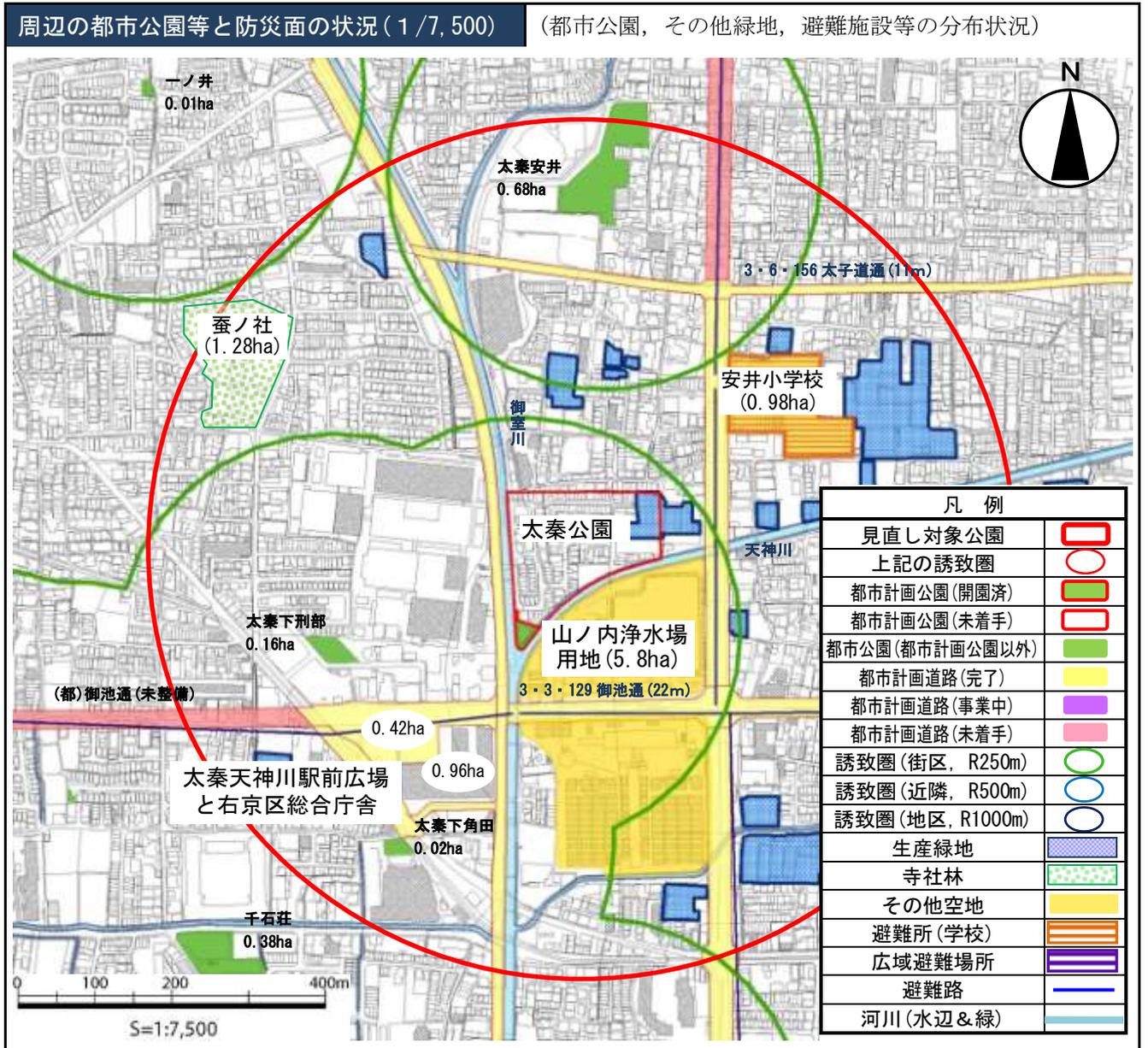
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	平成12年10月5日
現在の開園面積	0.05ha	未着手面積	1.80ha(未着手率:97.3%)
整備の経過と現在の状況	<p>昭和16年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革,昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に売り渡されたと推定される。</p> <p>その後宅地化が進行し、開園区域(0.05ha)は開発行為により設置されている。</p> <p>施設の現況:滑り台,ブランコ,鉄棒,砂場等</p>		
未着手部分の土地利用等	未着手部分の半分以上が住宅団地として開発済であり、多くの戸建て住宅(木造2階建,約120戸)が立地している。その他は畑と駐車場である。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 建物補償	未着手部分1.8haのうち民有地1.6ha 物件数:122棟(大部分が専用住宅)
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



<p>公園周辺の市街化の変遷</p>	<p>昭和38年の地図では、計画区域は周辺を含めて一団の農地であるが、昭和52年の地図では、計画区域の一部が宅地化し、隣接して山ノ内浄水場が設置されている。平成元年の地図では、ほぼ計画区域全域が宅地化されている。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：10,035人、面積：83.0ha、人口密度120.9人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(20町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,491人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和38年</p>	
<p>昭和52年</p>	
<p>平成元年</p>	

都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.83ha)	・(都)太秦公園(0.05ha, 開園部分) ・太秦安井公園(0.68haのうち0.60ha, 400m北) ・太秦下刑部公園(0.16ha, 300m南西) ・太秦下角田公園(0.02ha, 400m南西)
		誘致圏外	・千石荘公園(0.38ha, 600m南西))等
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 11.16ha)	・御室川及び天神川(1.8ha) ・蚕ノ社(1.28haのうち1.20ha, 400m西) ・地下鉄東西線太秦天神川駅前広場(0.42ha) ・右京区総合庁舎(0.96ha) ・山の内浄水場用地(5.8ha)の整備構想(大学誘致等) ・安井小学校(0.98ha, 避難所)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	島津製作所三条工場グラウンド(900m東) 西院公園・デルタ自動車四条教習所(1000m北)
	避難所	安井小学校(300m東): 誘致圏域内
	避難路	(都)御池通(22m, 東西方向), 葛野大路(27m, 南北方向)



No.10

京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

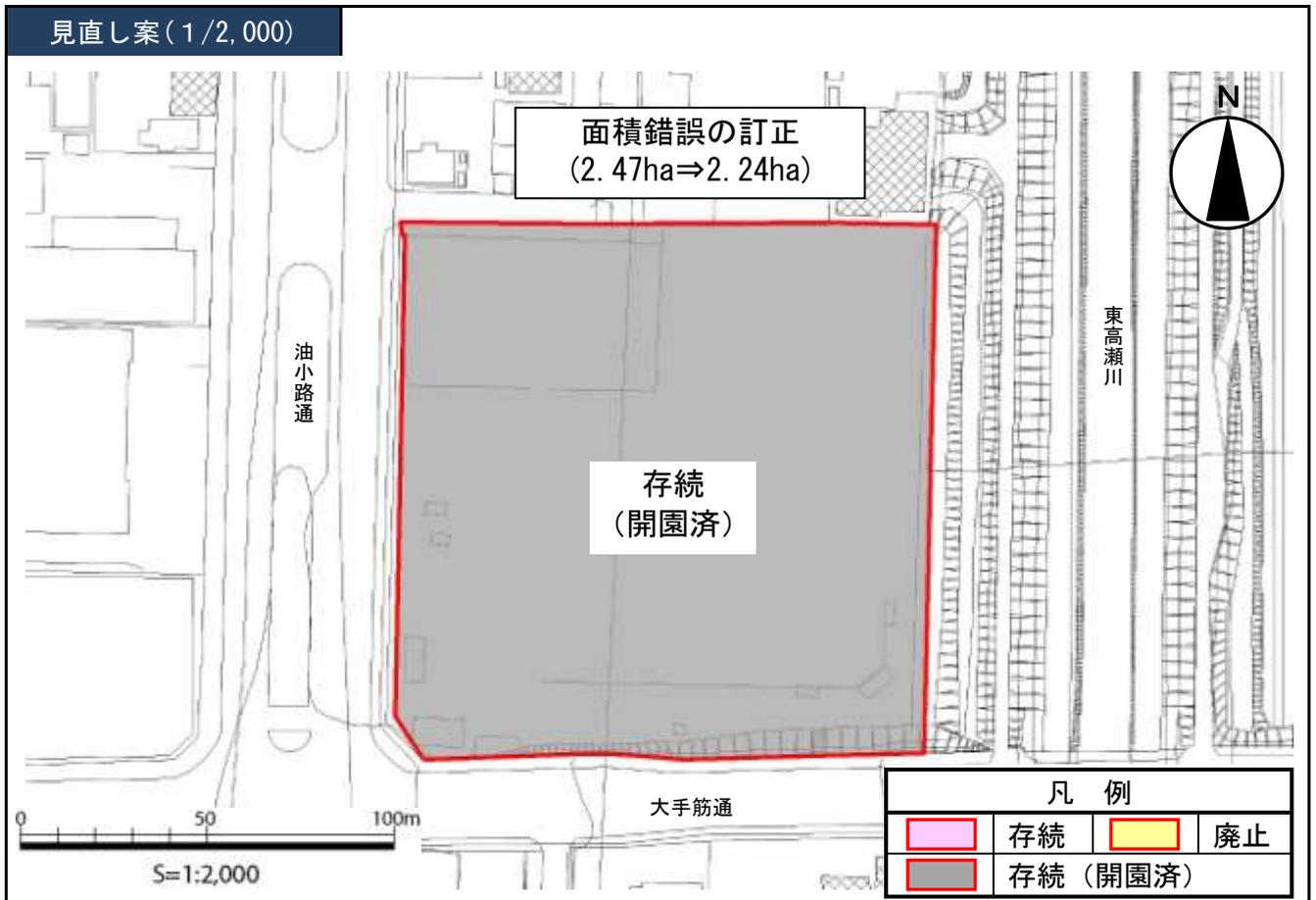
40 三栖公園

（2013.1.9 時点）

三栖公園の見直し方針

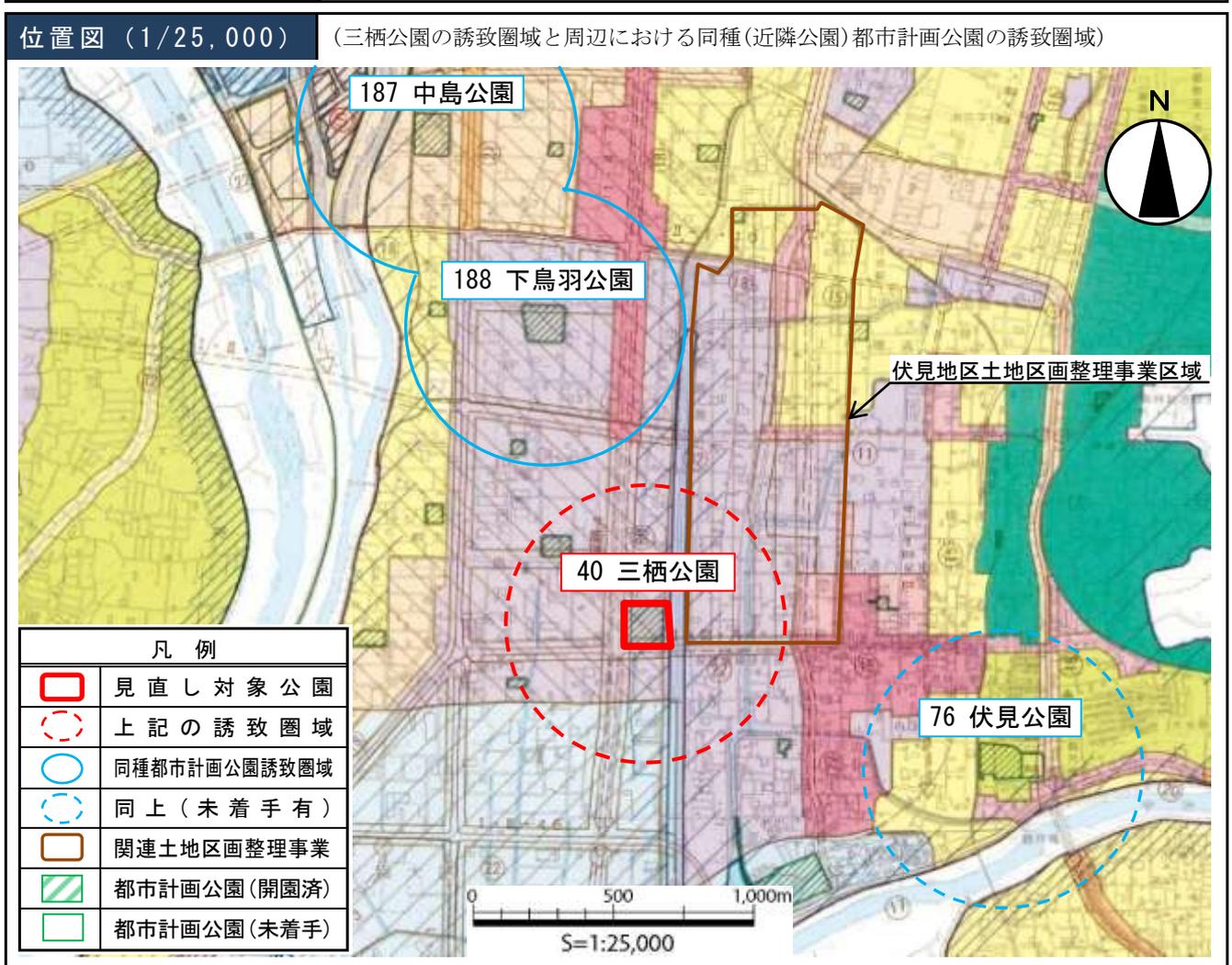
1. 見直し案

計画面積 2.47ha が開園面積（実態） 2.24ha と整合していないため、計画面積を 2.24ha に訂正する必要がある（区域の訂正無し）。



2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	三栖公園（みすこうえん）	都市計画番号	40
公園位置	伏見区島津町他	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示（当初）	昭和16年3月25日	区域面積（当初）	2.47ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	71年
都市計画決定理由等	<p>京都市においては近時産業上の施設拡充により人口益々集中の勢にあり市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設等の整備は緊急を要するものあるを以て都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり（西院公園，太秦公園と同時決定）</p> <p>※防空緑地として計画決定</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日（40号）	区域面積（最終）	2.47ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域（容積率）	準工業地域（200, 300, 400%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積2.20ha）に位置付け		



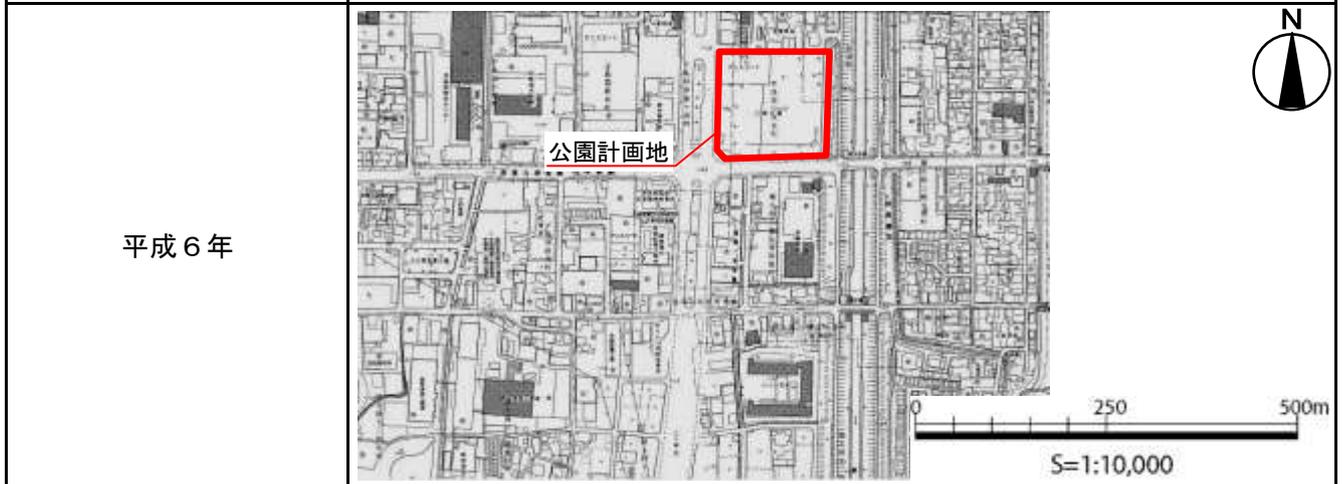
開園状況	実態として全域開園済	公園設置年月日	昭和17年6月8日
現在の供用面積	2.24ha	未着手面積	0.23ha(未着手率:9.3%)
整備の経過と現在の状況	都市計画決定後、早い段階でほぼ全域で整備・開園されたと推定されるが、未着手部分が不明である。 施設の現況：野球場、グラウンド、テニスコート、フットサルコート等		
未着手部分の土地利用	実態として全域開園済（未着手部分は不明）		
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	無し。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特に無い。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(都市計画決定面積は2.47haであるが、開園済面積が2.24haである。)		



公園周辺の市街化の変遷 昭和37年の地図では、公園部分は空地として確保されており、公園の周辺地域の大部分は農地となっている。昭和52年、平成6年の地図では、公園の周辺で土地区画整理事業が進められ、宅地化が進展している。

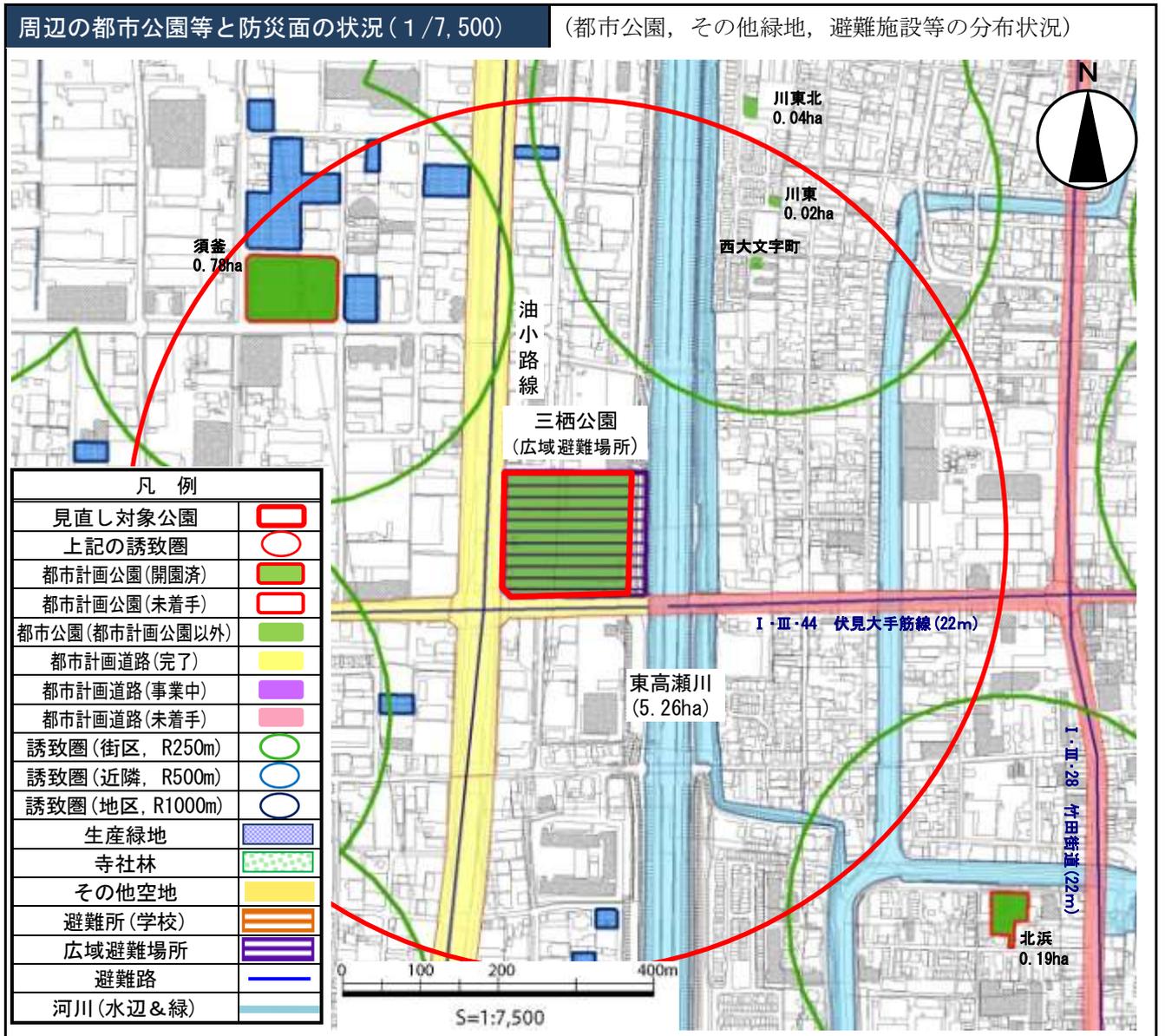
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：3,896人、面積：76.5ha、人口密度：50.9人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(24町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：3,998人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)三栖公園(2.24ha, 開園部分)
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内(小計:0.91ha)	・(都)須釜公園(0.78ha, 400m北西) ・(都)上三栖公園(0.22haのうち0.11ha, 400m東) ・川東公園(0.02ha, 400m北東)
		誘致圏外	・川東北公園(0.04ha, 500m北東) ・(都)北浜公園(0.19ha, 700m南東)
	その他緑地	誘致圏内	・東高瀬川(5.26ha)
その他空地	誘致圏内	—	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	三栖公園
	避難所	下鳥羽小学校等：誘致圏域外
	避難路	(都)油小路線(50m, 南北方向), 伏見大手筋(22m, 東西方向)



No.11

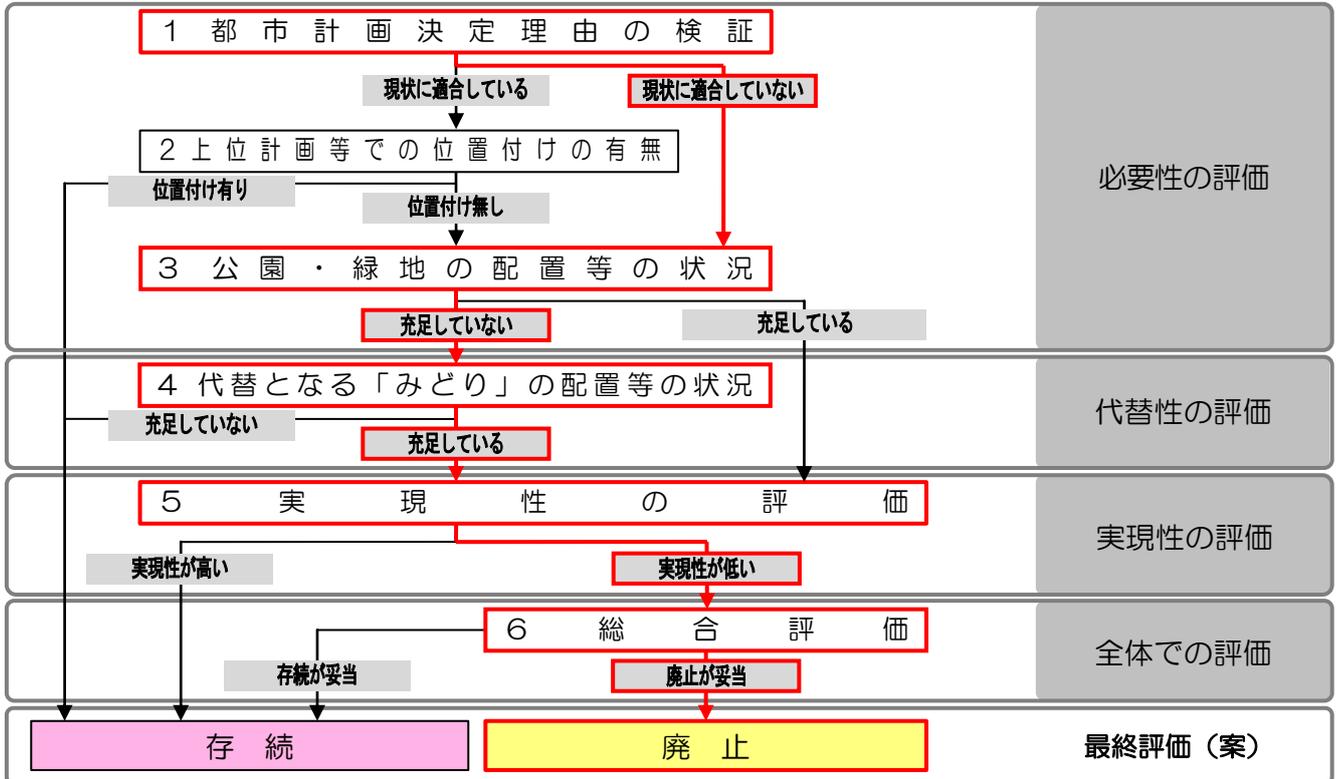
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

48 西野公園

（2013.1.9 時点）

西野公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は11西野-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健衛生並びに有事避難等の為の諸施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 山科中央公園及び東野公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.37㎡/人≦5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.10ha（近隣公園 1.74ha, 街区公園 0.36ha）÷誘致圏の人口：8,875人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・山科川（環境保全、景観形成、防災） ・山科中学校・山階南小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝7.28㎡/人≧5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積：6.46ha（上記公園・緑地, 山科川 1.75ha, 山科中学校 1.53ha, 山階南小学校 1.08ha） ÷誘致圏の人口：8,875人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約220戸）を買収する必要があるため、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約220戸）等
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の移転となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。 住宅地等は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.64ha⇒0.16ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西野公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	西野公園(にしのかうえん)	都市計画番号	48
公園位置	山科区西野大鳥井町他	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和17年5月19日	区域面積(当初)	2.64ha
事業認可	昭和17年3月31日 2.64ha	経過年数(平成24年3月31日基準)	69年
都市計画決定理由等	京都市においては比率人口密度著増せるに鑑み市民の保健衛生並びに有事避難等の為の諸施設の整備は急速必要とする状況なるにより新たに都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり(宝池公園, 一乗寺公園と同時決定) ※防空緑地として計画決定 ※時代背景: 第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(48号)	区域面積(最終)	2.64ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域(容積率)	第一種中高層住居専用地域(200%)
都市計画施設等	山科東部地区土地区画整理事業区域(全域で未着手)に隣接		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付け無し		
位置図(1/25,000)	(西野公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)		

凡例	
□	見直し対象公園
○	上記の誘致圏域
○	同種都市計画公園誘致圏域
○	同上(未着手有)
□	関連土地区画整理事業
■	都市計画公園(開園済)
□	都市計画公園(未着手)

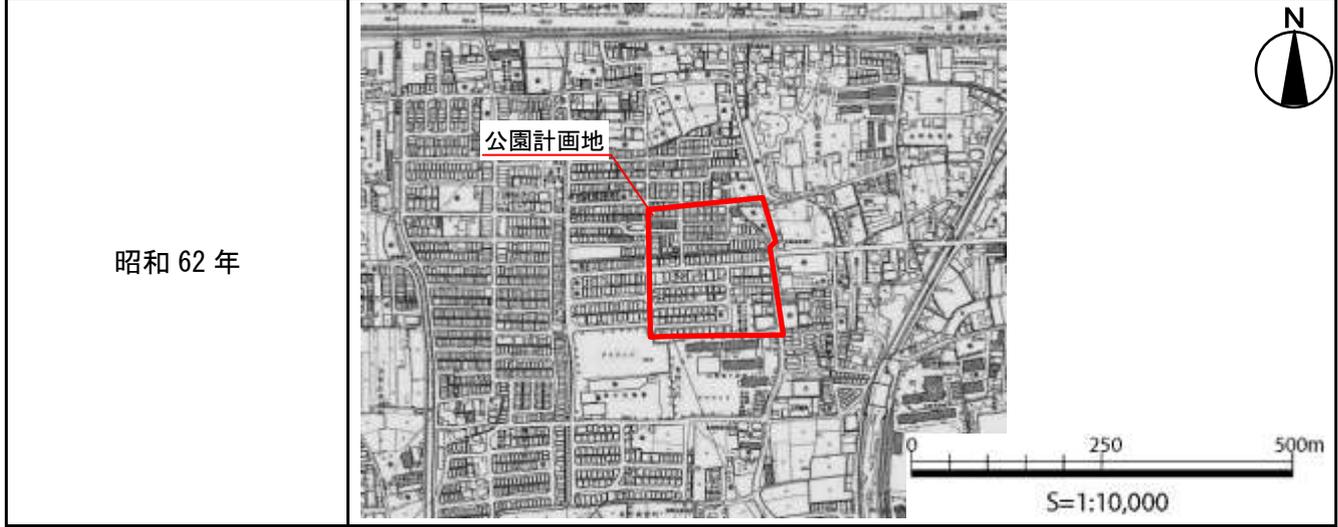
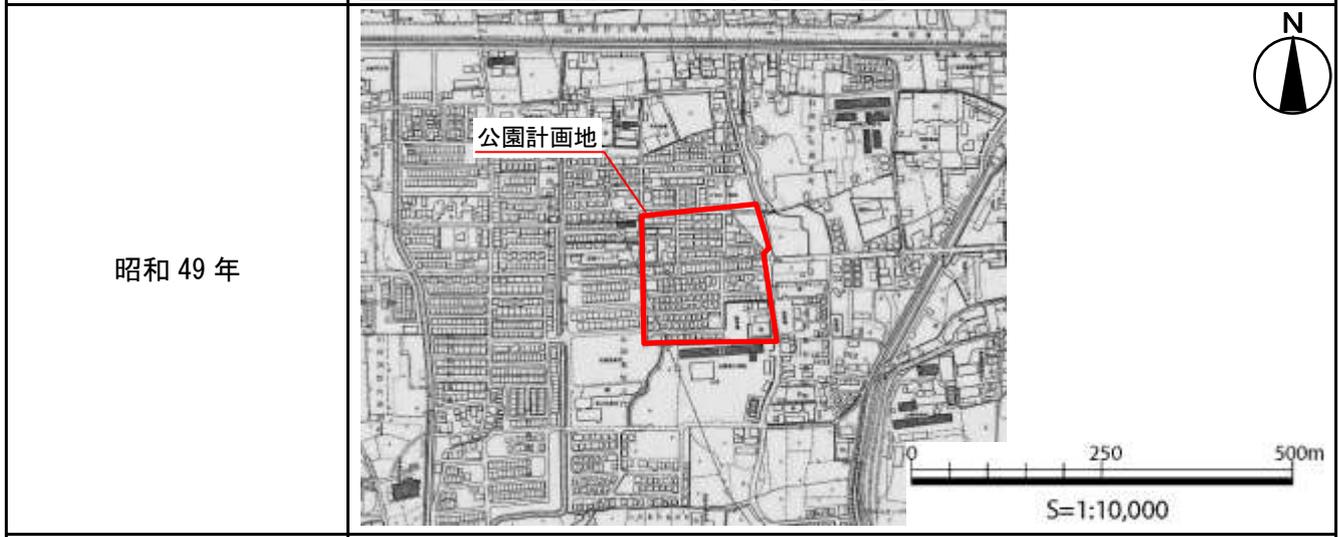
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和52年7月1日
現在の開園面積	0.16ha	未着手面積	2.48ha(未着手率:93.9%)
整備の経過と現在の状況	<p>昭和17年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革,昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に払い下げられたと推定される。その後宅地化が進行した。</p> <p>地元自治連合会からの要望により、公園計画区域内の京都市土地開発公社用地を昭和50年度に買収、昭和51年度に施設整備し、開園(1,638㎡)した。</p> <p>施設の現況:多目的広場,滑り台,ブランコ,パーゴラ,砂場等</p>		
未着手部分の土地利用	未着手部分のほぼ全域が住宅地として開発済であり、多くの戸建て住宅(約220戸)が立地している。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分2.4haうち民有地2.1ha 物件数:222棟(大部分が専用住宅)
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、計画区域を含む周辺地域は一団の農地である。昭和49年、昭和62年の地図では公園の計画区域及び周辺地域において宅地化されている。

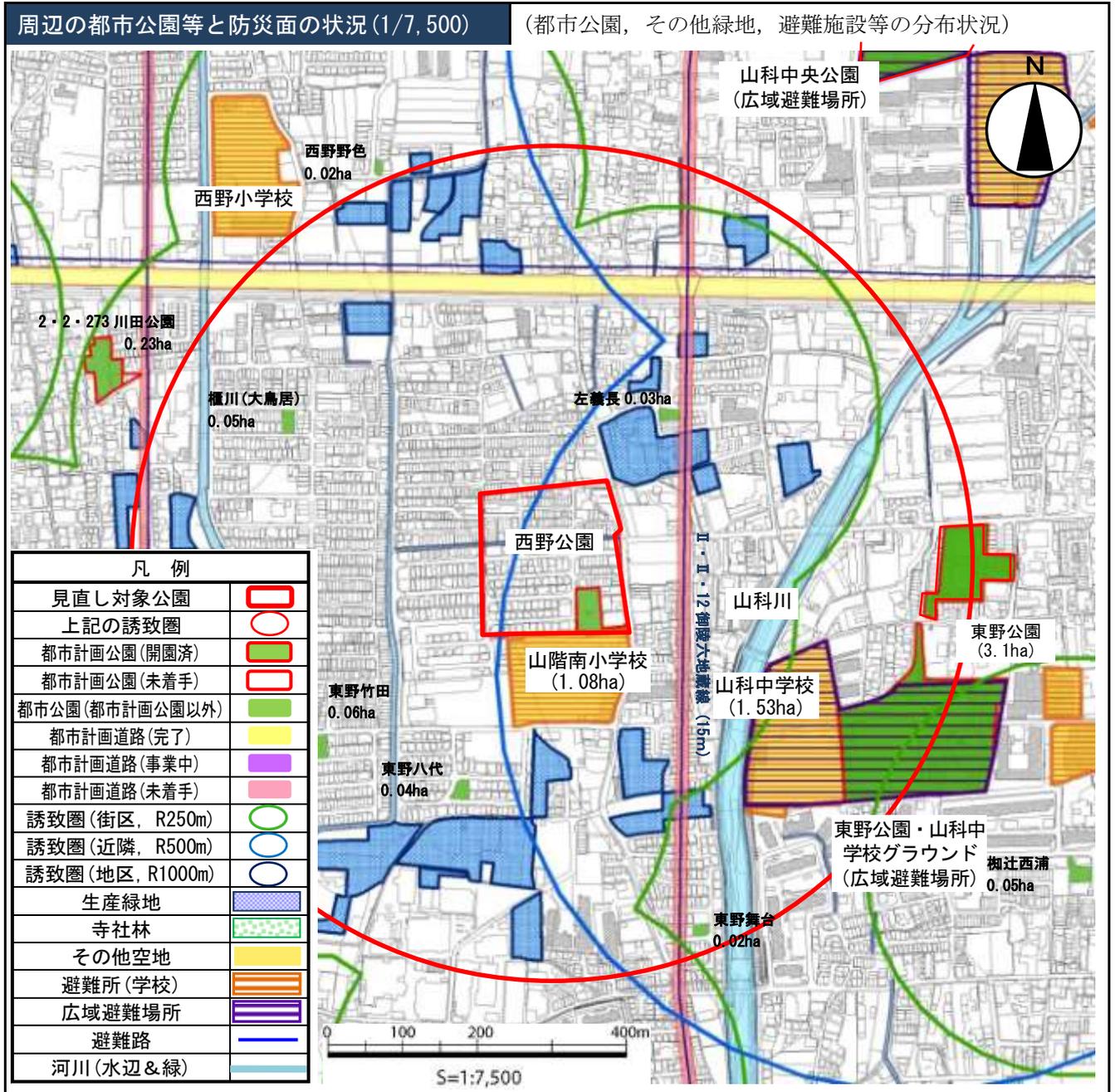
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：12,403人、面積：109.7ha、人口密度：113.1人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(17町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：8,875人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)東野公園(3.1haのうち1.74ha, 500m東)
		誘致圏外	・(都)山科中央公園(1.9ha, 800m北東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.36ha)	・(都)西野(みょうが池)公園(0.16ha, 開園部分) ・左義長公園(0.03ha, 200m北) ・櫃川公園(0.05ha, 400m北西) ・東野竹田公園(0.06ha, 400m南西) ・東野八代公園(0.04ha, 300m南) ・東野舞台公園(0.02ha, 500m南)
	その他緑地	誘致圏内	—
	その他空地	誘致圏内 (小計: 4.36ha)	・山科川(1.75ha) ・山科中学校(1.53ha, 広域避難場所の一部) ・山階南小学校(1.08ha, 避難所)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	東野公園・山科中学校グラウンド(300m東)
	避難所	山階南小学校(隣接南), 山科中学校(400m東): 誘致圏域内
	避難路	東山国道(22.5m, 東西), 御陵六地藏線(15m, 未着手)



No. 12

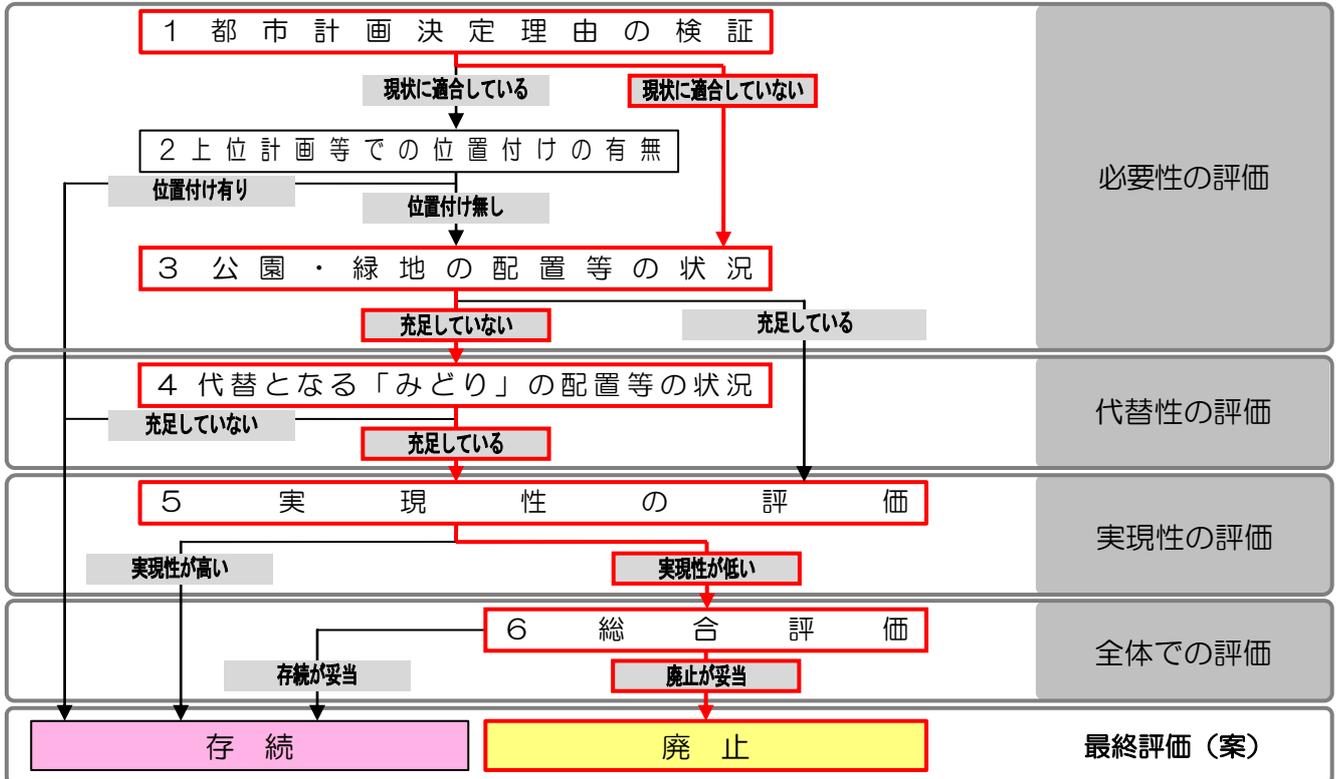
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

49 西中公園

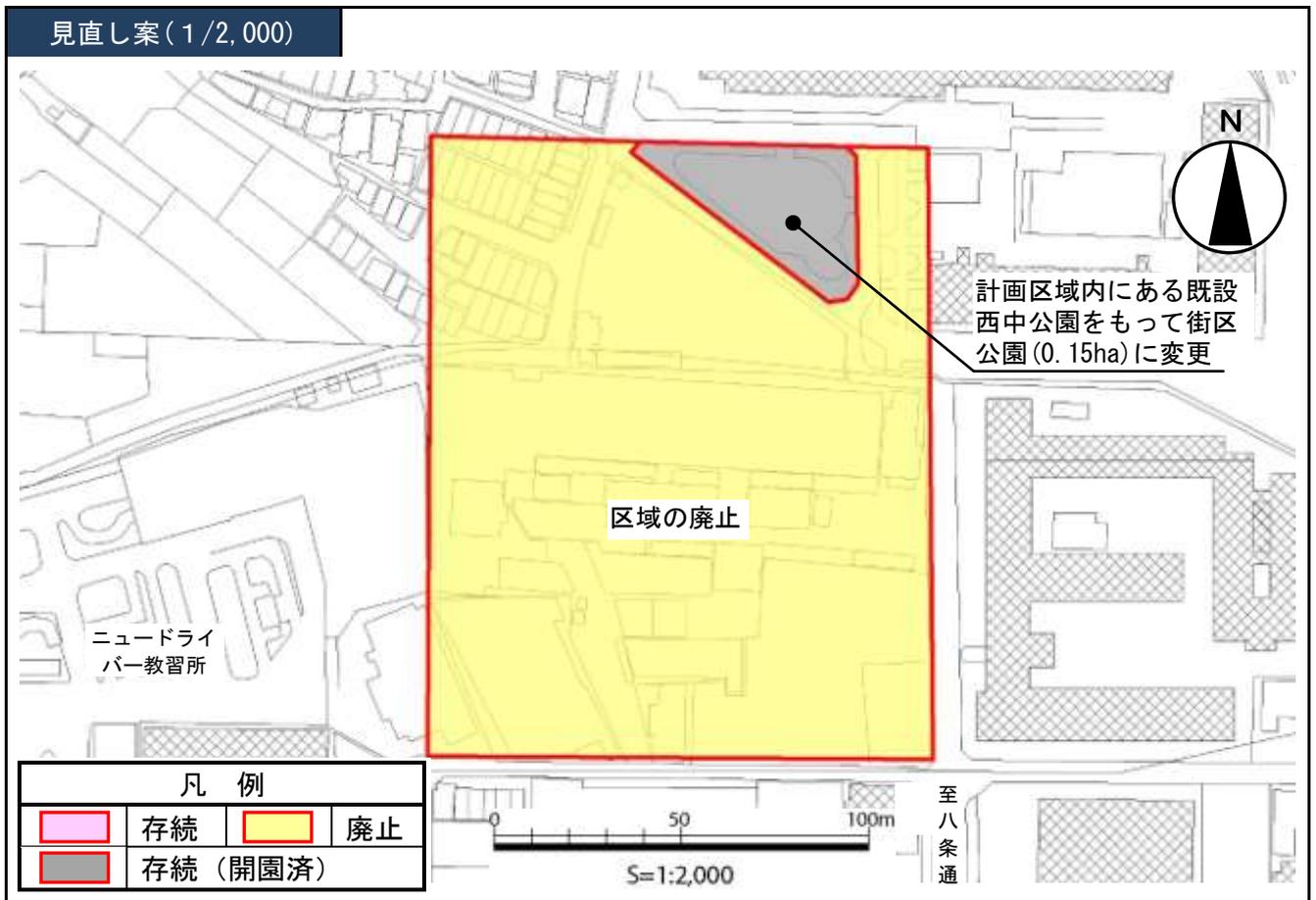
（2013.1.9時点）

西中公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は12西中-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（諸施設の整備を図ると共に併せて有事避難の用に供せんとする）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 東大丸公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.17㎡/人≦5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.17ha（街区公園 1.17ha）÷誘致圏の人口：9,972人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天神川・旧天神川（環境保全、景観形成、防災） ・西大路小学校・西京極小学校（防災） ・ニュードライバー教習所（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション） <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.18㎡/人≧5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.17ha（上記公園・緑地、天神川 0.38ha, 旧天神川 1.09ha, 西大路小学校 0.60ha, 西京極小学校 0.75ha, ニュードライバー教習所 1.12ha）÷誘致圏の人口：9,972人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約35戸）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場</p> <p><関連事業の状況> 西京極地区土地区画整理事業は見直し対象である。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。</p> <p>工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場は買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、計画区域から未着手部分を削除しても防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.64ha⇒0.15ha)
評価内容	未着手区域における工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西中公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	西中公園（にしなかこうえん）	都市計画番号	49																
公園位置	南区吉祥院西ノ庄向田町他 （開園部：右京区西京極中沢町）	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和18年5月6日	区域面積（当初）	2.71ha																
事業認可	昭和18年5月6日 2.71ha	経過年数（平成24年3月31日基準）	68年																
都市計画決定理由等	<p>京都市においては近時人口密度の激増に伴い人家の密集また著しく為に緑地等漸次減少の傾向あり市民の保健衛生に及ぼす影響少なからざるものを以て新たに都市計画公園一ヶ所を追加し以て諸施設の整備を図ると共に併せて有事避難の用に供せんとするものなり。</p> <p>※防空緑地として計画決定 ※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日（49号）	区域面積（最終）	2.71ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域（容積率）	工業地域、準工業地域（200%）																
都市計画施設等	西京極地区土地区画整理事業区域内（全域で未着手）																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付け無し																		
位置図（1/25,000）	（西中公園の誘致圏域と周辺における同種（近隣公園）都市計画公園の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	平成9年3月27日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	0.15ha	未着手面積	2.56ha(未着手率：94.5%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況	昭和18年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革, 昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に払い下げられたと推定される。その後宅地化が進行した。開園区域の西中公園(1,482㎡)は平成9年に開園している。(開園部の位置：右京区西京極中沢町) 施設の現況：多目的広場、滑り台、ブランコ、パーゴラ等
-------------	--

未着手部分の土地利用	工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場		
	整備に向けた必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分2.6haのうち民有地1.9ha 店舗・工場及び住宅(約35戸)

樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



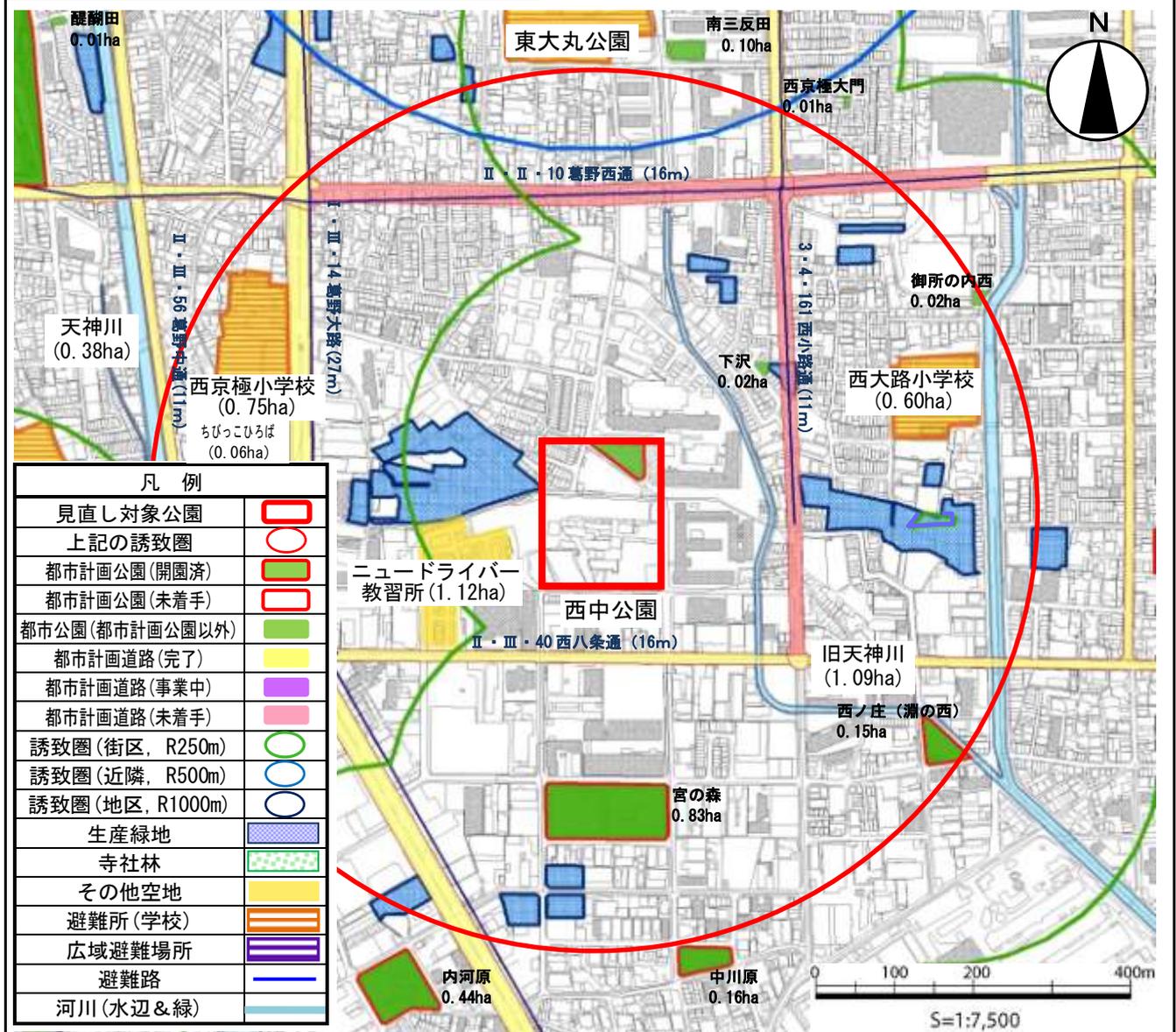
<p>公園周辺の 市街化の変遷</p>	<p>昭和40年の地図から、公園計画地を含む周辺地域は、農地の中に工場が点在している地域であった。その後、周辺農地の宅地化が進展し、昭和62年にはほぼ周辺区域全域が市街化されている。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：10,455人、面積：82.3ha、人口密度：127.0人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(21町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,972人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和40年</p>	
<p>昭和50年</p>	
<p>昭和62年</p>	

都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
	街区公園	誘致圏外	・(都)東大丸公園(1.1ha, 900m北) ・(都)西中公園(0.15ha, 開園部分) ・(都)宮の森公園(0.83ha, 300m南) ・(都)西ノ庄公園(0.15ha, 500m南東) ・下沢公園(0.02ha, 200m北東) ・御所の内西公園(0.02ha, 500m北東)
		誘致圏内(小計: 1.17ha)	・(都)内河原公園(0.44ha, 500m南) ・(都)中河原公園(0.16ha, 500m南) ・南三反田公園(0.10ha, 500m北)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内(小計: 4.00ha)	・天神川(0.38ha) ・旧天神川(1.09ha) ・西大路小学校(0.60ha) ・西京極小学校(0.75ha) ・ニュードライバー教習所(1.12ha) ・ちびっこひろば(0.06ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	西京極運動公園(800m北西)及び桂川左岸(800m西)
	避難所	西大路小学校(400m東), 西京極小学校(500m西): 誘致圏内
	避難路	葛野西通(16m, 南北, 未着手), 葛野大路(27m, 南北), 御陵六地藏線(11m, 東西, 未着手)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500)

(都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.13

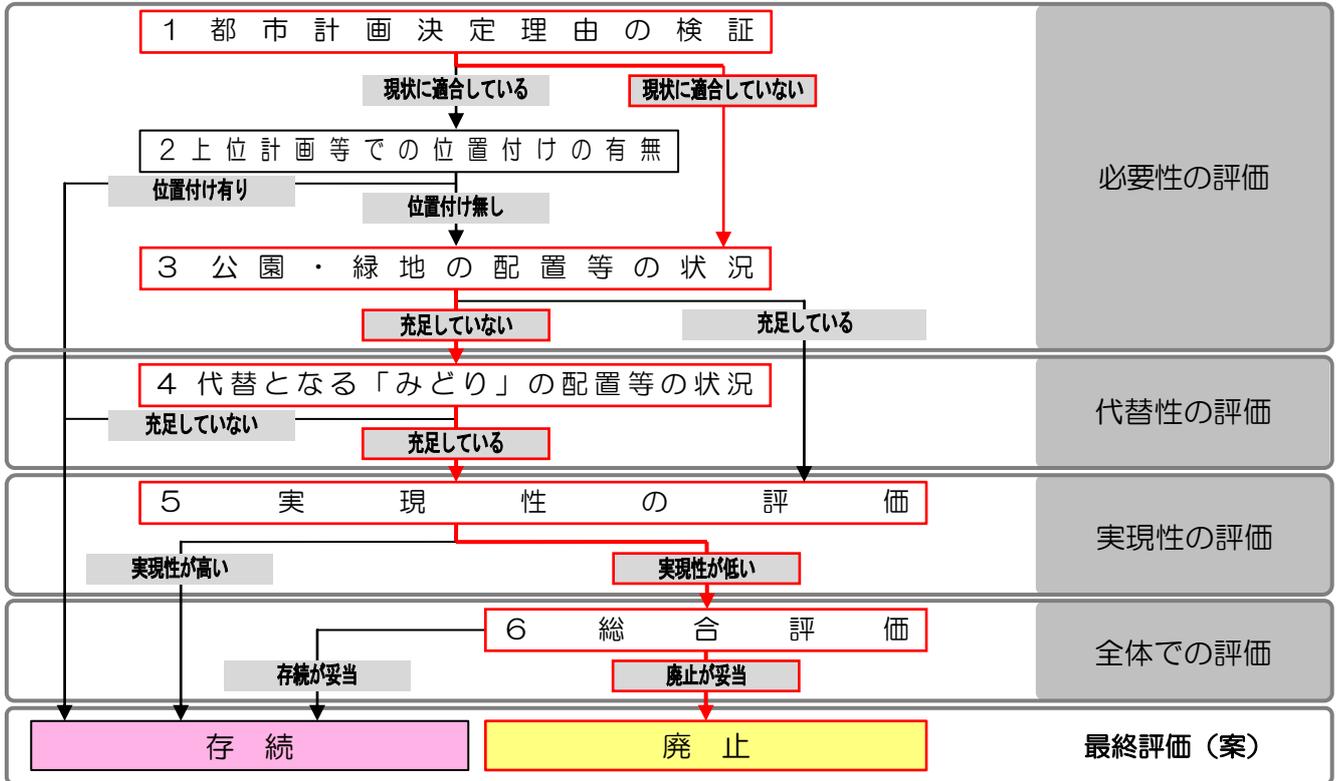
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

54 朱雀公園

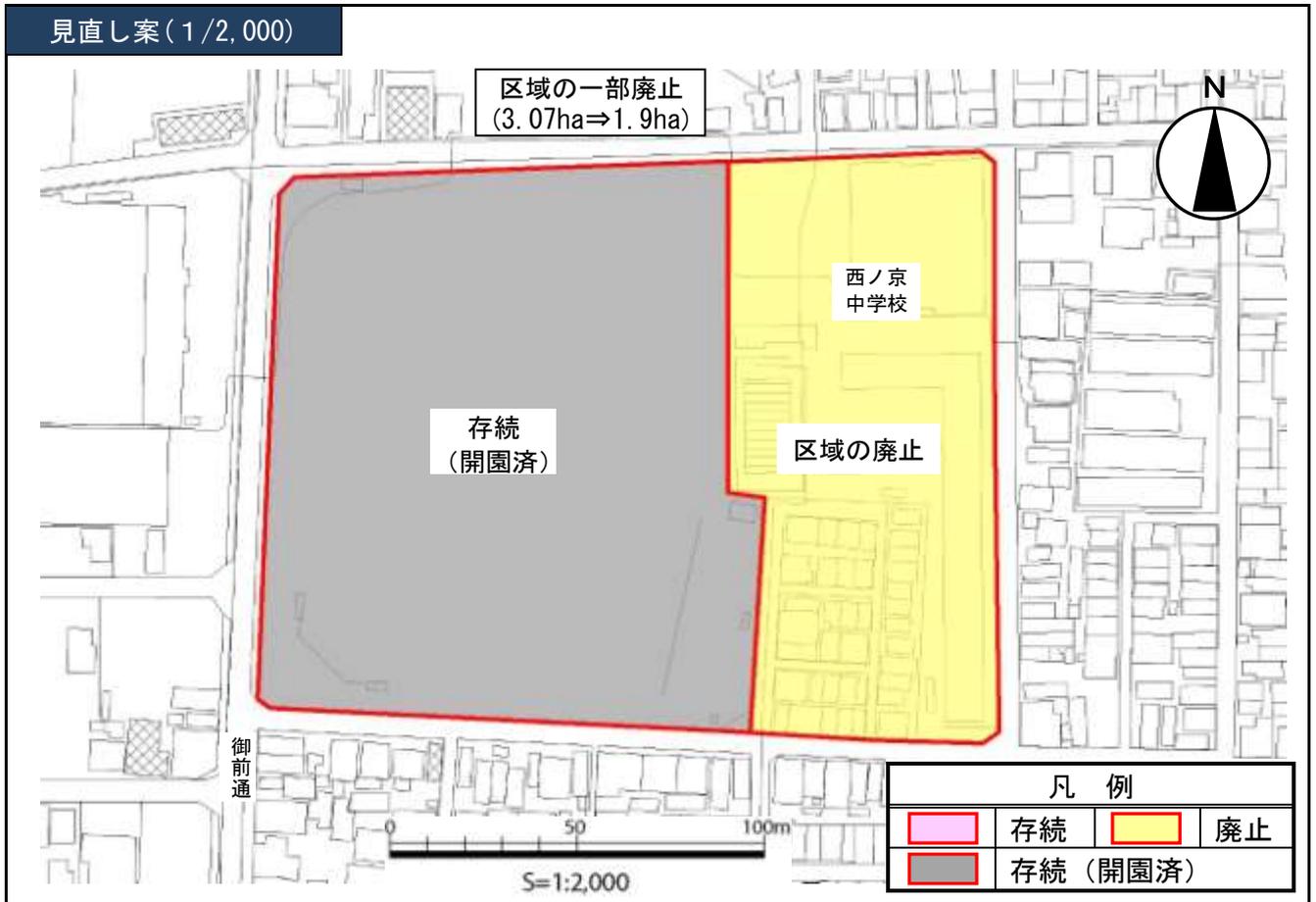
（2013.1.9時点）

朱雀公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は13朱雀-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（防空上遺憾の点少なからず有事の際まことに寒心に堪えざるもの）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 二条公園（近隣公園）の誘致圏域と一部重複するエリアがあるものの、同公園は実質未開園であり、他の近隣公園の誘致圏域は離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.49 m²/人 ≤ 5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.64ha（近隣公園 1.91ha、街区公園 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・JR二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀第四、六小学校（防災）</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.14 m²/人 ≥ 5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.56ha（上記公園・緑地、JR二条駅前広場 0.90ha、西ノ京中学校（開園済扱いのグラウンド部除く）0.50ha、朱雀第四小学校 0.79ha、朱雀第六小学校 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約50戸）を買収する必要があるが、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 一団の住宅地（約50戸）、西ノ京中学校（校舎、体育館、プール）</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。</p> <p>一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある西ノ京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、防災上の問題は無い。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (3.07ha⇒1.9ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収や西ノ京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	朱雀公園（しゅじやくこうえん）	都市計画番号	54																
公園位置	中京区西ノ京船塚町他	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和19年2月28日	区域面積（当初）	3.07ha																
事業認可	昭和19年2月28日 2.64ha 昭和24年3月25日 1.754ha	経過年数 （平成24年3月31日基準）	68年																
都市計画決定理由	<p>京都市においては近時人口密度の激増に伴い人家の密集著しく防空上遺憾の点少なからず有事の際まことに寒心に堪えざるものあるを以て新たに本市の略中央に都市計画公園一箇所を追加すると共にその一部を都市計画事業として決定しこれを昭和十八年度において京都市長をして執行せしめんとす。</p> <p>※防空緑地として計画決定 ※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日(54号)	区域面積（最終）	3.07ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 （容積率）	準工業地域 (200%)																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	都市計画公園区域内にある西ノ京中学校が「避難所」に位置付け																		
位置図（1/25,000）	（朱雀公園の誘致圏域と周辺における同種（近隣公園）都市計画公園の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和24年7月21日
------	-------	---------	------------

現在の開園面積	1.91ha	未着手面積	1.16ha(未着手率:37.8%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況	昭和19年防空緑地として計画決定後、事業着手し、昭和24年に開園。 昭和24年西ノ京中学校が現在地に移転。 現在、都市公園であるが、西ノ京中学校のグラウンドとしても利用されており、学校が使用しない土日等は有料グラウンドとして一般利用が可能。 施設の現況：有料運動公園グラウンド(西ノ京中学校グラウンドを兼ねる) 広場、滑り台、シーソー、パーゴラ等
-------------	--

未着手部分の土地利用	未着手部分の大部分が西ノ京中学校敷地(昭和24年4月現在地に移転、8,356㎡、市有地)であり、校舎(3F)や体育館(昭和60年建築)、テニスコート、プールがある。また、その他の区域は住宅地(約50戸)となっている。		
	整備に向けた 必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分1.2haうち民有地0.3ha(住宅地) 物件数：約50戸(戸建住宅)

樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

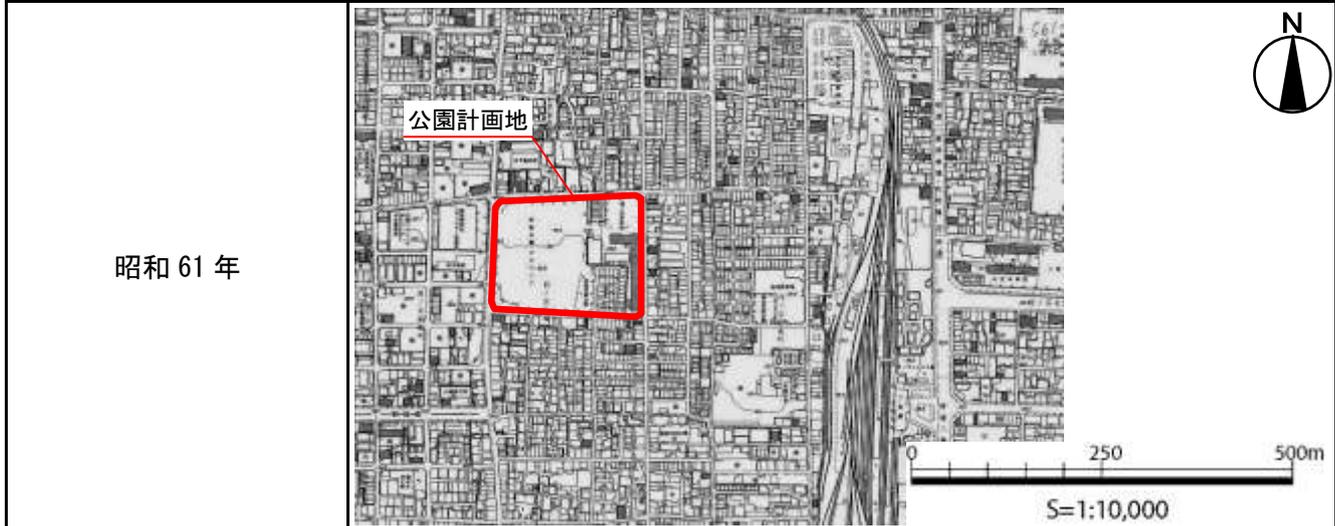
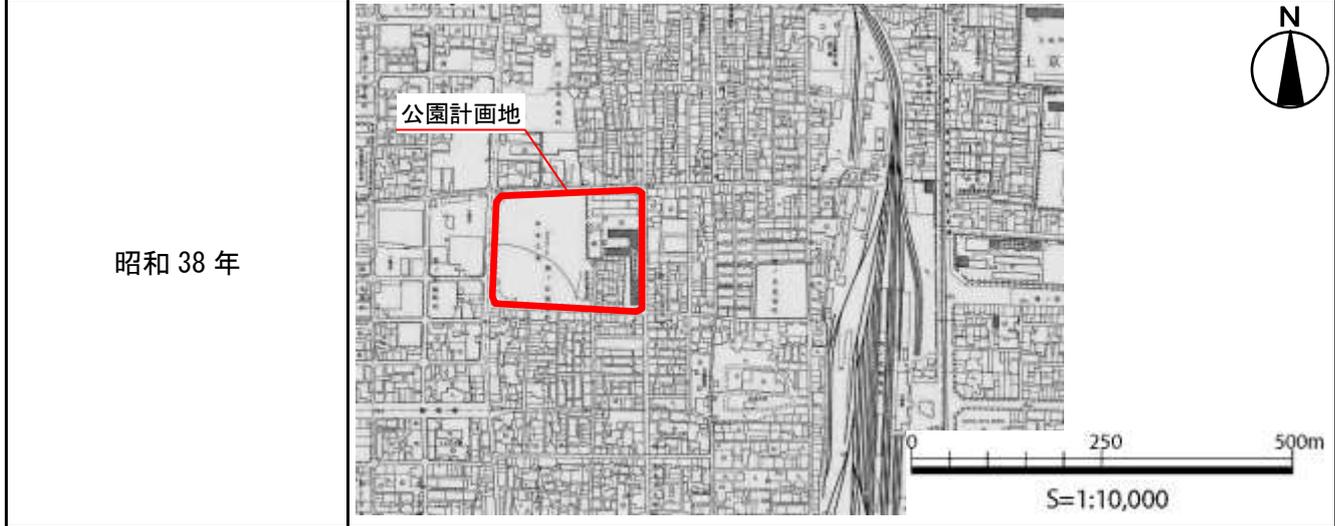
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に公園計画地に学校が立地し、学校南側も宅地化している。また、公園の周辺地域においても市街地が形成されている。

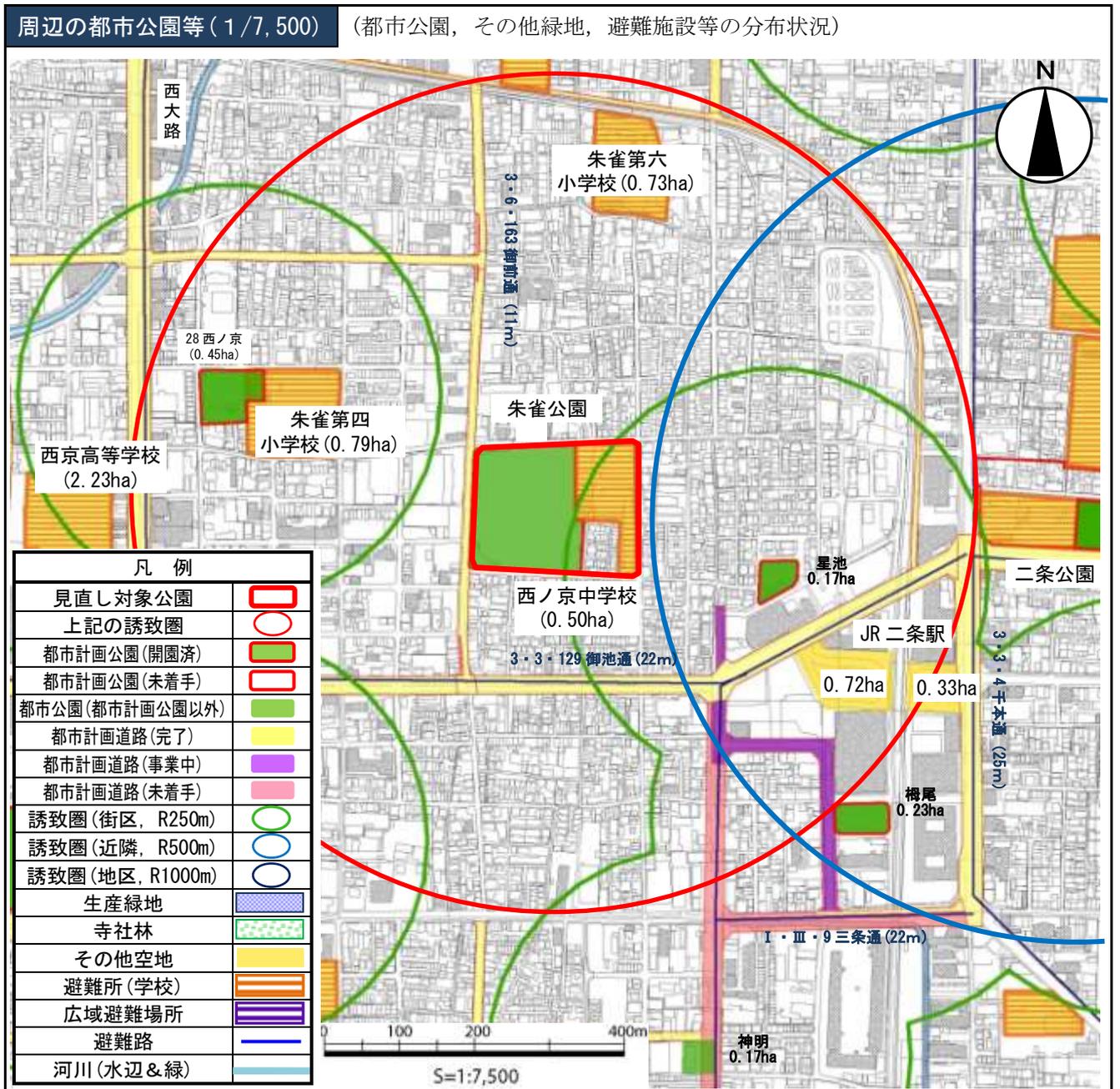
現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口） 人口：10,619人、面積：78.6ha、人口密度：134.9人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（18町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
 誘致圏域（78.5ha）に換算した人口：10,605人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)朱雀公園(1.9ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)二条公園(未着手)(600m東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.73ha)	・(都)星池公園(0.17ha, 200m東) ・(都)西ノ京公園(0.45ha, 400m西) ・(都)梶尾公園(0.23haのうち0.11ha, 500m南東)
		誘致圏外	・新建公園(0.09ha, 500m南西)等
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 3.64ha)	・JR二条駅前広場(0.72ha, 0.33haのうち0.18ha) ・西ノ京中学校(0.50ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・朱雀第四小学校(0.79ha) ・朱雀第六小学校(0.73ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	二条城, 島津製作所三条工場北グラウンド
	避難所	西ノ京中学校(公園と重複), 朱雀第四, 六小学校: 誘致圏内
	避難路	千本通(22m), 西大路(27m)(南北), 御池通(22m, 東西)



No.14

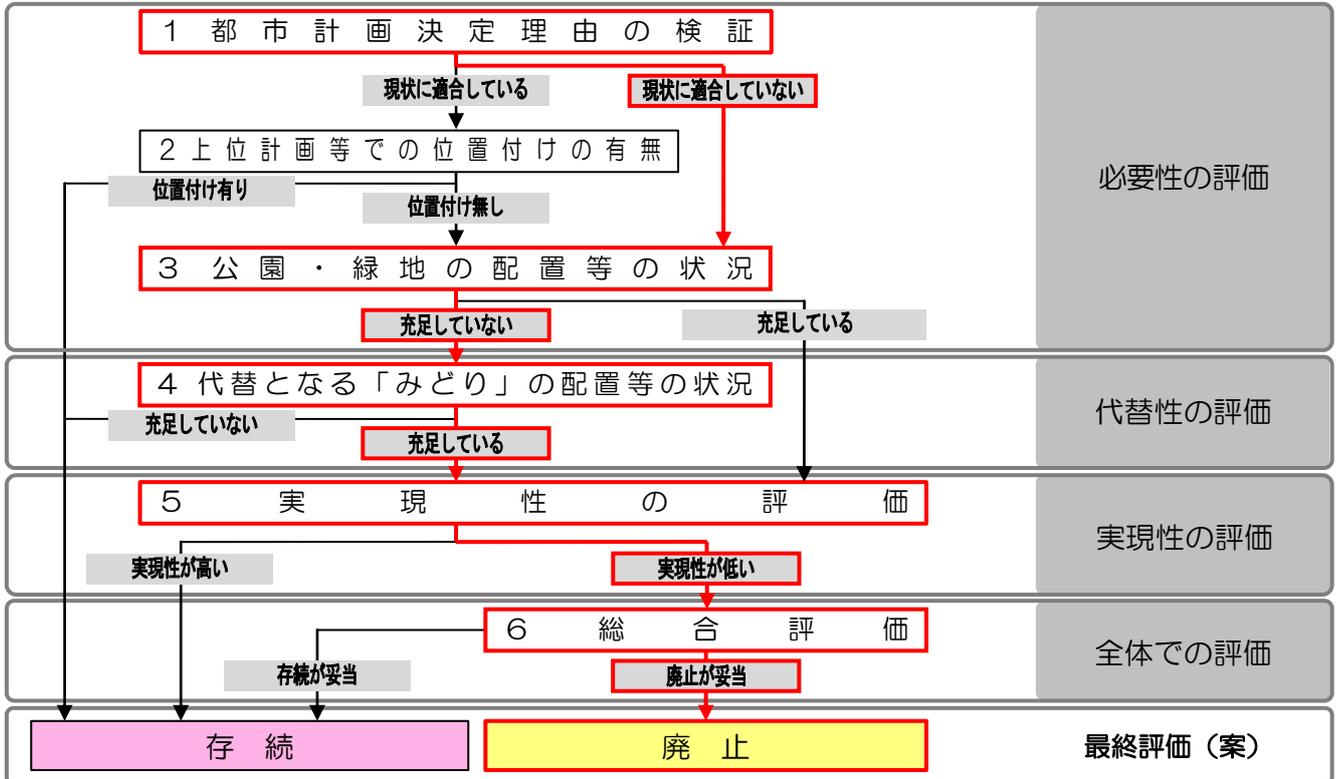
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

56 小松原公園

（2013.1.9時点）

小松原公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は14小松原-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	防空緑地としての計画決定されたと推定されるため、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.66 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.53ha（街区公園 0.53ha）÷誘致圏の人口：8,054人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> グラウンド等は全域未着手であるが洛星中・高校が立地している。また、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・天神川（環境保全、景観形成、防災） ・平野神社（環境保全、景観形成、防災） ・立命館大学衣笠キャンパス・洛星中・高校・衣笠小学校・大將軍小学校（防災）</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.56 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.28ha（上記公園・緑地、平野神社 0.13ha、天神川 0.20ha、立命館大学衣笠キャンパス 1.35ha、洛星中・高校 2.11ha、衣笠小学校 0.38ha、大將軍小学校 0.58ha）÷誘致圏の人口：8,054人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 洛星中・高校の大講堂、芸術棟、グラウンド・テニスコート</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 洛星中・高校の買収となると、学校関係者の合意形成等が必要となり、事業の長期化が推定される。 洛星中・高校グラウンドは買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	見直し対象区域内の洛星中・高校グラウンドは広域避難場所に指定されており、民有地であるが他の土地利用が行われる可能性も低いことから、計画区域から削除しても問題は無い。

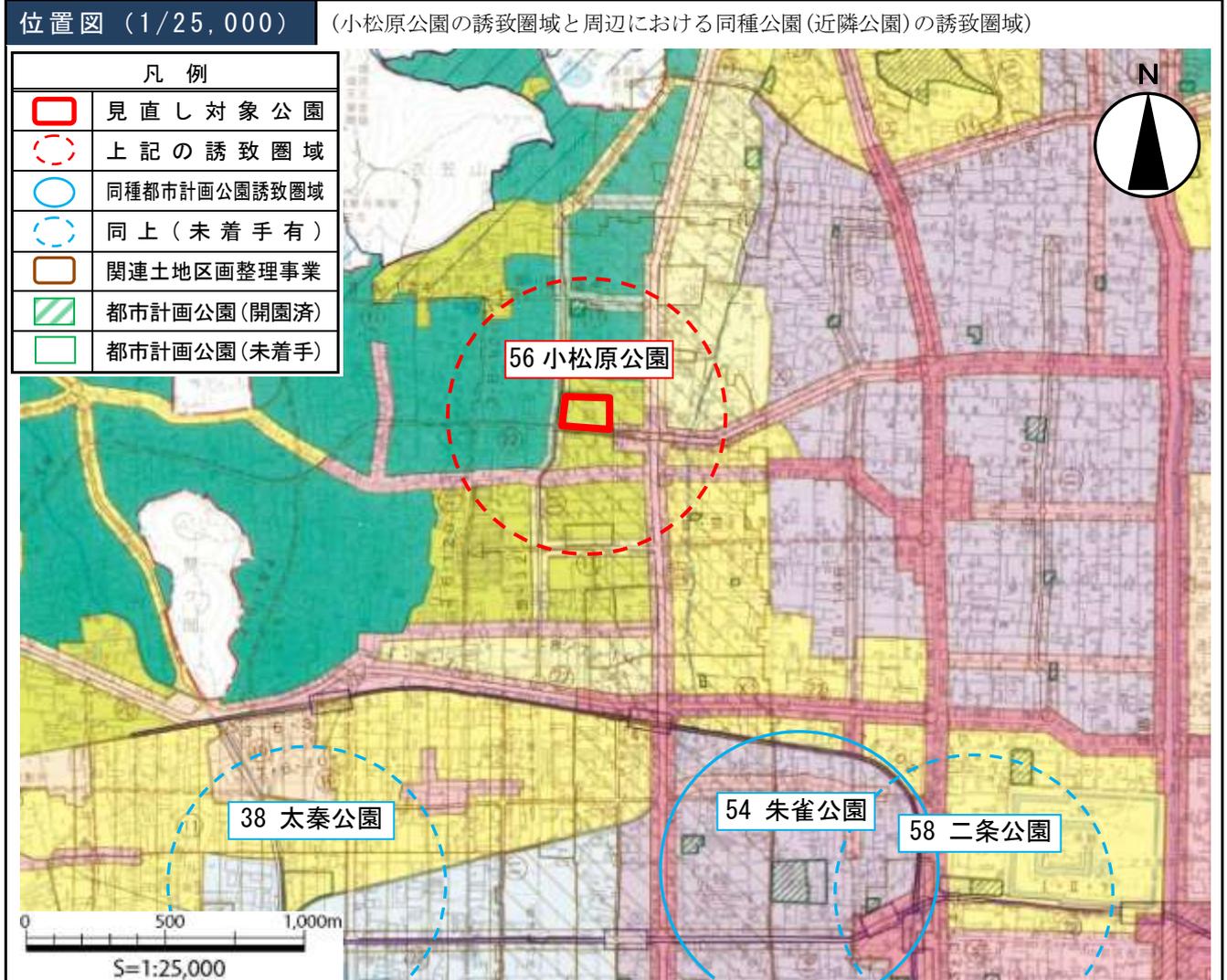
※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の全面廃止 (2.28ha⇒0.00ha)
評価内容	未着手区域における洛星中・高校グラウンドの買収は困難と推定されること、また、未着手区域は全て民有地であるが、洛星中・高校グラウンド等に利用されているため、他の土地利用が行われる可能性は低いことから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	小松原公園(こまつばらこうえん)	都市計画番号	56
公園位置	北区小松原南町	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和20年8月27日	区域面積(当初)	2.30ha
事業認可	昭和20年8月27日 2.30ha 昭和21年3月31日 廃止	経過年数 (平成24年3月31日基準)	66年
都市計画決定理由等	都市計画決定の資料なし ※防空緑地として計画決定されたと推定される。 ※時代背景：第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(56号)	区域面積(最終)	2.28ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種中高層住居専用地域 (200%)
都市計画施設等	-		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」(安全面積1.50ha)に位置付け		



開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	—
------	--------	---------	---

現在の開園面積	0.00ha	未着手面積	2.28ha(未着手率:100.0%)
---------	--------	-------	---------------------

整備の経過	昭和20年防空緑地として計画決定し、事業着手しようとしたが、終戦により事業廃止となった。現在洛星中(昭和27年創立)・高校(昭和30年創立)の専用グラウンド等として利用されている。 施設の現況:公園は全域未整備であるため、公園施設はない。		
-------	--	--	--

未着手部分の土地利用	計画区域全域が洛星中・高校の大講堂、芸術棟、グラウンド・テニスコートとして利用されている。		
	整備に向けた 必要事項	用地買収 建物補償	全域が民有地(私立洛星中・高校:2.28ha) 大講堂、芸術棟等

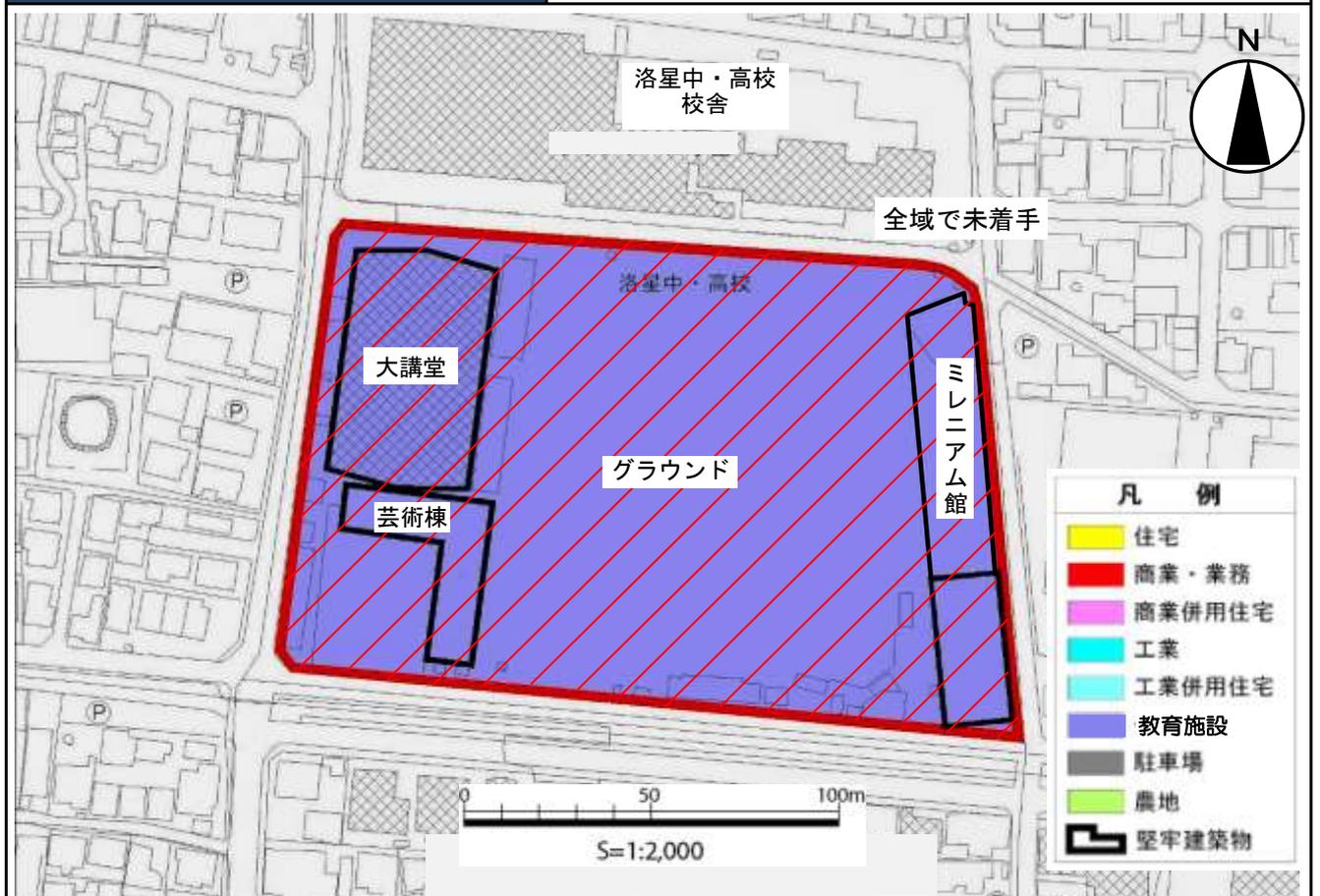
樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)	
-------------------------	--



凡例		
都市計画公園区域界	—	
施設対象	未着手	斜線
	開園済	黄色

公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、公園計画地はグラウンドであり、北側に学校校舎が立地し、公園周辺において市街地が形成されている。昭和49年の地図では、公園計画地に施設が立地している。

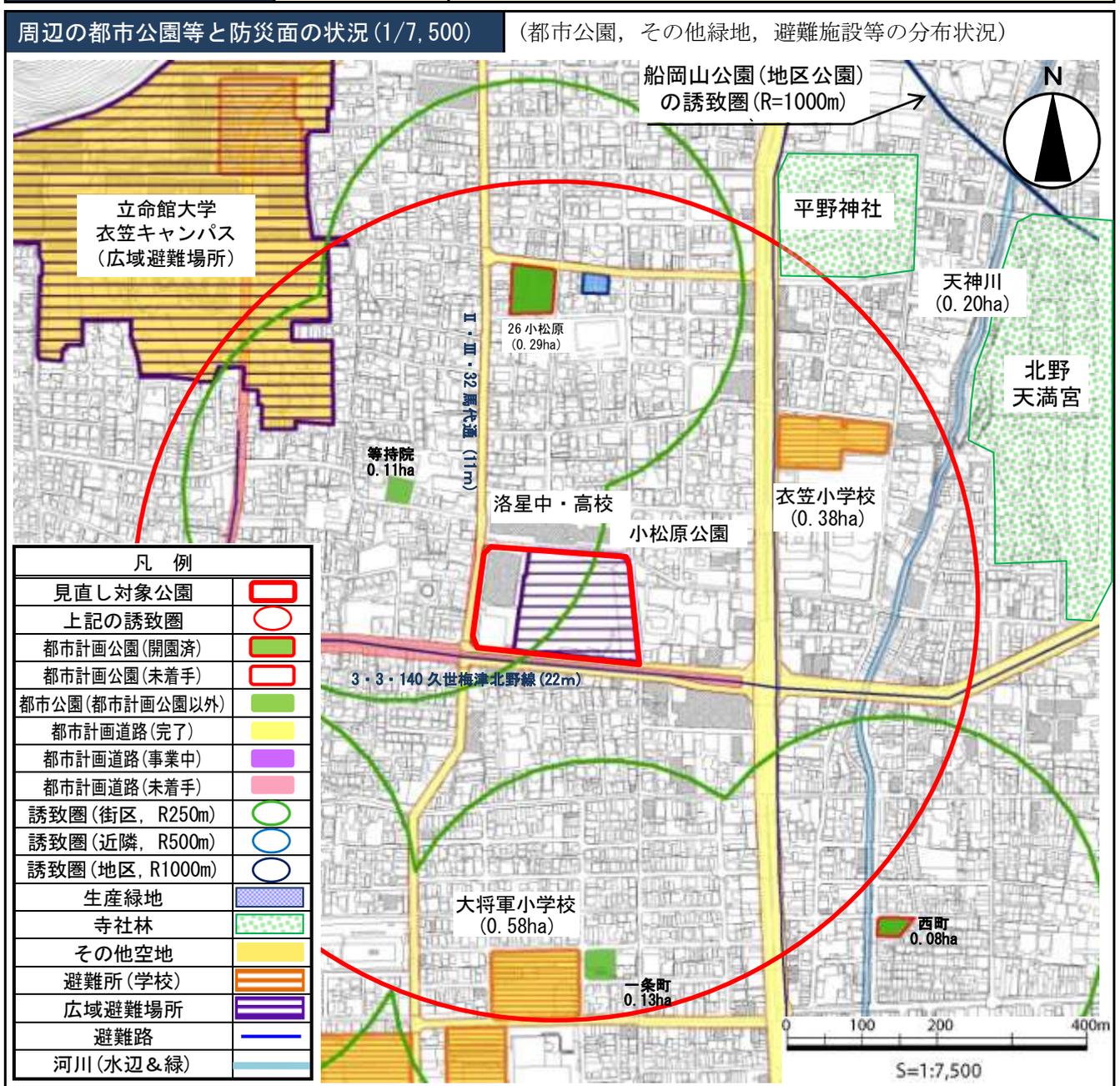
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：8,690人、面積：84.7ha、人口密度：95.1人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(19町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：8,054人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.53ha)	・(都)小松原公園(0.29ha, 400m北) ・等寺院公園(0.11ha, 250m北西) ・一乗町公園(0.13ha, 400m南)
		誘致圏外	・鷹司公園(0.11ha, 500m南西) ・西町公園(0.08ha, 500m南東)
その他緑地	誘致圏内 (小計: 0.33ha)	・平野神社(2.31haのうち0.13ha) ・天神川(0.20ha)	
その他空地	誘致圏内 (小計: 4.96ha)	・立命館大学衣笠キャンパス(14.6haのうち1.35ha)(広域避難場所) ・洛星中・高校(2.11ha) ・衣笠小学校(0.38ha) ・大將軍小学校(0.58ha)(避難所)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	洛星中・高校グラウンド: 当該公園 立命館衣笠キャンパス
	避難所	衣笠小学校(400m東), 大將軍小学校(500m南): 誘致圏内
	避難路	西大路(27m, 南北), 久世梅津北野線(22m, 南北, 未整備)



No. 15

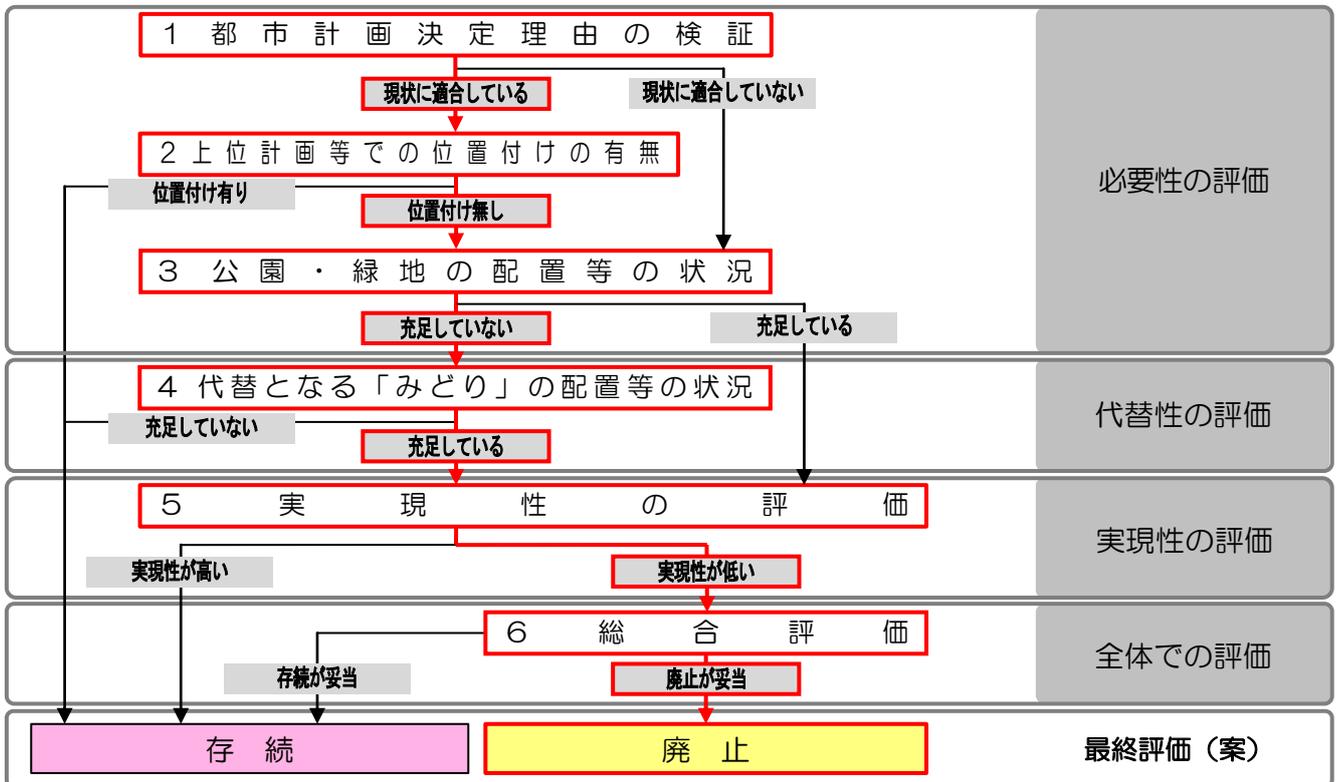
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

3・3・57 東吉祥院公園

(2013.1.9 時点)

東吉祥院公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は15 東吉祥院-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画変更理由（隣接する道路の変更に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 吉祥院公園（地区公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝5.46 m ² /人 ≥ 5 m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.83ha（近隣公園 1.0ha、街区公園 0.83ha）÷ 誘致圏の人口：3,351人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・塔南高校・祥栄小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝12.41 m ² /人 ≥ 5 m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：4.16ha（上記公園・緑地、塔南高校（開園済扱いのグラウンド除く）1.35ha、祥栄小学校 0.98ha）÷ 誘致圏の人口：3,351人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 住宅地（約20戸）を買収する必要があり、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 事務所、工場、アパート、戸建て住宅地（約20戸）
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 住宅地、工場等の買収及び塔南高校テニスコートの移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等により、事業の長期化が推定される。 住宅地、工場等は買収及び塔南高校テニスコートの移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	塔南高校テニスコートは、市有地であり、広域避難場所に指定されているため他の土地利用が行われる可能性は低い。 また、広域避難場所である吉祥院公園（グラウンド）、桂川左岸久世橋上流と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題は無い。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.9ha⇒1.0ha)
評価内容	未着手区域における住宅地、工場等の買収や塔南高校テニスコートの移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふるがな）	東吉祥院公園（ひがしきっしょういんこうえん）	都市計画番号	3.3.57																
公園位置	南区吉祥院池田町	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和20年8月27日	区域面積（当初）	3.04ha																
事業認可	昭和20年8月27日 3.04ha 昭和21年3月31日 廃止	経過年数 (平成24年3月31日基準)	66年																
都市計画決定理由等	当初都市計画決定の資料なし ※防空緑地として計画決定されたと推定される。 ※時代背景：第二次世界大戦 最終変更理由：京都高速道路の導入に伴い、都市計画道路Ⅰ・Ⅲ・26久世橋通が拡幅されることから、この道路に拡幅に係る部分を廃止するものである。																		
都市計画決定告示（最終）	平成5年3月16日	区域面積（最終）	2.9ha																
都市計画変更の内容	面積の変更（(都)久世橋通関連）	用途地域 (容積率)	工業地域 (200%, 300%)																
都市計画施設等	(都)久世橋通と隣接																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	市立塔南高校グラウンドとテニスコートを併せて「広域避難場所」(安全面積1.00ha)に位置づけ。																		
位置図（1/25,000）	(東吉祥院公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園(開園済)		都市計画公園(未着手)
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園(開園済)																		
	都市計画公園(未着手)																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和35年4月1日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	1.0ha	未着手面積	1.9ha(未着手率:65.5%)
---------	-------	-------	-------------------

整備の経過と現在の状況	<p>防空緑地として計画決定し、事業着手しようとしたが、終戦により事業廃止となった。</p> <p>昭和35年開園(開園済部分1.0ha)。</p> <p>昭和38年より開園済部分を塔南高校グラウンドとして使用(昭和38年塔南高校開校)。</p> <p>施設の現況:市立塔南高校の専用グラウンドで公園施設はない</p>
-------------	---

未着手部分の土地利用	塔南高校テニスコート, 市道(市有地), 事務所, 工場, アパート, 戸建て住宅地(約20戸), 農地(民有地)		
	整備に向けた必要事項	用地買収 建物補償	未着手部分1.9haうち民有地1.3ha 物件数:約30棟

樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



公園周辺の市街化の変遷 昭和40年の地図から、公園計画区域南側には工場が立地するものの、空地がみられた。その後、公園区域周辺で宅地化が進展し、平成8年にはほぼ全域が市街化している。

現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：3,155人、面積：73.9ha、人口密度：45.3人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(15町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：3,351人

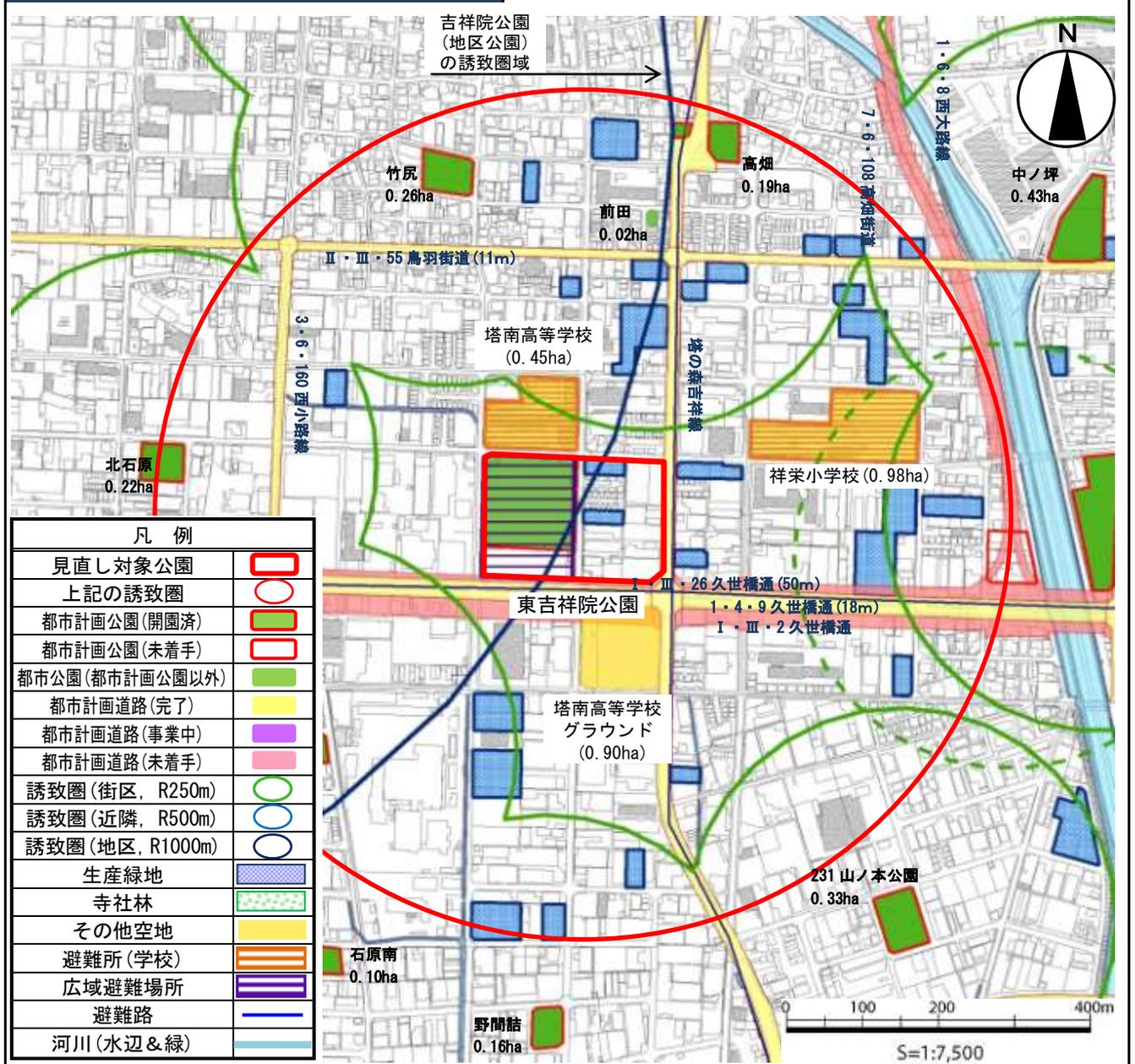
市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)東吉祥院公園(1.0ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)吉祥院公園(4.4ha, 1,000m西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.83ha)	・(都)高畑公園(0.19ha, 250m北) ・(都)竹尻公園(0.26ha, 500m北) ・(都)北石原公園(0.22haのうち0.16ha, 500m西) ・(都)石原公園(0.20ha, 400m南西) ・前田公園(0.02ha, 400m北)
		誘致圏外	・(都)山ノ本公園(0.33ha, 600m南東) ・(都)村山公園(0.61ha, 600m東) ・野間詰公園(0.16ha, 600m南)
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 2.33ha)	・塔南高校(1.35 ha, 開園済扱いのグラウンド除く)(避難所指定) ・祥栄小学校(0.98ha)(避難所指定)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	塔南高校グラウンド(テニスコートと併せて): 当該公園
	避難所	塔南高校(隣接北), 祥栄小学校(300m東): 誘致圏域内
	避難路	(都)久世橋通(50m, 東西, 未整備), 塔の森吉祥院線(15m, 南北)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.16

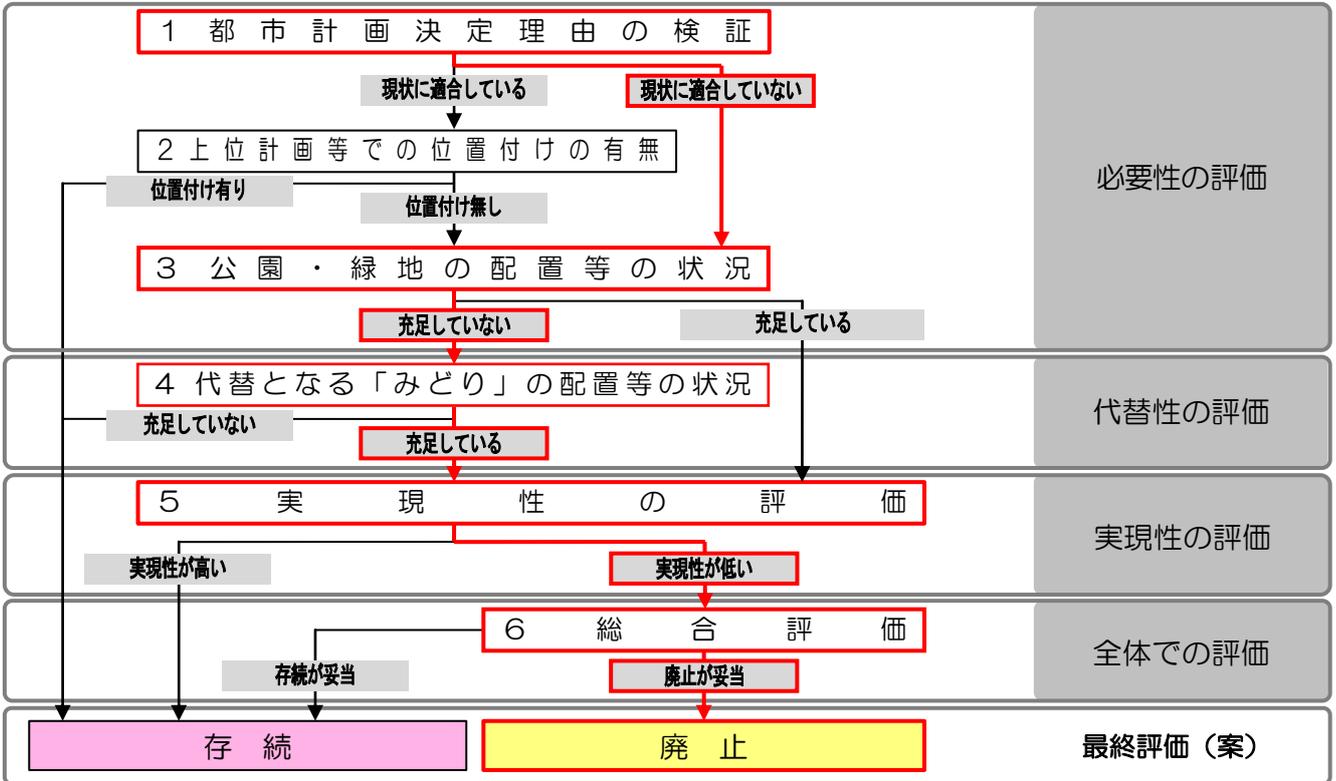
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

58 二条公園

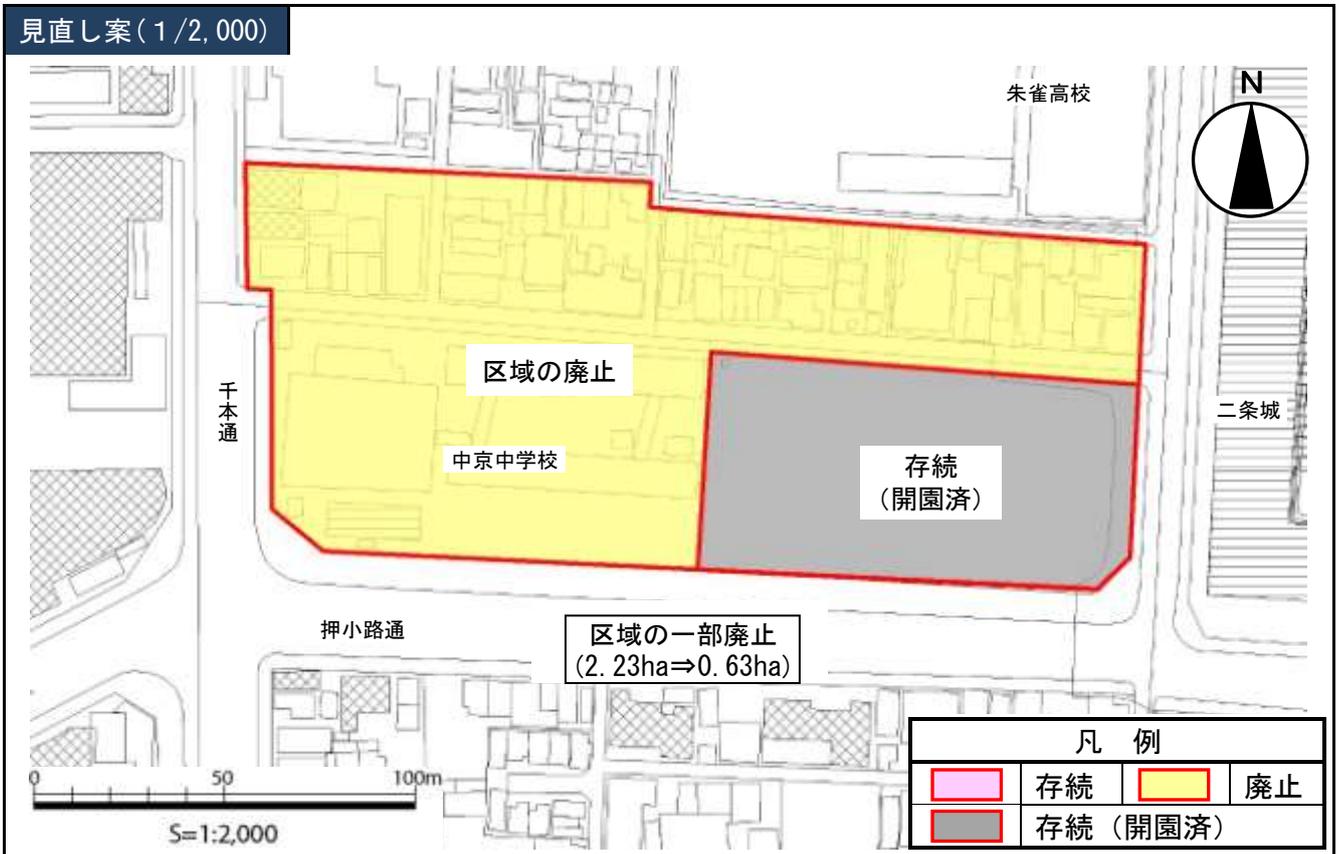
（2013.1.9時点）

二条公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は16二条-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（疎開空地を利用して西部市街地の運動公園とし、都市の健全なる発展に備えようとする）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 朱雀公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.41 m ² /人 ≤ 5m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.87ha（近隣公園 0.63ha, 街区公園 1.24ha）÷誘致圏の人口：7,774人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・二条城（環境保全、景観形成、防災） ・二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀高校・中京中学校・二条中学校・元教業小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝25.80 m ² /人 ≥ 5m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：20.06ha（上記公園・緑地、二条城 13.9ha, 二条駅前広場 1.05ha, 朱雀高校 1.52ha, 中京中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.43ha, 二条中学校 1.09ha, 元教業小学校 0.20ha）÷誘致圏の人口：7,774人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 北側市街地（住宅や業務ビル約 60 棟）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 業務ビルや住宅（約 60 棟）、中京中学校（校舎、体育館、プール）
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。 住宅地、業務ビル等の買収及び中京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある中京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、計画区域から削除しても防災上の問題は無い。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.23ha⇒0.63ha)
評価内容	未着手区域における住宅地や業務ビルの買収や中京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	二条公園(にじょうこうえん)	都市計画番号	58																
公園位置	中京区西ノ京北聖町	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示(当初)	昭和22年3月31日	区域面積(当初)	2.22ha																
事業認可	昭和24年3月25日 0.627ha (グラウンド部分)	経過年数 (平成24年3月31日基準)	65年																
都市計画決定理由等	<p>京都市は自然の恩恵に浴しているが実用的な公園の施設は完備されておらず、僅かに東部に偏倚する岡崎公園を有するのみで、之が増設は市民の文化、厚生に資するところ大なるものがある。ここに二条城に接する疎開空地を利用して西部市街地の運動公園とし、都市の健全なる発展に備えようとするにある。</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(58号)	区域面積(最終)	2.23ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 (容積率)	第一種住居地域, 商業地域 (200%, 600%)																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	都市計画公園区域内にある中京中学校が「避難所」に位置付け																		
位置図(1/25,000)	(二条公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上(未着手有)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(開園済)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園(未着手)</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上(未着手有)		関連土地区画整理事業		都市計画公園(開園済)		都市計画公園(未着手)
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上(未着手有)																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園(開園済)																		
	都市計画公園(未着手)																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和24年8月12日
------	-------	---------	------------

現在の開園面積	0.63ha	未着手面積	1.6ha(未着手率:72.7%)
---------	--------	-------	-------------------

整備の経過	昭和22年疎開空地を利用した公園として計画決定後、昭和24年に事業着手し、開園(開園済部分0.6ha)。 開園済部分を中京中学校のグラウンドとして使用(中京中学校:昭和24年現在地に移転)。 現在の施設:中学校の専用グラウンドであり、公園施設はない。
-------	---

未着手部分の土地利用	未着手部分は中京中学校校舎(RC3階:昭和56年改築)、体育館、プール等)及び千本通り沿いの業務ビルや住宅(約60棟)		
	整備に向けた 必要事項	用地確保 建物補償	中学校北側の既存市街地の民有地0.8ha(住宅地) 中学校北側の既存市街地:約60棟)

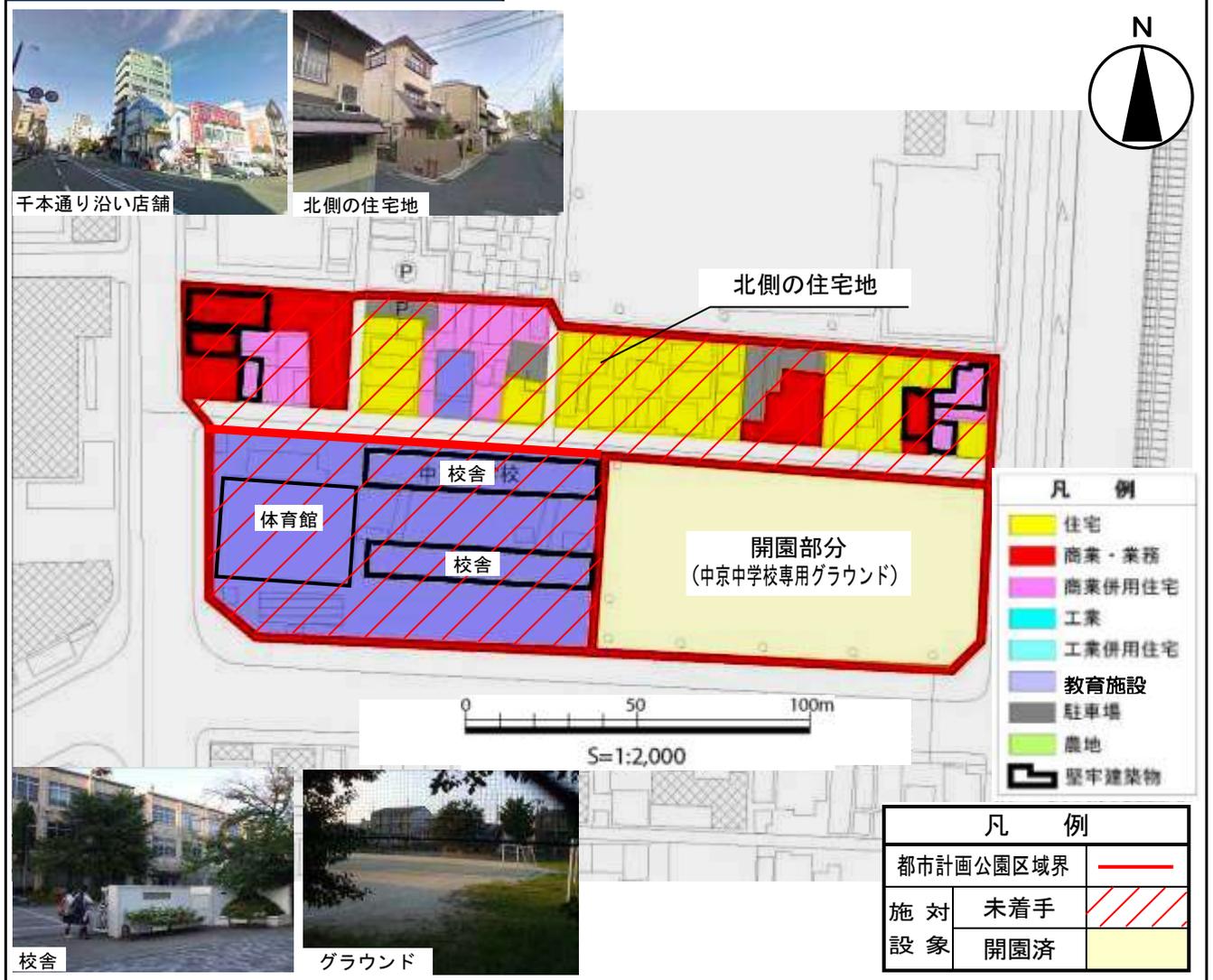
樹林地等の有無	該当無し。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------

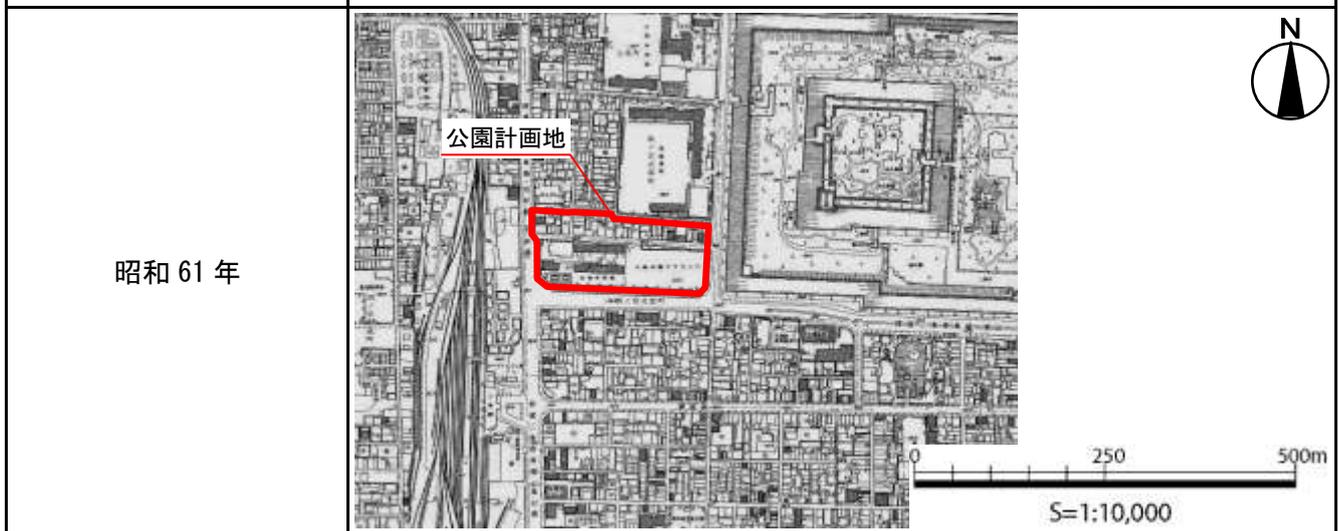
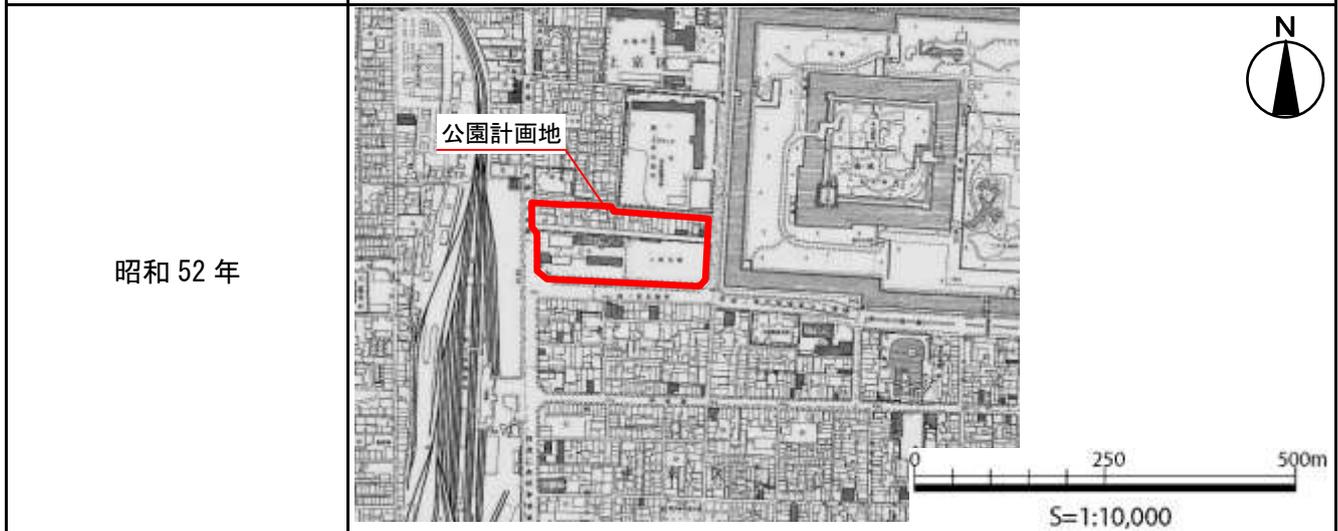
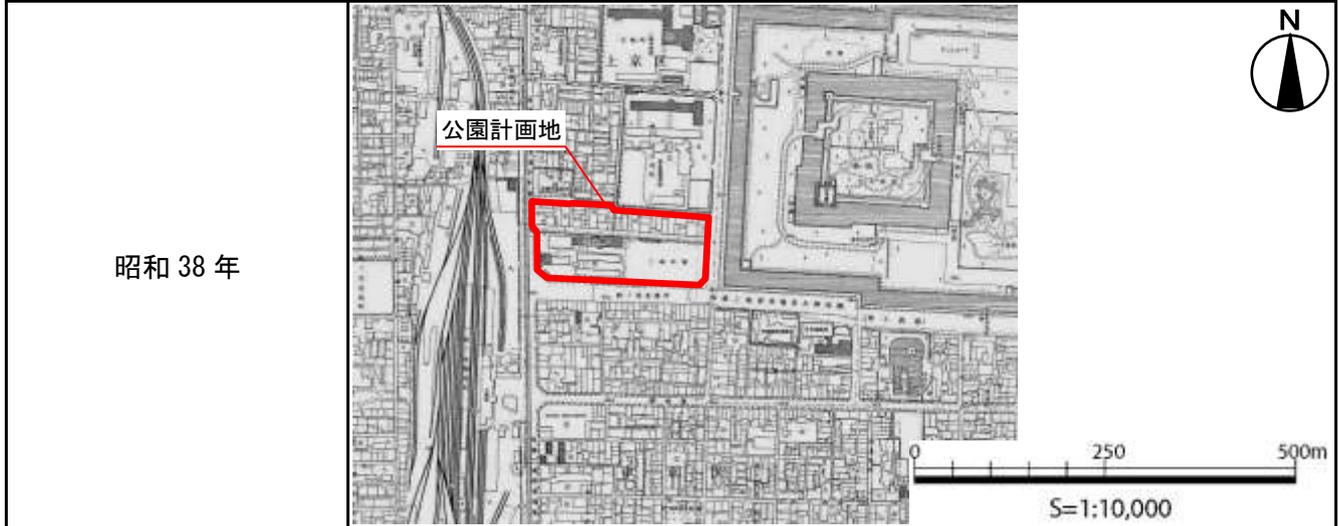
都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)



公園周辺の市街化の変遷	昭和38年の地図では、既に公園計画地には学校が立地しているとともに、公園周辺において、市街地が形成されている。
-------------	---

現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)	人口：8,338人、面積：84.2ha、人口密度：92.3人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(16町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：7,774人
----------------------------	--

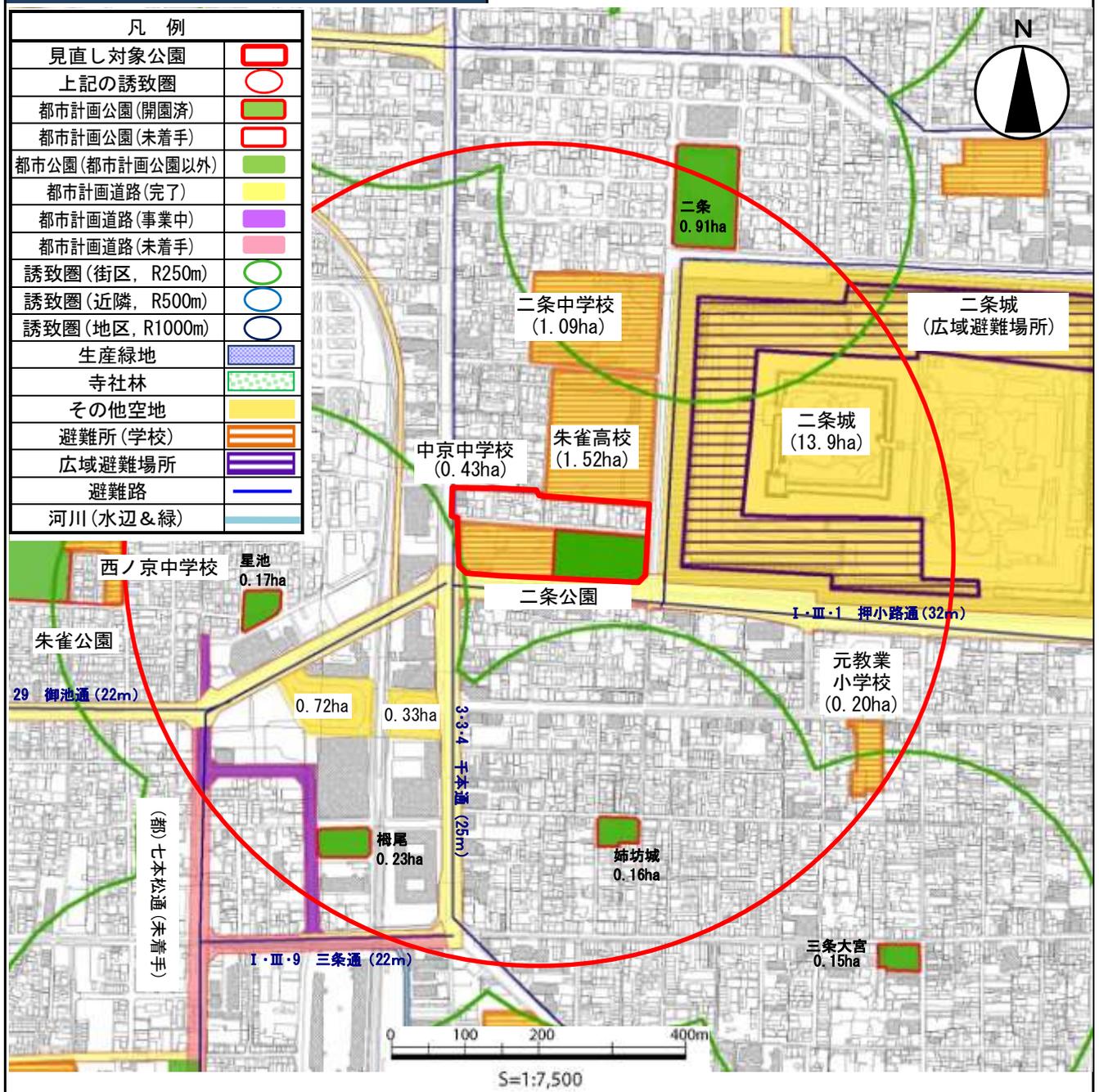
市街化の変遷図	1/10,000
---------	----------



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)二条公園(0.63ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)朱雀公園(1.9ha, 600m西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 1.24ha)	・(都)二条公園(0.91haのうち0.68ha, 500m北) ・(都)星池公園(0.17ha, 400m西) ・(都)榎尾公園(0.23ha, 400m南西) ・(都)姉坊城公園(0.16ha, 300m南)
	その他緑地	誘致圏内	・二条城(13.9ha, 誘致圏内の面積)
	その他空地	誘致圏内 (小計: 4.29ha)	・JR二条駅前広場(0.72ha, 0.33ha) ・中京中学校(0.43ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・朱雀高校(1.52ha) ・二条中学校(1.09ha) ・元教業小学校(0.20ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	二条城(200m東)
	避難所	中京中学校(隣接北), 朱雀高校(100m北), 二条中学校(300m北): 誘致圏内
	避難路	押小路通(32m, 東西), 千本通(25m, 南北)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.17

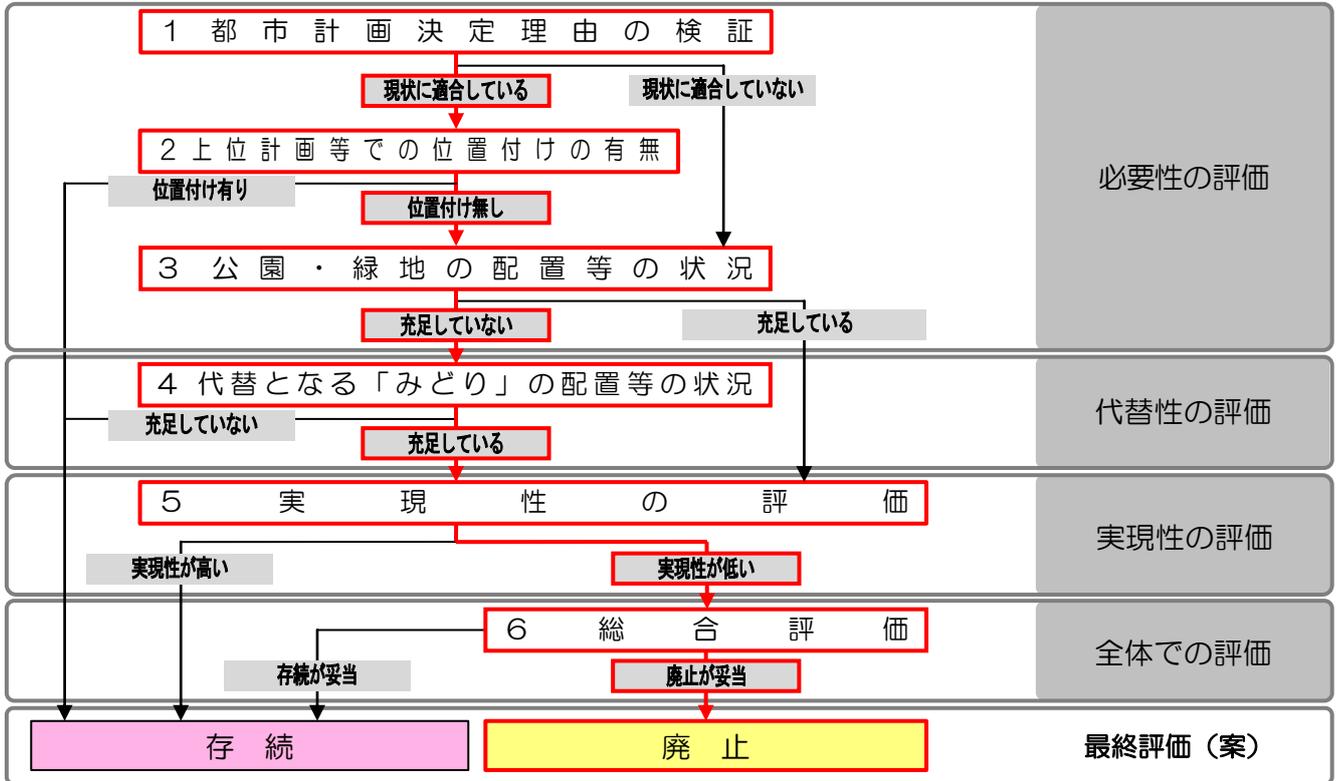
京都市都市計画施設等の見直し調書（都市計画公園）

76 伏見公園

（2013.1.9時点）

伏見公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は17伏見-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（隣接する道路の建設に伴うもの）は、現在も意義はある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けは無い。
3 公園・緑地の配置等の有無	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 本公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアはなく、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝4.73 m²/人 ≤ 5 m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：3.39ha（近隣公園 2.3ha, 街区公園 1.09ha）÷ 誘致圏の人口：7,162人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・宇治川（環境保全、景観形成、防災） ・桃陵中学校・伏見南浜小学校（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション）</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝23.82 m²/人 ≥ 5 m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：17.06ha（上記公園・緑地、宇治川 13.05ha, 桃陵中学校（開園済扱いのグラウンド除く）0.48ha, 伏見南浜小学校 0.07ha, ちびっこひろば 0.07ha） ÷ 誘致圏の人口：7,162人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象は無い。</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 市道の廃止となると、代替路の確保等により事業の長期化が推定される。 市道の廃止が必要であり、代替路の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手部分は市道であり、また、開園部において広域避難場所としての機能があることから、計画区域から削除しても問題は無い。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.5 ha⇒2.3ha)
評価内容	未着手区域における市道を廃止することは困難と推定されること、開園部にて広域避難場所としての機能があることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	伏見公園（ふしみこうえん）	都市計画番号	76
公園位置	伏見区桃陵町	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示（当初）	昭和23年5月5日	区域面積（当初）	4.92ha
事業認可	—	経過年数 (平成24年3月31日基準)	64年
都市計画決定理由等	<p>当初理由：幸いにして戦災を免がれた本市は、その歴史的特性等より勘案して将来文化観光都市としての発展が予測されるにもかかわらず市内における公園施設に乏しく市民の保健衛生上は勿論今後本市の健全なる発展の観点から遺憾の点が少なくないで差し当り本案の通り二公園を追加決定し将来の合理的なる公園配置計画の一助に資そうとするものである。(京都御苑と同時決定)</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p> <p>最終変更理由：国道24号線観月橋附近の交通渋滞を解消するため施工中の第2観月橋の建設にともない、周辺地区の都市施設（公園、道路、保育所）の整備計画を総合的に検討した結果、伏見公園を本案のように変更するものである。</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和47年6月27日	区域面積（最終）	2.5ha
都市計画変更の内容	面積の変更(縮小)	用途地域 (容積率)	第一種中高層住居専用地域 (200%, 300%)
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	都市計画公園全体(桃陵中学校グラウンドも含む)が「広域避難場所」(安全面積：1.90ha)に位置付け		
位置図（1/25,000）	(伏見公園の誘致圏域と周辺における同種公園(近隣公園)の誘致圏域)		
凡 例			
	見直し対象公園		
	上記の誘致圏域		
	同種都市計画公園誘致圏域		
	同上(未着手有)		
	関連土地区画整理事業		
	都市計画公園(開園済)		
	都市計画公園(未着手)		

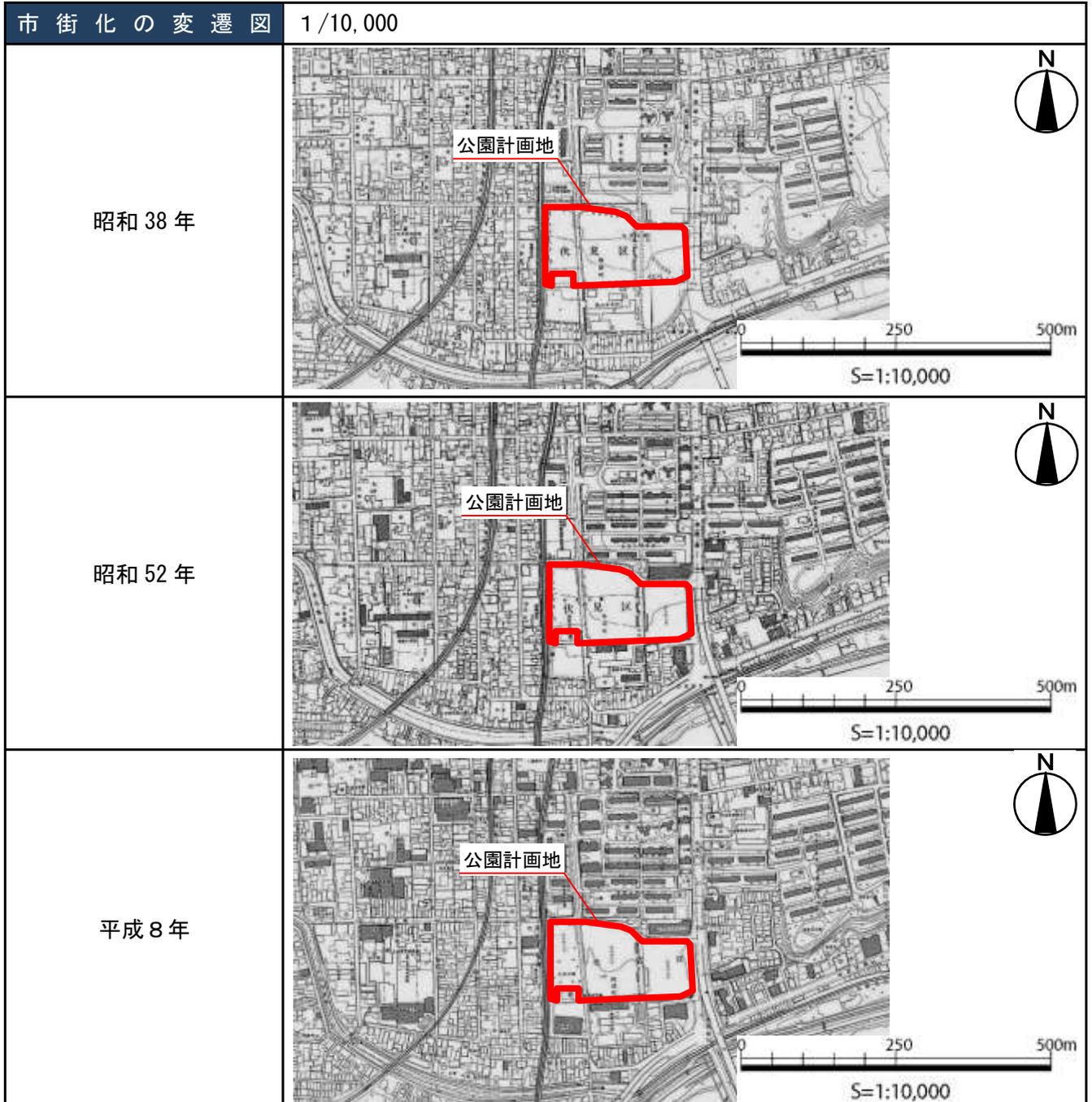
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和26年3月31日
現在の開園面積	2.3ha	未着手面積	0.2ha(未着手率:8.0%)
整備の経過と現在の状況	<p>昭和23年旧軍用地を借用した公園として計画決定後、昭和25年事業着手(約4.9haのうち約2.8ha)し、昭和26年開園。 昭和35年隣接する国道の拡幅に伴い計画変更(約2.6ha)。 昭和44年から開園部の一部(約0.7ha)を桃陵中学校のグラウンドとして使用。 昭和47年隣接する国道の橋梁建設に伴い計画変更(約2.5ha)。</p> <p>施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 西側：多目的広場，砂場，パーゴラ等 中央：野球場，運動場 東側：市立桃陵中学校専用グラウンド 		
未着手部分の土地利用	未着手部分は市道である。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 その他	民有地はなく，用地買収は不要 市道の廃止
樹林地等の有無	該当無し。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特に無い。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		

都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に公園は整備されており、公園計画地南側には学校が立地している。昭和52年、平成8年の地図では、公園周辺において道路整備、市街化が進んでいる。

現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：7,162人、面積：78.6ha、人口密度：91.1人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(32町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：7,152人



都市公園等の配置状況	近隣公園上	誘致圏内	・(都)伏見公園(2.3ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)伏見港公園(4.0ha, 800m南西)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 1.09ha)	・(都)南部公園(0.26ha, 700m北西) ・泰長老高江(0.61ha, 300m東) ・東奉行公園(0.07ha, 100m東) ・柿の木浜公園(0.11ha, 300m西) ・両替町公園(0.01ha, 200m西) ・松平筑前公園(0.05haのうち0.03ha, 500m北)
	その他緑地	誘致圏内	—
	その他空地	誘致圏内 (小計: 13.67ha)	・宇治川(13.05ha) ・桃陵中学校(0.48ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・伏見南浜小学校(0.07ha) (避難所指定) ・ちびっこひろば(0.07ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	伏見公園(桃陵中学校グラウンドを含む), 桃山御陵
	避難所	桃陵中学校(グラウンドと公園が重複), 伏見南浜小学校: 誘致圏内
	避難路	伏見新町線(15m), 伏見大手筋線(15m), 外環状線(22m)

